平成九年大蔵省・農林水産省令第一号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則

関する法律施行規則を次のように定める。 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律施行令(平成九年政令第八号)第三条、 第四条及び第六条の規定に基づき、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に

に掲げる措置とする。 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律 (平成八年法律第百十八号。 以下「法」という。)第四条第二項第三号の主務省令で定める措置は、

次

- 自己資本の充実を図るための措置
- 前号に掲げるもののほか、財務内容の健全性の確保を図るための措置

(基本方針の届出)

- 第二条 法第四条第六項の規定による届出は、届出書に次に掲げる書類を添付して、基本方針を定め、又はこれを変更した日から十四日以内に、 ればならない。 これを農林水産大臣及び金融庁長官に提出してしな
- 基本方針を定めた場合には当該基本方針、基本方針を変更した場合には変更しようとする事項及びその理由を記載した書面
- 法第四条第三項の総会(同条第四項の総代会を含む。)及び同条第五項の経営管理委員会の議事録
- その他参考となるべき事項を記載した書面

(情報通信の技術を利用する方法)

第三条 法第十一条第三項(法第二十五条第二項において準用する場合を含む。)の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- られたファイルに記録する方法 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備え
- 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(法第十一条第四項の主務省令で定める方法)

第四条 法第十一条第四項(法第二十五条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める方法は、前条第二号に掲げる方法とする

(催告を要しない債権者)

第五条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号。以下「令」という。)第三条第一項の債権者で農林水産省令・内閣府令 で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。

(合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項) 令第三条第二項において準用する同条第一項の債権者で農林水産省令・内閣府令で定めるものは、 共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

る最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨(最終事業年度がない場合にあっては、その旨)とする。 法第十二条第一項第二号(法第二十七条において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日におけ

(農林中央金庫の事前開示事項)

第五条の三 法第十二条の二第一項の主務省令で定める事項は、 農林中央金庫については、次に掲げる事項とする。

令第一条第二号及び第四号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

二 信用農水産業協同組合連合会(法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。)(清算組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条の三又 八十六号)第四百七十五条(第三号を除く。)の規定により清算する信用農水産業協同組合連合会をいう。次号及び次条第四号において同じ。)を除く。)についての次に掲げる事項 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十二条第五項若しくは同法第百条第五項において準用する同法第七十七条において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第

最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合法第三十六条第七項及び水産業協同組合法第四十条第七項に規定する決算関係書類をいう。)(最終事業年度がない場合にあっては、 当該信

。)後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。) 用農水産業協同組合連合会の成立の日における貸借対照表)の内容 の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第十二条の二第一項第二号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日(以下この条において「合併契約備置開始日」という (最終事業年度がない場合にあっては、信用農水産業協同組合連合会の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該信用農水産業協同組合連合会

信用農水産業協同組合連合会(清算組合に限る。)が農業協同組合法第七十二条第一項又は水産業協同組合法第九十二条第五項若しくは同法第百条第五項において準用する同法第七十五条第一

開始日後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。 農林中央金庫において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の農林中央金庫の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容 合併が効力を生ずる日以後における農林中央金庫の債務 (法第十二条第一項の規定により合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関す (合併契約備置

合併契約備置開始日後合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(信用農水産業協同組合連合会の事前開示事項)

令第一条第二号及び第四号についての定め(当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項*の四 法第十二条の二第一項の主務省令で定める事項は、信用農水産業協同組合連合会については、次に掲げる事項とする 次に掲げる事項とする

- 農林中央金庫の定款の定め
- 農林中央金庫についての次に掲げる事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の農林中央金庫の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第十二条の二第一項第一号イ又最終事業年度に係る決算関係書類(農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第三十五条第六項に規定する決算関係書類をいい、同条第一項に規定する附属明細書を除く。)の内容

- たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。) は口に掲げる日のいずれか早い日(以下この条において「合併契約備置開始日」という。)後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新
- 信用農水産業協同組合連合会(清算組合を除く。)についての次に掲げる事項
- 他の信用農水産業協同組合連合会の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合併契約備置開始日後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存するこ・ 信用農水産業協同組合連合会において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、信用農水産業協同組合連合会の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その ととなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)
- 信用農水産業協同組合連合会において最終事業年度がないときは、信用農水産業協同組合連合会の成立の日における貸借対照表
- 合併が効力を生ずる日以後における農林中央金庫の債務(法第十二条第一項の規定により合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関す
- 合併契約備置開始日後、 前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、 変更後の当該事項

(電磁的記録)

第五条の五 法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記 録したものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五条の六 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする 法第十二条の二第二項第三号

(合併認可申請書及び事業譲渡認可申請書の添付書

第六条 令第四条第一項の農林水産省令・内閣府令で定める合併認可申請書に添付する書類は、 次に掲げる書類とする。

法第十条に規定する合併総会の議事録(法第九条の二第一項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う農林中央金庫にあっては、同項の経営管理委員会の議事録

- 合併契約の内容を記載した書面
- 令第二条第一項の規定による通知をしたことを証する書面
- 法第十一条の二第一項又は第二項の規定による請求をした会員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書

五. 方法によりした場合における当該農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会にあっては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しく・ 法第十二条第一項の規定による公告及び催告 (合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が公告を官報のほか、定款に定めた法第十二条第二項各号のいずれかに掲げる公告の

六 農林中央金庫の定款、事業計画書、事務所の所在地及び農林中央金庫代理業者(農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次項において同じ。) 央金庫代理業(同条第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。次項において同じ。)を営む営業所又は事務所を記載した書面並びに役員の構成、 は担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面 その氏名及び略歴を記載した書面 が農林中

農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の合併の認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに最近の日計表

法第十九条第二項の規定による業務の継続の期限を記載した書面 法第十三条第一項の規定による持分払戻請求をした農林中央金庫の会員又は法第十四条第一項の規定による持分払戻請求をした信用農水産業協同組合連合会の会員に関する事項を記載した書面

法第十九条第三項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

合併費用を記載した書面

- 2 令第四条第二項において準用する同条第一項の農林水産省令・内閣府令で定める事業譲渡認可申請書に添付する書類は、十二 その他参考となるべき事項を記載した書面
- 2 法第二十五条第一項の総会 (同条第二項において準用する法第九条第三項の総代会を含む。) 又は法第二十六条第一項の総会 (同条第二項において準用する法第四条第四項の総代会を含む。)

次に掲げる書類とする。

全部事業譲渡契約又は一部事業譲渡契約の内容を記載した書面

- 令第二条第二項において準用する同条第一項の規定による通知をしたことを証する書面
- したこと又は事業譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面 法第二十七条において準用する法第十二条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、 若しくは担保を提供し、 若しくは信託
- 農林中央金庫の定款、 事業計画書、事務所の所在地及び農林中央金庫代理業者の農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所を記載した書面並びに役員の構成、 その氏名及び略歴を記載した
- 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等(法第二条第一項に規定する特定農水産業協同組合等をいう。以下同じ。)の事業譲渡の認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計
- 算書並びに最近の日計表 法第二十七条において準用する法第十三条第一項の規定による持分払戻請求をした農林中央金庫の会員又は法第二十七条において準用する法第十四条第一項の規定による持分払戻請求をした
- 特定農水産業協同組合等の組合員又は会員に関する事項を記載した書面 法第二十七条において準用する法第十九条第二項の規定による業務の継続の期限を記載した書面 法第二十七条において準用する法第十九条第三項の規定による信託業務を終了したことを証する書
- 事業譲渡費用を記載した書面
- 十三 その他参考となるべき事項を記載した書面十二 事業譲渡を行った後の特定農水産業協同組合等の取扱いに関する事項

(農林中央金庫の事後開示事項)

第六条の二 法第十八条の二第一項の主務省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

- 合併が効力を生じた日
- 二 農林中央金庫における次に掲げる事項
- 法第十一条の二第二項の規定による請求に係る手続の 経過
- 法第十二条及び第十三条の規定による手続の経過
- イ 法第十一条の二第一項の規定による請求に係る手続の経過三 信用農水産業協同組合連合会における次に掲げる事項
- 法第十二条及び第十四条の規定による手続の経過
- 法第十二条の二第一項の規定により信用農水産業協同組合連合会が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項合併により農林中央金庫が信用農水産業協同組合連合会から承継した重要な権利義務に関する事項
- 前各号に掲げるもののほか、合併に関する重要な事項
- (業務の継続の承認申請書の添付書類)

第七条 令第六条第一項第四号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する農林水産省令・内閣府令で定める書類は、 る取引の状況について知ることができる書面その他参考となるべき事項を記載した書面とする。

合併又は事業譲渡時における法第十九条第四項に規定する業務に係

(合併契約の内容を除く。)

(純資産額)

第七条の二 法第二十六条の二第一項の主務省令で定める方法により算定される額は、 貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額とする。

(劣後特約付金銭消費貸借)

第八条 法第三十三条第一号の金銭消費貸借であって主務省令で定めるものは、 るものとする。 元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、次に掲げる性質のすべてを有す

- 担保が付されていないこと。
- その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること

(事業計画の認可の申請等)

第九条 指定支援法人は、法第三十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に、 融庁長官に提出しなければならない 認可申請書に同項の事業計画書及び収支予算書を添付して農林水産大臣及び金

に提出しなければならない。 指定支援法人は、法第三十六条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、 認可申請書に変更しようとする事項及びその理由を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官

第一項の収支予算書は、収入にあってはその性質、 支出にあってはその目的に従って区分しなければならない

(事業報告書等の提出)

(業務の代理の認可の申請等) 指定支援法人は、法第三十六条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書を、 毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならな

(農林中央金庫等が同項前段の認可を受けてその業務を代理(媒介を含む。 農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会(以下この条において「農林中央金庫等」という。)は、法第四十二条第三項前段の規定による認可を受けようとするときは、 第三号並びに第三項第五号及び第十四号(4)において同じ。)させる農業協同組合、 漁業協同組合又は水産加工業協 業務代理 同

組合をいう。 ならない。 以下同じ。)に関する次に掲げる事項を記載した認可申請書を農林水産大臣及び金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなけれ

- 役員の氏名
- 代理事業(業務代理組合が行う農林中央金庫等の業務の代理を行う事業をいう。以下この条において同じ。)を行う事務所の名称及び所在地
- 業務代理組合が行う代理事業によりその信用事業を行う農林中央金庫等(以下この条において「所属農林中央金庫等」という。)の名称
- 組合業務(業務代理組合が行う代理事業以外の業務をいう。以下この条において同じ。)の種類
- 子法人等(農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)第十一条第三項に規定する子法人等又は水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)第九条第二項に規定役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあっては、当該役員の氏名並びに当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類
- する子法人等をいう。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類
- 前項の認可申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 業務代理組合の定款及び登記事項証明書
- 次に掲げるもののほか、代理事業の内容及び方法を記載した書類
- 業務代理組合が取り扱う次に掲げる行為に係る契約の種類(貯金又は預金の種類、貸付先の種類及び貸付けに係る資金の使途を含む。 ロにお
- (2) (1) 貯金若しくは預金又は定期積金(以下この条において「貯金等」という。)の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 業務代理組合が取り扱うイ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別(代理及び媒介のいずれも行う場合は、その旨)
- 制及び次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に掲げる体制を含む。) 制及び次の(1)又は(2)こ掲げる易合の区分こなご、当亥(L)ては「2)に易どうに関いた。これでに掲げる行為に関して取得した利用者に関する情報を適正に取り扱うための体を行う事業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制、イ(1)から(3)までに掲げる行為に関して取得した利用者に関する情報を適正に取り扱うための体制、イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかので、これのでは、2)に関いていて、2)にあり、3)までに掲げる行為のいずれか
- イ(1)から(3)までに掲げる行為に関して利用者から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するた
- ② 電気通信回線に接続している電子計算機を利用してイ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業を行う場合 るための体制 利用者が当該業務代理組合と他の者を誤認することを防止す
- 業務代理組合の役員の履歴書、業務代理組合の役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面、業務代理組合が次項第十四号ロ及びハのいずれにも該当しないことを当該業務代理組合が誓約する
- 五 業務代理組合の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでない |面並びに業務代理組合の役員が同号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- ときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 業務代理組合の代理事業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面(代理事業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。)
- 務代理組合の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面 業務代理組合の認可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、認可の申請の日を含む事業年度に設立された業務代理組合にあっては、
- 業務代理組合が会計監査人を置く業務代理組合であるときは、認可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面 業務代理組合の代理事業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 所属農林中央金庫等が業務代理組合について保証人の保証を徴するときは、 当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第七号に掲げる書類
- 組合業務の内容及び方法を記載した書面
- 十三 代理事業を行う事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、 代理事業の運営に関する内部規則等

記載した書面

警備状況等を含む。)並びに当該事務所で行う代理事業の業務運営を指揮する所属農林中央金庫等の事務所の名称を

- 十四四 次に掲げる事項を記載した代理事業に係る業務の委託契約書の
- 代理事業を行う事務所の設置、廃止又は位置変更に関する事項
- 代理事業の内容(代理又は媒介の別を含む。)に関する事項
- 業務代理組合の次に掲げる行為を禁ずる規定

- (1)先以外の者のために利用する行為 所属農林中央金庫等の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該所属農林中央金庫等及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属農林中央金庫等及び当該取引
- 次項第三十四号イからヌまでに掲げる行為
- 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する業務代理組合の責任に関する事項
- ホ 所属農林中央金庫等による監督、監査又は報告徴求に関する事項
- 契約の期間、更新及び解除に関する事項
- \vdash 第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の内容の店頭掲示に関する事
- チ 第三号イ (1) から (3) までに掲げる行為について利用者に加えた損害の賠償責任に関する事項
- IJ 次項に規定する基準(これに付された条件を含む。)に適合していることを確保するための措置に関する事項
- その他必要と認められる事項

ヌ

前各号に掲げる書類のほか、法第四十二条第三項の認可の審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 :林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファー非対象区分に該当するものであること。 中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。)の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分、 バッファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等(農 林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号)第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資 農林中央金庫が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が 同林

二 信用農水産業協同組合連合会が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代理が当該申請をした信用農水産業協同組合連合会の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除 三項において準用する同法第五十八条の二第二項に規定する子会社等をいう。)の自己資本の充実の状況が農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第二項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした信用農水産業協同組合連合会及びその子会社等(農業協同組合法第五十四条の二第二項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第百条第 十三号)第三条第一項の表の非対象区分又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十五号)第三条第一項の表き、当該申請をした信用農水産業協同組合連合会の自己資本の充実の状況が農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第 の非対象区分又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。 所属農林中央金庫等が、法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき業務代理組合がその信用事業(当該業務代理組合が農業協同組合である場合にあっては、 農業協同組合法第十条第

一項第三号の事業をいう。)の全部を直接又は間接に譲り渡した相手方であること。 代理事業が、法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき、業務代理組合が譲り渡した信用事業の範囲を超えるものでないこと

業務代理組合が、同時に二以上の農林中央金庫等の業務の代理を行うものでないこと。

契約の代理又は媒介を行わないものであること。 代理事業が、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約又は農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

七 前項第十四号に規定する委託契約書の案において、同号イからヌまでに掲げる事項の全てが記載されていること。

業務代理組合において、前項第七号に掲げる書類に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が、五百万円以上であること。

業務代理組合が、代理事業開始後三事業年度を通じて、前号に掲げる基準に適合すると見込まれること。

業務代理組合が、組合業務を行うことによりその代理事業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること

業務代理組合の事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、利用者の情報の管理が適切に行われること。

所属農林中央金庫等の経営管理に係る体制等に照らし、業務代理組合が、代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者(当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を当該代理事業を行う事務所(主たる事務所以外の事務所 代理事業に関する能力を有する者の確保の状況、代理事業の業務運営に係る体制等に照らし、業務代理組合が次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

同じ。)を行う場合にあっては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。 者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であってその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。(2)において 置していること。ただし、当座貯金若しくは当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は前項第三号イ(2)に掲げる行為(所属農林中央金庫等が受け入れたその利用の確保を統括管理する業務に係る統括責任者(当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を主たる事務所に(従たる事務所において代理事業を営まない場合を除く。)、それぞれ配 て「従たる事務所」という。)に他の従たる事務所における当該代理事業を管理する部署を置いた場合にあっては、当該部署を置いた従たる事務所)ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守 (以下イにおい

ると認められる者であって、 当座貯金又は当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介「当座貯金業務、当座預金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有す 当座貯金業務又は当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

- (2) 前項第三号イ(2)に掲げる行為「資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確に遂行することができると認め
- オンライン処理その他の適切な方法により処理する等、代理事業の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。
- 人的構成、資本構成又は組織等により、代理事業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。 代理事業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等、 法令等を遵守した運営が確保されると認められること

役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。

(1) 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

- (2)中の者を除く。) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者(刑の執行猶予
- (3) しの日から五年を経過しない者 いて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は外国銀行の日本における代表者であった者で、その取消 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(解散の命令又は更新の拒否の場合にあっては、当該解散の命令又は更新の拒否の処分がなされた日。以下この (3)及び口に
- 法第四十二条第五項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十六第一項の規定により法第四十二条第三項の認可を取り消された場合
- 定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合 書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし 、又は同法第五十二条の五十六第一項の規
- 用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準 五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合 (昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、 同
- 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合 (昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、 又は
- (v) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一

項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

- する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第 一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項において準用
- の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、 又は同法第九十五条
- (riii) 水産業協同組合法第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消され、 漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合 又は同法第百二十四条の二の
- の規定により解散を命ぜられた場合 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、 又は同法第八十六条
- 項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合 (昭和五十八年法律第三十二号)第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、 又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一
- 一項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十八条第一項 (5)において同じ。)を取り消された場合 (第三号及び第四号を除く。) の規定により同法第十二条の登録 (同法第十一条第
- (x i i)業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている(i)から(xi)までに規定する認可、 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、 免許、 許可 貸金

- 許、許可若しくは登録の更新を拒否された場合 若しくは登録(当該認可、免許、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の認可、 免許、 許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、 免
- (4)代理を行っていた農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫等が法第四十二条第三項の認可を取り消された場合において、その取消しに係る業務の
- (5)否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の 用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百 拒否の処分がなされた日。(6)において同じ。)から五年を経過しない者 等に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあっては、当該更新の 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項 (長期信用銀行法第十七条、
- 業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。)を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録(同条と同種類の登録にあっては、同法第十一条第二項に規定する預金等媒介 しの日から五年を経過しない者 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項
- 次に掲げる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者
- 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- 第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、 執行役、 会計参与、 監査役、会計監査人若しくは外国銀行の日本における代表者又は同
- 又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、 執行役、 会計参与、 監査役若しくは会計監査人
- (iv) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行

法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

- (v)労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により
- (vi)する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、 監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関
- (vii) 命ぜられた役員 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を
- 水産業協同組合法第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第百二十四条第二項の規定により改選を
- れた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜら
- 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (x)金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項 (第二号を除く。) の規定により解任を命ぜられた役員
- (x i i) (x i) 業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、 監査役、会計監査人又はこれらに準ず
- (8) 法 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業 出資の受入れ、 預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和二十九年法律第百九十五号)若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国

の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、 又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しな

- (3)(i)から(xii)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者
- イ(8)に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、 その刑の執行を終わり、 又はその刑
- じ。)の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。 主たる組合業務等(組合業務及び代理事業(前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業及び当該事業に付随する業務を除く。)をいう。 以下この項において同
- 所属農林中央金庫等の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて同項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業を行う場合を除く。)。 貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。)に係るものを除く。)であることその他の組合業務等における利用者との間の取引関係 中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(所属農林中央金庫等から地域における人口の減少等に伴う当該 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(所属農林
- と認められること。 組合業務等による取引上の優越的地位を不当に利用して、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業に係る利用者の保護に欠ける行為が行われるおそれがある
- 切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること。 その他前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の内容に照らして組合業務等を行うことが利用者の保護に欠け、又は所属農林中央金庫等の業務の健全か
- がないと認められる場合にあっては、前号イからハまでのいずれにも該当しないこと。)。 業として行う前項第三号イ(2)に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること(その業務について所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能 主たる組合業務等の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号ロ及びハのいずれにも該当せず、 かつ、
- 所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。
- 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であって、 次のいずれにも該当すること(イに該当する場合を除く。)
- 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。
- (2) 規格化された貸付商品であってその契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。
- 林中央金庫等に対し、組合業務等における信用の供与の残高その他の所属農林中央金庫等が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。は電磁的方法(農業協同組合法第十一条の十九第二項、水産業協同組合法第十一条の三第四項又は農林中央金庫法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。)による同意を得て、 組合業務等として信用の供与を行っている利用者に対し、代理事業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ利用者の書面又
- なされていること。 組合業務等における利用者との間の取引関係その他の事情に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われないよう業務を適切に管理するための体制整備が
- 業務代理組合において、代理事業を行う事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別紙様式第四号に定める様式の標識が掲示されること。代理事業が、業務代理組合の利用者の利便性に照らし、必要と認められるものであること。
- 業務代理組合が、自己の名義をもって、他人に前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業を行わせないこと。
- 二十一 業務代理組合において、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に関して利用者から金銭その他の財産の交付を受けた場合に、管理場所を区別することその他の方法により当 金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又は所属農林中央金庫等に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理されていること。
- 二十二 業務代理組合が前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行うときに、あらかじめ、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにすること。
- 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約の締結を代理するか媒介するかの別
- 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に関して利用者から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属農林中央金庫等からの権限の付与が
- 庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、 十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者又は水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあっては、次に掲げる事項 業務代理組合が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用 農業協同組合法第九
- 第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合又は水産 条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三 業協同組合法第百六条第三項に規定する所属組合をいう。以下この項において同じ。)に利用者が支払うべき手数料が異なるときは、 利用者が締結しようとする前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約につき利用者が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属金融機関(銀行法第二 その旨

- 利用者が締結しようとする前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を所属金融機関のために行っているときは、その旨
- (3) 所属金融機関の商号又は名称
- 水産省令第一号)第十一条及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第二号)第八条の規定の例により、貯金等に係る契約の内容その他貯金者等に参考と 業務代理組合において、前項第三号イ(1)に掲げる行為に関し、貯金者等の保護に資するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林
- 確保するための措置が講じられること。 業務代理組合において、その代理事業に係る重要な事項の利用者への説明、その代理事業に係る行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を
- するための措置が講じられること。 命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口(前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を除く。)において、貯金等との誤認を防止 除く。)又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十二条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する 業務代理組合において、金融商品の販売(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を
- 業務代理組合において、利用者に対し、その事務所の前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を当該行為を行う窓口と誤認させないための措置が講じられること。業務代理組合において、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行う事務所の窓口に、当該行為を行う旨が利用者の目につきやすいように掲示されること。
- 業務代理組合において、第二十二号ニ(2)に掲げる事項を明らかにしたときは、利用者の求めに応じ、所属金融機関の同種の契約の内容その他利用者に参考となるべき情報の提供を行
- 二十九 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、職員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい うための措置が講じられること。
- 三十 業務代理組合において、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び業務代理組合に対する当該情報の提供を行うものをいう。)から提供を受けた情報であ 滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられること。
- 三十一 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表 されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられること。 って個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられること。
- 為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。)をいう。) 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報(当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金 業務代理組合における利用者に関する情報について、次に掲げる事項を確保する措置が講じられること。
- 険媒介業務(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。)に係る業務を除く。ロにおいて同じ。)に利用されないこと。 が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等(保険募集(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。)及び保
- 組合業務等において取り扱う利用者に関する非公開情報(その組合業務等上知り得た公表されていない情報(第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。)をい ハにおいて同じ。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業に利用されないこ
- 組合業務等において取り扱う利用者に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく所属農林中央金庫等に提供されないこと。
- 三十三 業務代理組合において、その行う代理事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適 に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されていること。 切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに所属農林中央金庫等が講ずる農業協同組合法第十一条の七第一項、水産業協 .組合法第十一条の十三第一項又は農林中央金庫法第五十七条の二第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等が定められるとともに、
- イ 利用者に対し、虚偽のことを告げる行為 三十四 業務代理組合において、代理事業に関し、次に掲げる行為を行わないための措置が講じられること。
- 利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
- に規定する特定関係者をいう。ニにおいて同じ。)の行う業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為 利用者に対し、不当に、当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者(農業協同組合法第十一条の四第三号、水産業協同組合法第十一条の十第三号又は農林中央金庫法第五十九条
- 業協同組合法第十一条の九ただし書、水産業協同組合法第十一条の十五ただし書又は農林中央金庫法第五十九条ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものを除く。) 益を与えるものであることを知りながら、その通常の条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(当該所属農林中央金庫等が農 当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者(当該業務代理組合を除く。)に対し、取引の条件が所属農林中央金庫等の取引の通常の条件に照らして当該所属農林中央金庫等に不利
- 利用者に対し、その行う代理事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、 経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを
- に掲げるものを除く。) 不当に、 自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、 前項第三号イ (1) から(3)までに掲げる行為に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為(ハ

- 利用者に対し、不当に、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をさせる行為 利用者に対し、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業に係る取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為
- 益を与える行為 組合業務等における取引上の優越的地位を不当に利用して、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業に係る取引の条件又は実施について不利

(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約の締結の代理を行わない場合は、ハに掲げるものに限る。)が作成され、当該イからハまでに定める期間保存されること。 五 所属農林中央金庫等において、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の処理及び計算を明らかにするため、次のイからハまでに掲げる帳簿書類(同号イ所属農林中央金庫等に対し、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

総勘定元帳 作成の日から五年間

業務代理勘定元帳 作成の日から十年間

代理事業に係る利用者に対して行った前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約の締結の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行った日から五年間

三十六 業務代理組合において、事業年度ごとに、別紙様式第五号により報告書が作成され、当該業務代理組合の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を添付して、事業年度経過後 三月以内に所属農林中央金庫等により農林水産大臣及び金融庁長官(当該所属農林中央金庫等が信用農業協同組合連合会(法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。)で ことができることとする。 号、第八項及び第十項において同じ。)に提出されること。ただし、やむを得ない理由により事業年度経過後三月以内に報告書を提出することができない場合には、所属農林中央金庫等が、報告 ある場合にあっては、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)をいう。以下この号、次号ロ、第四十 書提出の期限の延期を求める承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出することにより、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期する

二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十八条の三第一項及び第二項又は農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類をいう。以下この号において同三十七 業務代理組合において、所属農林中央金庫等の事業年度ごとに当該所属農林中央金庫等が作成する説明書類(農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項、水産業協同組合法第九十 じ。)を、当該事業年度経過後四月以内に、代理事業を行う全ての事務所に備え置き、縦覧を開始し、当該事業年度の翌事業年度に係る説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供させ ること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

のを含む。)を紙面又は映像面に表示する措置を、当該事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間行う場合 って作成されているときは、代理事業を行う全ての事務所において、当該説明書類の内容である情報又は当該情報を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるも・ 説明書類が電磁的記録(農業協同組合法第十一条の五十七第一項、水産業協同組合法第十七条の七第一項又は農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)をも

に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出することにより、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、縦覧の開始を延期する場合 やむを得ない理由により当該所属農林中央金庫等の事業年度経過後四月以内に説明書類の縦覧を開始できない場合に、所属農林中央金庫等が、縦覧の開始の期限の延期を求める承認申請書

三十八 所属農林中央金庫等が、業務代理組合が行う代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じること。

業務代理組合及びその代理事業の従事者に対する、代理事業の指導、代理事業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

業務代理組合に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置 業務代理組合における代理事業の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、業務代理組合が当該代理事業を的確に遂行しているかを検証し、 必要に応じ改善させる等、

代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、業務代理組合との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

業務代理組合が行う前項第三号イ(2)に掲げる行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置

業務代理組合に所属農林中央金庫等から利用者に関する情報を不正に取得させない等、利用者情報の適切な管理を確保するための措置

所属農林中央金庫等の名称、業務代理組合であることを示す文字及び当該業務代理組合の名称を店頭に掲示させるための措置

業務代理組合の事務所における代理事業に関し犯罪を防止するための措置

引き継がれるなど、当該事務所の利用者に著しい影響を及ぼさないようにするための措置 所属農林中央金庫等又は他の農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会若しくは他の水産業協同組合法第十一条第一項第四号、第八十七条第 項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会へ支障なく 業務代理組合の代理事業を行う事務所の廃止(法第四十二条第三項後段の認可に係るものを除く。)に当たっては、当該事務所の利用者に係る取引が当該業務代理組合の他の事務所若しくは

業務代理組合の代理事業に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

イからリまでに掲げるもののほか、この項に規定する基準(これに付された条件を含む。)に適合するための措置

三十九 所属農林中央金庫等が、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該所属農林中央金庫等の事務所(無人の事務所又は外国に所在する事務所を除く。)に備え置き、 するときに閲覧できるよう措置すること。 利害関係人が必要と

イ 業務代理組合の名称、 住所、出資総額並びに当該業務代理組合を代表する理事及び当該業務代理組合の常務に従事する理事の住所及び氏名

代理事業の開始年月日

- 届け出ることとする。 写しを含む。)を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、ロに掲げる場合にあっては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(イに掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書
- 代理事業に係る委託契約書を変更した場合
- 代理事業に関する不祥事件(業務代理組合又はその役員(その職務を行うべき者を含む。)若しくは職員が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。)が発生した場合 業務代理組合の代理事業を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- (2) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十二年法律第百三十六号) に違反する行為
- (3) 現金、手形、 小切手又は有価証券その他有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。)のうち、業務代理組合の代理事業の業務の特性.
- 規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの その他所属農林中央金庫等の業務又は業務代理組合の代理事業の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であって(1)から(3)までに掲げる行為に準ずるもの
- 農林中央金庫等は、 農林水産大臣及び金融庁長官等は、 法第四十二条第三項前段の認可を受けようとするときは、第一項及び第二項に定めるところに準じた書面を農林水産大臣及び金融庁長官等に提出して予備審査を求めること 前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、法第四十二条第三項の認可に条件を付すことができる。

5 4

- 長官等に提出しなければならない。 所属農林中央金庫等は、法第四十二条第三項後段の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に定める書類を添付して農林水産大臣及び金融庁
- 代理させる業務の範囲の変更 変更しようとする事項及びその理由を記載した書面その他参考となるべき事項を記載した書面
- 代理させる業務の廃止 理由書その他参考となるべき事項を記載した書面
- 農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、 代理させる業務の範囲を拡大しようとする場合の認可、次に掲げる要件を満たすこと。 一当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 当該申請をした所属農林中央金庫等の経営管理に係る体制等に照らし、所属農林中央金庫等の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること
- 業務代理組合が、代理事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。
- 者に著しい影響を及ぼさないものであること。 代理させる業務の範囲を縮小しようとする場合又は代理させる業務を廃止しようとする場合の認可 業務代理組合の利用者に係る取引が当該申請をした所属農林中央金庫等又は他の農業協同 くは第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会へ支障なく引き継がれるなど当該業務代理組合の利用合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会若しくは他の水産業協同組合法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若
- に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。 所属農林中央金庫等は、第一項に定める認可申請書に記載した事項に変更があったときは、次に掲げる場合を除き、当該変更の日から三十日以内に、 別表の上欄に掲げる区分により、 同表中欄
- 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の所在地の変更をした場合(変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。
- 前号に規定する所在地の変更に係る事務所を変更前の所在地に復した場合
- 事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。 たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)が当該報告書を受理する場合にあっては、当該業務代理組合の主たる 農林水産大臣及び金融庁長官等は、業務代理組合に関する第三項第三十六号に規定する報告書のうち、利用者の秘密を害するおそれのある事項又は当該業務代理組合の第二項第三号イ(1) (3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き利用者の保護に必要と認められる部分を、 農林水産省及び金融庁(当該業務代理組合の 主か
- に理由書を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。 業務代理組合がやむを得ない理由により法第四十二条第三項前段の認可を受けた日から六月以内に代理事業を開始することができない場合には、 所属農林中央金庫等は、 あらかじめ承認申請書
- 農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする
- 法第四十二条第三項前段の認可を受けた日から六月以内に代理事業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること
- 合理的な期間内に代理事業を開始することができると見込まれること。
- 場合には、その旨を官報で告示するものとする。 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定により法一 法第四十二条第三項前段の認可の際に審査の基礎となった事項について代理事業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。 (第一号に係る部分を除く。)の規定により法第四十二条第三項前段の認可を取り した
- (次項において 特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会(以下この条において「組合」という。)は、法又はこの命令の規定による認可又は承認に関する申請書その他法、令又はこの命令に規定す 「申請書等」という。)を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するとき(農林中央金庫と連名で提出する場合を除く。)は、 当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務

おいて「財務事務所等」という。)の管轄区域内にある場合にあっては財務事務所長又は出張所長(次項において「財務事務所長等」という。)とする。)を経由して提出しなければならない。 局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。)内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所(次項に

なければならない。 組合は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあっては、当該財務事務所長等を経由して提出し

(委任規定)

この命令に定めるもののほか、この命令の実施に関し必要な事項は、農林水産大臣及び金融庁長官が定める。

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日 (平成九年一月二十六日) から施行する

第二条 法附則第三条第一項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等(法附則第三条第一項に規定する震災特例組合等をいう。以下同じ。)が主として事業を行っている地域における経

農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

の活性化に資するための方針

農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者又は水産業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

東日本大震災(法附則第三条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)の被災者への信用供与の状況及び東日本大震災の被災者への支援をはじめとする東日本大震災の被災地域にお

四 その他当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ける復興に資する方策

経営に関する相談その他の利用者に対する支援に係る機能の強化のための方策

早期の事業再生に資する方策

事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(信用事業強化計画の提出)

第三条 法附則第四条第一項の規定により信用事業強化計画(法附則第三条第一項に規定する信用事業強化計画をいう。以下同じ。)を提出する震災特例組合等は、 用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。 別紙様式第一号により作成した信

優先出資の引受け等 (法附則第三条第一項に規定する優先出資の引受け等をいう。)を求める理由書(当該震災特例組合等における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。

二 最終の貸借対照表等(貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書(関連する注記を含む。)をいう。以下同じ。)及び剰余金処分計算書等(剰余金処分計算書又は損失金処理計算書を

三 役員の履歴書(新たに役員が就任する場合にあっては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあってはその旨を記載した書面いう。以下同じ。)、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 を含む。以下同じ。)

四 その他法附則第五条第一項の決定に係る審査をするため参考となるべき書

(信用事業強化指導計画の提出)

第四条 法附則第四条第二項の規定により信用事業強化指導計画(同項に規定する信用事業強化指導計画をいう。 類を添付して、農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。 以下同じ。)を提出する農林中央金庫は、 当該信用事業強化指導計画に次に掲げる書

めの準備の状況を示す書類 役員の履歴書その他の法附則第四条第二項第一号に掲げる事項及び信用事業指導契約法附則第五条第一項第一号ロ及びニに掲げる要件に該当することを証する書面 (法附則第三条第一項第二号に規定する信用事業指導契約をいう。 以下同じ。)の円滑かつ確実な実施のた

三 その他法附則第五条第一項の決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(信用事業強化計画等の公表)

画及び信用事業強化指導計画を提出した震災特例組合等及び農林中央金庫の名称、当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第第五条 農林水産大臣及び金融庁長官は、農林水産大臣及び内閣総理大臣が法附則第五条第一項の決定をしたときは、法附則第六条の規定により、当該決定の日付、当該決定に係る信用事業強化計 二号に掲げる書類を公表するものとする。

第六条 法附則第七条第一項(法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。 以下同じ。)の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 以下同じ。) 並びに第十条第一項及び第二項 (これらの規定を法附則第十一条第五項において準用する場合を含

提出者である特定農水産業協同組合等の名称若しくは主たる事務所の所在地又は提出者である特定農水産業協同組合等若しくは農林中央金庫の代表者の役職若しくは氏名の変更

- その他趣旨の変更を伴わない変更
- 長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の信用事業強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。 1七条 法附則第七条第一項の規定により変更後の信用事業強化計画を提出する特定農水産業協同組合等は、当該変更後の信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁
- 信用事業強化計画の変更の理由書
- 備の状況を示す書類 法附則第三条第一項第四号又は令附則第二条各号に掲げる事項の変更に係る信用事業強化計画の変更であるときは、 役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のため 準
- その他法附則第七条第一項の承認に係る審査をするため参考となるべき書類

(信用事業強化指導計画の変更)

- **第八条** 法附則第七条第三項(法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により変更後の信用事業強化指導計画を提出する農林中央金庫は、当該変更後の信用事業強化 指導計画に次に掲げる書類を添付して、 なければならない。 農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、 変更後の信用事業強化指導計画は、 変更の内容が明らかになるように記載し
- 信用事業強化指導計画の変更の理由書
- 法附則第四条第二項第一号に掲げる事項の変更に係る信用事業強化指導計画の変更であるときは、 変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

その他法附則第七条第三項の承認に係る審査をするため参考となるべき書類

(信用事業強化計画等の公表)

第九条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第七条第一項又は第三項の承認をしたときは、同条第五項(法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法附則第六条 公表するものとする。 又は信用事業強化指導計画の内容及び当該変更後の信用事業強化計画に添付された附則第七条第一号に掲げる書類又は当該変更後の信用事業強化指導計画に添付された前条第一号に掲げる書類を 規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画を提出した特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の名称、当該変更後の信用事業強化計

(信用事業強化計画等の履行状況の報告)

- **第十条** 法附則第八条第一項(法附則第十条第三項(法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による した措置の実施状況及び当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画に記載した各種の指標の動向について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。この場合において、当信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況の報告は、毎事業年度及びその半期の末日(以下「報告基準日」という。)における当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画に記載 該報告を行う特定農水産業協同組合等は、当該信用事業強化計画に係る指導を行っている農林中央金庫を通じ報告することができる。 した措置の実施状況及び当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画に記載した各種の指標の動向について、当該報告基準日から三月以内に、
- 当該報告の内容を公表するものとする。 第十一条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法附則第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の名称及び 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第八条第一項の規定により信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第二項(法附則第十条第三項及び

(信用事業強化計画の提出)

- **第十一条** 法附則第十条第一項の規定により信用事業強化計画を提出する特定農水産業協同組合等は、その実施している信用事業強化計画(法附則第四条第一項若しくは第十条第一項の規定により 附則第五条第一項の決定を受けて取得した当該特定農水産業協同組合等に係る特定優先出資等(法附則第三条第一項に規定する特定優先出資等をいう。以下同じ。)の全部につきその処分をし、又ばならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という。)が法附則第四条第一項の規定により提出された信用事業強化計画に係る法 は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。 附則第五条第一項の決定を受けて取得した当該特定農水産業協同組合等に係る特定優先出資等(法附則第三条第一項に規定する特定優先出資等をいう。以下同じ。)の全部につきその処分をし、 受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第一号に準じて作成した信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなけれ 提出したもの又は法附則第七条第一項の承認を受けた変更後のものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該特定農水産業協同組合等が当該実施期間内に法附則第十一条第一項の認可を
- 附則第三条第二号に掲げる書類
- 役員の履歴書その他の法附則第三条第一項第四号及び令附則第二条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類
- 法附則第十条第一項の主務省令で定める事項は、令附則第二条各号に掲げる事項とする。

(信用事業強化指導計画の提出)

- **第十二条** 法附則第十条第二項の規定により信用事業強化指導計画を提出する農林中央金庫は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内(特定農水産業協同組合等が当該実施期間内 の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。 に法附則第十一条第一項の認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、当該信用事業強化指導計画に役員の履歴書その他の法附則第十条第二項に規定する指導の内容
- 資をいう。以下同じ。)又は当該特定農水産業協同組合等に対する他の劣後特約付金銭消費貸借 人が現に保有するものの額及びその内容とする。 法附則第十条第二項の主務省令で定める事項は、同条第一項の規定により信用事業強化計画を提出する特定農水産業協同組合等が発行する他の優先出資(法第三十三条第一号に規定する優先出 (同号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下同じ。) による貸付債権であって指定支援法

第十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第十条第一項及び第二項の規定により信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の提出を受けたときは、同条第三項において準用する法附則第 計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第二号に掲げる書類を公表するものとする。 六条の規定により、当該提出の日付、 当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画を提出した特定農水産業協同組合等及び農林中央金庫の名称、 当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導

· 3 (合併等の認可)

第十四条 法附則第十一条第一項の認可を受けようとする対象組合等 (同項に規定する対象組合等をいう。) は、 ればならない。 認可申請書に次に掲げる書類を添付して、 農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなけ

- 理由書
- 次に掲げる合併等(法附則第十一条第一項に規定する合併等をいう。 以下同じ。)の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- 関する命令第五十条第一項第二号に掲げる書類 合併契約の内容を記載した書面及び第六条第一項第二号、 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条第一項第二号又は漁業協同組合等の信用事業等に
- しくは第五十一条第一項第二号又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十三条第一項第二号若しくは第四十四条第一項第二号に掲げる書類 事業譲渡(全部事業譲渡契約又は一部事業譲渡契約の内容を記載した書面及び第六条第二項第二号、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十条第一項第二号若
- 附則第三条第二号に掲げる書類
- 法、農業協同組合法又は水産業協同組合法の規定による認可を必要とする合併等であるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書類
- 五 法附則第十一条第二項第一号に掲げる要件に該当することを証する書
- がある場合における当該承継組合等が同条第三項の規定により提出することが見込まれる信用事業強化計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号に掲げる要件に該当することを証す 合併等に伴う信用事業強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る承継組合等(法附則第十一条第二項に規定する承継組合等をいう。 以下同じ。)
- 七 その他法附則第十一条第一項の認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(信用事業強化計画の提出)

- 第十五条 法附則第十一条第三項の規定により信用事業強化計画を提出する承継組合等は、 農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。 同条第一項の認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付し
- ることができる書類) 附則第三条第二号に掲げる書類 (当該承継組合等が合併等により新たに設立された特定農水産業協同組合等である場合にあっては、 自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知
- 一 役員の履歴書
- 法附則第十一条第三項の主務省令で定める事項は、令附則第二条各号に掲げる事項とする。

(信用事業強化指導計画の提出)

- 第十六条 法附則第十一条第四項の規定により信用事業強化指導計画を提出する農林中央金庫は、 水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。 前条第一項に規定する日から一月以内に、 信用事業強化指導計画に役員の履歴書を添付して、
- 費貸借による貸付債権であって指定支援法人が現に保有するものの額及びその内容とする。 法附則第十一条第四項の主務省令で定める事項は、同条第三項の規定により信用事業強化計画を提出する承継組合等が発行する他の優先出資又は当該承継組合等に対する他の劣後特約付金銭
- (信用事業強化計画等の公表)
- 第十七条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第十一条第三項及び第四項の規定により信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の内容第十七条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第十一条第三項及び第四項の規定により信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の提出を受けたときは、同条第五項において準用する法附則 並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第十五条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。
- (優先出資に係る資本準備金の額の減少の認可の申請)
- **第十八条** 特別対象組合等(法附則第十一条第一項に規定する特別対象組合等をいう。以下同じ。)は、法附則第十三条の規定による資本準備金の額の減少及び剰余金の額の増加の認可を受けようと するときは、 認可申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。
- 理由書
- 一 減少する資本準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面
- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書
- 四 その他法附則第十三条の認可に係る審査をするため参考となるべき書類
- (資産の額が負債の額に特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合)

14

第十九条 法附則第十六条第一項及び第三項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号の主務省令で定める場合は、 定を受けて機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合とする。 最終の貸借対照表において、 資産の額が負債の額に法附則第五条第一項 \hat{o} 決

別対象組合等は、当該書類及び別紙様式第二号により作成した特別信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。 法附則第十六条第一項の規定により信用事業が改善したことを示すために必要な書類及び特別信用事業強化計画(同項に規定する特別信用事業強化計画をいう。以下同じ。)を提出する特

- 役員の履歴書
 - 附則第三条第二号に掲げる書類

法附則第十六条第三項の認定を申請する理由を記載した書面

- 資産の額が負債の額に法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らないことを証する書

図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十六条第三項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を

その他法附則第十六条第三項の認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(特別信用事業強化計画の記載事項)

第二十一条 法附則第十六条第一項第三号の主務省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする

財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特別信用事業強化指導計画の提出)

第二十二条 計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。 法附則第十六条第二項の規定により特別信用事業強化指導計画(同項に規定する特別信用事業強化指導計画をいう。以下同じ。)を提出する農林中央金庫は、

当該特別信用事業強化指導

- 法附則第十六条第三項の認定を申請する理由を記載した書面
- 法附則第十六条第三項第五号に掲げる要件に該当することを証する書
- 役員の履歴書その他の法附則第十六条第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書
- その他法附則第十六条第三項の認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(特別信用事業強化指導計画の記載事項)

第二十三条 対する他の劣後特約付金銭消費貸借による貸付債権であって指定支援法人が現に保有するものの額及びその内容とする。 法附則第十六条第二項第二号の主務省令で定める事項は、同条第一項の規定により特別信用事業強化計画を提出する特別対象組合等が発行する他の優先出資又は当該特別対象組合等に

(信用事業が改善された旨の認定に関する規定の読替え)

第二十四条 附則第五条から第十七条までの規定は、法附則第十六条第五項の規定により特別信用事業強化計画を信用事業強化計画と、特別信用事業強化指導計画を信用事業強化指導計画とみなし 対象組合等」と、附則第十四条中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併等の後において機構が保有する法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等につき機構災特例組合等」とあるのは「特別対象組合等」と、附則第六条第一号、第七条、第九条、第十条、第十一条第一項、第十二条第二項及び第十三条中「特定農水産業協同組合等」とあるのは「特別 出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面」とする。ことを証する書類」と、附則第十五条第一項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び当該合併等の後において機構が保有する法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先 に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の令附則第八条に規定する要件に該当する て、法附則第六条から第十一条までの規定を適用する場合について適用する。この場合において、附則第五条中「法附則第五条第一項の決定」とあるのは「法附則第十六条第三項の認定」と、「震 (資本整理等実施要綱の提出)

第二十五条 び金融庁長官に提出しなければならない。 の認定を申請する特別対象組合等は、別紙様式第三号により作成した資本整理等実施要綱(同項に規定する資本整理等実施要綱をいう。 法附則第十七条第一項の規定により信用事業再構築(同項に規定する信用事業再構築をいう。 以下同じ。)に伴う資本整理 (同項に規定する資本整理をいう。 以下同じ。)に次に掲げる書類を添付して、 以下同じ。)を可とする旨 農林水産大臣及

- 法附則第十七条第一項の規定による申請を行う理由を記載した書面
- 条第一項に規定する相手方組合等をいう。以下同じ。)に係るものを含む。) 信用事業再構築の相手方組合等 (法附則第十八
- 四 信用事業再構築に係る当該特別対象組合等の自己資本比率の見込みを記載した書面(当該特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合に三 資産の額が、負債の額に法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下ることを証する書面 信用事業再構築の相手方組合等に係るものを含む。)

することを証する書類 その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当 資本整理を行った後に機構が引き続き当該特別対象組合等に係る法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等を保有する場合には、当該特定優先出資等につき機構に対し譲渡

- その他法附則第十七条第二項の認定に係る審査をするため参考となるべき書

(資本整理等実施要綱の記載事項)

法附則第十七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、 同条第二項の認定を申請した特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡でない場

- 一 当該信用事業再構築後の経営体制の整備に関する事項
- 二 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項

(資本整理の認定に係る特定優先出資等の処分等が困難と認められる場合)

法附則第十七条第二項第五号の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

先出資等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、 機構が当該特定優

二 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等につき、剰余金をもってする消却又は返済を受けることが困難であると認められる場合

(資本整理を可とする旨の認定を受けた場合における信用事業強化計画の記載事項)

第二十八条 特別対象組合等が法附則第十七条第二項の認定を受けた場合における附則第七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び機構が保有する 見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類」とする。法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の

(特定承継会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第二十九条 をいう。以下この条において同じ。)とすることの認可を受けようとするときは、1二十九条 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の規定により特定承継会社 (同項に規定する特定承継会社をいう。 認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない 以下同じ。)を子会社(農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社

1 農木コモ会員に関ける

農林中央金庫に関する次に掲げる書面

最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、 財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 農林中央金庫及びその子会社等(農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下この号並びに次項第四号及び第六号において同じ。) に関する次に掲げる書面

比率をいう。次項第四号において同じ。)の見込みを記載した書面 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書、 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する基準に係る算式により得られる

当該認可に係る会社に関する次に掲げる書面

イ 定款

会社の登記事項証明書

することを証する書面)その他必要な手続があったことを証する書面 た場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録(同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当創立総会の議事録(会社法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)(当該会社が株式移転により設立され

事業開始後三事業年度における収支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役)の履歴書

会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書

会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

チ 営業所の位置を記載した書面

リ 最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書面

特定業務(法附則第二十七条第二号に規定する特定業務をいう。次項において同じ。)に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。ホを除き、 又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。ホを除き、以下この号において同じ。)を有する場合には、次に掲げる書面 当該認可に係る会社が子会社等(法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法(以下この条及び附則第三十五条において「銀行法」という。)第十三条第二項前段に規定する子会社等

1 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

1 当該子会社等の業務の内容を記載した書面

当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)その他の当該子会社等の最近における業務、 財産及び損益の状況を知ることができる書面

当該子会社等の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書

本の充実の状況等の見込みを記載した書面 当該認可に係る会社の事業開始後三事業年度における当該会社及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。 次項第十号において同じ。)の収支及び連結自己資

- 当該認可に係る会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(農林中央金庫法第七十三条第一項に規定する基準議決権数 いう。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- t 前各号に掲げるもののほか法附則第二十七条各号に掲げる要件に該当するかどうか審査をするため参考となるべき事項を記載した書
- 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定による認可の申請に係る法附則第二十七条各号に掲げる要件に該当するかどうか審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 当該認可に係る会社が、 特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的とする会社であること。
- 農林中央金庫の会員勘定の額が当該申請に係る会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
- - 当該認可に係る会社が、特定業務以外の業務を営まないものであること。
- 農林中央金庫及びその子会社等(当該認可に係る会社を含む。)の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること
- 農林中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

- 農林中央金庫が当該認可に係る会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
- 条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする特定業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。 当該認可に係る会社の資本金の額が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法施行令(昭和五十七年政令第十号)(附則第三十五条第一項において 「銀行法施行令」という。)第三
- 事業開始後三事業年度を経過する日までの間に当該認可に係る会社の一の事業年度における当期利益が見込まれること。
- 当該認可に係る会社並びに当該会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が事業開始後三事業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。
- 社が特定業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。- 一 特定業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は 会計参与、監査役若しくは会計監査人又は従業員の確保の状況、 会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る会
- 十二 特定業務の内容及び方法が預金者等の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。
- 理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の認可を受けようとするとき又は前項の規定により予備審査を求めようとするときは、 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の認可を受けようとするときは、第一項に定めるところに準じた書面を農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。 農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出する申請書のうち内閣総
- (銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係)
- 第三十条 特定承継会社が銀行法第十条第二項第八号に掲げる業務を行う場合においては、同号の銀行その他金融業を行う者の代理又は媒介は、 十三条の規定にかかわらず、金融機関等の業務の代理又は媒介(金融業務に限る。)とする。 銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十号)

第

- 前項の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。
- 株式会社日本政策金融公庫
- 沖縄振興開発金融公庫
- 信用金庫及び信用金庫連合会
- 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 労働金庫及び労働金庫連合会
- 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、 組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協
- 農林中央金庫
- 特定承継会社
- 資金移動業者(資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) 第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。)
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 十三 独立行政法人福祉医療機構
- 独立行政法人農業者年金基金 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 独立行政法人農林漁業信用基金
- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 農水産業協同組合貯金保険機構
- 農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。)酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会
- 保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和二十七年法律第百八十四号) 第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。)

信託会社及び信託業務を営む金融機関

一般社団法人ジェイエイバンク支援協会(平成十四年一月十六日に社団法人ジェイエイバンク支援協会という名称で設立された法人をいう。

前各号に掲げる者のほか、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者

3 第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。

う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法 六十号) 第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。) の代理 前項各号(第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。)に掲げる者の業務(同項第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第 一条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行 (昭和三十四年法律第百

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第十条第一項

農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第百二号)第三条第一項

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)第一項

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号) 第五条第四項

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十四条の六第一項

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第五条第一項

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第七条第 一項

チ 獣医療法(平成四年法律第四十六号)第十五条第一項

IJ

ヌ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)第十一条第一食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第十条第一項 項

農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第三十五号)第二十五条第一項

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第四十一条第一項

次に掲げる業務又は事業の代理又は媒介

前項第三号から第六号まで、第九号、第十号又は第二十四号に掲げる者の業務又は事業(次に掲げる業務又は事業を除く。)

銀行法第十条第二項第八号の二に掲げる業務

(3) (2) 長期信用銀行法第六条第三項第五号の二に掲げる業務

信用金庫法第五十三条第三項第七号の二及び第五十四条第四項第七号の二に掲げる業務

(4)中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第三号に掲げる事業

(5) 農林中央金庫法第五十四条第四項第十号の二に掲げる業務

前項第七号に掲げる者の業務又は事業(農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(同法第十条第六項第八号の二に掲げる事業を除く。)に限る。)

法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。)に限る。 前項第八号に掲げる者の業務(水産業協同組合法第十一条の五第二項(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業 同

前項第十一号に掲げる者が営む資金移動業(資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。)の代理又は媒介

前項第二十二号に掲げる者の次に掲げる業務(銀行法第十一条第二号に規定する業務に係る業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十

六号)第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。)の締結

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項各号に掲げる業務 を受託する契約の締結 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く

特定承継会社が銀行法第十条第二項第八号の二に掲げる業務を行う場合においては、同号の外国銀行の業務の代理又は媒介は、銀行法施行規則第十三条の二の規定にかかわらず、

(第八号及び第八号の二を除く。)の規定により代理又は媒介を行うことができる

同法第十条第

(特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡)

業務を除く。)の代理又は媒介(外国において行うものに限る。)とする。

二項第八号に規定する外国銀行の同条第一項及び第二項に規定する業務(代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項

4

第三十一条 令附則第九条第三項において準用する令第六条第一項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める書類については、第七条の規定を準用する。

第六条第二項 第六条第二項第七号 法附則第二十九条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等 掲げる書類 |特定農水産業協同組合等 掲げる書類(第六号に掲げるものを除く。)

第 五 条(合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項 第三十二条 法附則第三十条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 (合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項)

|がない場合にあっては、その旨)とする。 日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨(最終事業年度よる催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え |令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い||省令で定めるものは、農林中央金庫にあっては、同項の規定による公告の日又は同項の規定に |第五条の二|| 法第十二条第一項第二号(法第二十七条において準用する場合を含む。)の主務省第五条の二|| 法第十二条第一項第二号(法第二十七条において準用する場合を含む。)の主務 置いている旨(最終事業年度がない場合にあっては、その旨)とする。

る公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。)にあっては、法第十二条第一項の規定によ 法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるものは、特定承継会社(法附則第二十六条第

照表又はその要旨につき当該特定承継会社が同法第四百四十条第一項又は第二項の規定により 業年度をいう。以下この項、次条第二号及び第五条の四第四号において同じ。)に係る貸借対 最終事業年度(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二十四号に規定する最終事

日付及び当該公告が掲載されている頁 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の

公告をしている場合 次に掲げるもの

電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告をしている

ときは、同法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項 最終事業年度に係る貸借対照表につき当該特定承継会社が会社法第四百四十条第三項に規

定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項 当該特定承継会社につき最終事業年度がない場合 その旨

以下同じ。) である場合 その旨 当該特定承継会社が清算株式会社(会社法第四百七十六条に規定する清算株式会社をい

一章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容 前各号に掲げる場合以外の場合(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第六編第

特定承継会社(清算株式会社を除く。)についての次に掲げる事項

|法第百条第五項において準用する同法第七十七条において読み替えて準用する会社法(平成十特定承継会社の成立の日における貸借対照表)の内容 |の三又は水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十二条第五項若しくは同業報告並びに監査報告及び会計監査報告をいう。)(最終事業年度がない場合にあっては、当該| 信用農水産業協同組合連合会(法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会を二 以下同じ。)(清算組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条 最終事業年度に係る計算書類等(会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事

の 第 三 五

第いう。 <u>条</u>二

号

該信用農水産業協同組合連合会の成立の日における貸借対照表)の内容 |法第四十条第七項に規定する決算関係書類をいう。) (最終事業年度がない場合にあっては、当る臨時計算書類並びに監査報告及び会計監査報告をいう。以下ロにおいて同じ。) があるとき 七年法律第八十六号)第四百七十五条(第三号を除く。)の規定により清算する信用農水産業協口 ·組合連合会をいう。次号及び次条第四号において同じ。)を除く。)についての次に掲げる事項日。ハにおいて同じ。)後の日を会社法第四百四十一条第一項に規定する臨時決算日(当該臨年法律第八十六号)第四百七十五条(第三号を除く。)の規定により清算する信用農水産業協ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、当該特定承継会社の成立の 最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合法第三十六条第七項及び水産業協同組合時決算日が二以上ある場合にあっては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等(同項に規定す は、当該臨時計算書類等の内容 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、当該特定承継会社の成立

|という。) 後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあ|業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。) |項第二号イ又は口に掲げる日のいずれか早い日(以下この条において「合併契約備置開始日」||ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終 の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該信用農水産業協同組合連の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第十二条の二第一項第 っては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。 合会の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第十二条の二第一 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、信用農水産業協同組合連合会)ハ 二号ロに掲げる日(以下この条において「合併契約備置開始日」という。)後合併の効力が生 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該特定承継会社

の第三五 条信用農水産業協同組合連合会(清算組合に限る。)が農業協同組合法第七十二条第一項又は水産特定承継会社 (清算株式会社に限る。) が会社法第四百九十二条第

号 第業協同組合法第九十二条第五項若しくは同法第百条第五項において準用する同法第七十五条第 項

開の権利義務の強化に関する法律附則第三十三条第二項の規定により適用する機が産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の親定により適用する銀行によった。大きない。という、第九十五条第二項(農林中央企庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の親立により適用する銀行とみなられる特定承継会社という。第九十五条第二項(農林中央企庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の親立により適用する銀行とみなられる特定承継会社と係るのよれた場合にあっては、その取消したは、もの取消したい者を設め、農林中央企庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の親立により適用する銀行に対し近別を対した場合にあっては、その取消した場合にあっては、その取消した場合にあっては、その取消した場合にあっては、その取消した。大き農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の親立により適用する銀行に表する銀行法組行規則の使用という。第九十五条第二項第一次第二項第一次第一項の規立により適用する銀行法組行場のよれた場合と含む。 第二十三条第四号場合 場林中央企庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十二条第一項の規立により適用する銀行に表する場合とは最近の規定により農林中央企庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十二条第一項の規定により適用する銀行とみなもれる場合とよる場合とは、大き農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行とみならに表情とない特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行とみならに関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行とみならに対して、それを展別で、大き農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行とみならに対し、大き農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十二条第一項の規定により適用する銀行とみならに対し、大き農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附別第二十六条第一項の認可を取り消した。大き農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十二条第一項の規定により適用する銀行とみなきによる信用事業の再編及び強化に関する法律附別第二十六条第一項の規定により適用する。第二十五条第二項の規定により適用する銀行とみならに対して、その取りに対して、その取りに対して、その取りに対して、とのでは対して、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは
大田条第五項第又は今第四十四、今第四十四条各号に掲げる者又は特定承継会社の業務 本者 「出する金融機第五項第八号、第九十七条第二項第二十三条第四号三及び特定機が産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により農林中央金庫及び特定機が産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により農林中央金庫及び特定機が産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により農林中央金庫及び特定機が産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により農林中央金庫及び特定機が産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により農林中央金庫及び特定機が産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により機が大田・第金を入り、第九十七条又は第二十八条の規定により農林中央金庫及び特定機が産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定によりに関する法律所則第三十二条第一項の規定により機が中央金庫及び特定機が産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適同を表別しない者と表別では、一部を全に担合で表別では、一部を全に担合で表別では、一部を全に担合で表別では、一部を全に担合で表別では、一部を会に担合で表別では、一部を会に掲げる業務及び強化に関する法律所則第三十三条第一項の規定により、第二十二条第四号と及び特定機が産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律所則第三十三条第一項の規定により適同を表別では、一部を主による信用事業の再編及び強化に関する法律所則第三十三条第一項の規定により適同を表別では、一部を主による信用事業の再編及び強化に関する法律所則第三十三条第一項の規定により、第二十二条第二項の規定による信用事業の再編及び強化に関する法律所則第三十三条第一項の規定により、第二十二条第二項の規定により、表別では、一部を表別では、一述を表別では、一部を表別では、一部を表別では、一述を表別では、一述を表別では、一述を表別では、一述を表別では、一述を表別では、一述を表別では、
中五条 次の表の上欄に掲げる線行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について進用する。 大田条第五項第次に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について進用する法律附則第三十三条第一項の規定により農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により温しない者 (農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により温しない者 (農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により温しない者 (農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用 (農林中央金庫及び特定・大会の規定により農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により温けるまなれる特定承継会社に係る銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について進用する。
一年の
会部又は一部を会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の規定により適用する機が正規がる金融機第五項第八号、第九十七条第二項第二十三条第四号三及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定によって法、その取消しに係る特定承継会社をいう。) を取り消された場合にあっては、その取消しに係る特定産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定によって法、その取消しに係る特定産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定によって法、その取消しに係る特定産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定によって法、その取消しに係る特定産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定によっては、その取消しに係る特定産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定によっては、その取消しに係る特定産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定によっては、その取消しに係る特定産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定によっては、その取消しに係る特定産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定によっては、その政治によっては、その取消しに係る特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の規定によっては、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別で
世界の一方の地では、一方のは、一方のは、一方のは、一方のは、一方のは、一方のは、一方のは、一方の
十七条第二項第次に掲げる業務/次に掲げる業務及び特定承継会社の業務 ・ 大工条第五項第又は令第四十四、令第四十四条各号に掲げる者又は特定承継会社 ・ 大工条第五項第又は令第四十四、令第四十四条各号に掲げる者又は特定承継会社 ・ 大工条第五項第次に掲げる業務の強化に関する法律附則第二十二条第二項第二号並びに第百二十三条第四号ニ及び第五号イにおいて同じ。)であるものをいう。) ・ 大工条第二項第次に掲げる業務の強化に関する法律附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合のうまである。 ・ 大工条第二項第次に掲げる業務の強化に関する法律附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合のうまでは、 ・ 大工条第二項第次に掲げる業務の強化に関する法律附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合のうまでは、 ・ 大工条第二項第次に掲げる業務の強化に関する法律附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合のうまでは、 ・ 大工条第二項第次に掲げる業務の強化に関する法律附則第二十六条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合のうまでは、 ・ 大工条第二項第次に掲げる業務の強化に関する法律附則第二十六条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合のうまでは、 ・ 大工条第二項第次に掲げる業務の強化に関する法律附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。 ・ 大工条第二項第次に掲げる業務の強に関する法律附則第三十三条第二項の規定によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
者 大田の東京の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の東京の大田の 大田の東京の東京の大田の東京の大田の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の
関 関 関 関 日 日 日 日
・
定金庫法施行規則の規字句金庫法施行規則の規字句のでは、「おおおおいます」では、「おおおいます」では、「おおおいます」では、「おおおいます」では、「おおおおいます」では、「おおおいます」では、「おおおいま こうしょ しゅうしょ しゅうしゅう しゅうしょ しゅうしゅう しゅうしょ しゅうしゅう しゅうしょ しゅうしゅう しゅうしょ しゅうしょ しゅうしょ しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃ しゃしゃ しゃ
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 第三十四条 法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号)(信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法施行規則の適用関係)
第六条第二項
フリー・

- -	条 の 二
第八条第二項	銀行法第八条第一項に規定する本店 銀行法第八条第一項に規定する本店
八条第三	
第八条第四項	
第九条	条第一項に規定する主務省
第十三条の三	0
第十三条の五	
第十三条の六	投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い
	の業
六	特定取引を行う場合
第十三条の六の四	預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合
六の	理措置等
六の	個人顧客情報の漏えい等の報告
六の六	返済能力情報の取扱い
第十三条の六の七	特別の非公開情報の取扱い
0	託する
第十三条の六の九	電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置
第十三条の六の十	電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置
第十三条の六の十一	電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等
第十三条の七	社内規則等
第十三条の八第一項	銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として主務省令で定める措置
第十三条の八第二項	銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として主務省令で定める措置
第十三条の八第三項	銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決に係る手続
第十三条の九	銀行法施行令第四条第一項第一号ロに規定する農林水産省令・内閣府令で定める者
第十三条の十	もの。 銀行法施行令第四条第二項第一号括弧書に規定する連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として農林水産省令・内閣府令で定める。
第十三条の十一	銀行法施行令第四条第二項第一号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等
第十四条第一項	銀行法施行令第四条第六項第一号に規定する貸出金として農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第二項	銀行法施行令第四条第六項第二号に規定する債務の保証として農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第三項	
第十四条第四項	銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第五項	銀行法施行規則第十四条第二項及び第四項の規定を準用する場合
第十四条第六項	一又は複数の資産を裏付けとして間接的に行う信用の供与等の額の計上又は算出
第十四条の二第一項	銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算
_	銀行法施行規則第十四条の二第一項の規定を準用する場合
第十四条の二第三項	銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額
第十四条の三第一項	銀行法施行令第四条第九項第二号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業
第十四条の三第二項	・内閣府令で定める
第十四条の三第三項	銀行法第十三条第一項ただし書の規定による承認を受けようとするときの承認申請書の添付書類
第十四条の四	銀行法第十三条第二項前段に規定する主務省令で定める特殊の関係のある者
第十四条の五第一項から第三項まで	銀行法第十三条第二項前段に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算
条の五第四	
第十四条の六第一項	銀行法施行令第四条第十二項第五号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める理由

- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	2 = 1 = 0
一の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十五第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十五第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十五第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項に 銀行法第十三条 11	第十四条の十一
一の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一の十五第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一の十三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一の十三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十三項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十三項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十二年 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十二年 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十二年 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十二年 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十二年 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十二年 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十二年 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に第一十二年 銀行法第十三条 銀行法第十三条 11年 1	
一の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十三項の十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一の十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一の十三第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一の十三第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一の十三第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一の十三第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一の十三第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に「第十三項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に「第1」 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に関土を配列表の単列表の単列表の単列表の単列表の単列表の単列表の単列表の配列表の単列表の単列表の単列表の単列表の単列表の単列表の単列表の単列表の単列表の列表の列表の列表の列表の列表の列表の列表の列表の列表の列表の列表の列表の列	第十四条の十一
一の二 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 の三 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の回第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第二十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の回第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の回第一項 銀行法第一項 銀行法第一項 銀行法第一項 銀行法第一項 銀行法第一目 銀行法第一目 銀行法第一目 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1	第十四条の十一
一の二 銀行法第十三条の二ただし書の関係で定める取引又は行為 の三 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に の十二第二項 銀行法第三列 13	第十四条の十一
一の十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十三第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十三第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十三第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十三第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十三第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第	第十四条の十一
一の十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一の十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十二第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四部六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に同十三項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に同十三項 銀行法第十三年の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に同十三項 銀行法第十三年の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に同十三項 銀行法第十三年の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に同十三項 銀行法第十三年の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に同十三項 銀行法第十三項 銀行法第十三年の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に同十三項 銀行法第十三年の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に同十三項 銀行法第十三年の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第	
一の十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第の十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項との十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項との十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項との十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項との十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項との十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第1の十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項のカの二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項を の十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十三年 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項を 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十三項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三年の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 現行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 現前 現前 日本は	第十四条の十一
の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第 の三の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第1の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第1の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第1の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第1の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十三第二項 銀行法第十三項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十三第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十項に1の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1つ十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十項に1の十二第二項に1の十二第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1項第二十四条の三第二項に1項第二十四条の三第二項に1項第二十四条の三第二項に1項第二十四条の三第二項に1項第二十四条の三第二項に1項第二十四条の三第二項に1項第二十四条の三第二項に1項第二十四条の三第二項に1項第二十四条の三第二項に1項第二十回条の三第二項に1項第二十回条の三第二項に1項第二十回条の三項に200円(10円)は10円)は10円)は10円)は10円)は10円)は10円)は10円)は	第十四条の十一
の二 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引以行為 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引以行為 の三の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項 銀行法第十一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項 銀行法第二十四条の三第二項第 銀行法第二十四条の三第二項第 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第十一項 銀行法第二十四条の三第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第三項第二項第三項第三項第三十四条の三第十一項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項	第十四条の十一
の二 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 の三の二 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 の三の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に の方の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項と の方の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項と の方の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項と の方の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項と の方の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項と の方の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項と の方の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項と の方の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項と の方の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項と の方の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項と の方法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 の十二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第 の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二項第二項第二項第二項第二項第三十四条の三第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第	第十四条の十一
##行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に回の十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に回の十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に回か十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に回か十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に回か十二項 銀行法第十三項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に回か十二項 銀行法第十三項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に回か十三項に回称を対するを融商品取引法第三十四条の三第二項に回か十三項に回称を対するを融商品取引法第三十四条の三第二項に回第二項に回か十三項に回答を対するを記述を記述を対すると記述を対すると記述を対すると記述を対すると記述を対するを記述を対するを記述を対すると記述を対するを記述を対すると記述を対するを記述を対するを記述を対すると記述を対するを記述を対すると記述を対すると記述を対するを記述を対するを記述を対するを記述を対するを記述を対するを記述を対するを記述を対すると記述を対すると記述を対すると記述を対するを記述を述述を対するを記述を対するを記述を対するを記述を述述を述述を対するを記述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を	第十四条の十一
一の十一第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一の十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項に20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に20十一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に20十一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第20十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第20十一第一項 銀行法第十三条の四において20十一項を20十一項を20十一項を20十一項第20十一項20十一項20十一項20十一項20十一項20十一項20十一項20十一項	第十四条の十一
の十一第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項にの十第二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項につの十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十第一項 銀行法第十三項 銀行法第十三項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十第一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の十二項に1の十二項に1の十二項に1の十二項に1の十二項に1の十二項に1の十二項に1の十一項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1項第1回十二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第1項に1の十二項 銀行法第二十四条の三第二項第1項に1の十二項 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第1項に1項第1項第1項第1項第1項第1項第1項第1項第1項第1項第1項第1項第1項第1	第十四条の十一
##行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に 一の十第二項	第十四条の十一
の三の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に1の元 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に2の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に2の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に2の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に2の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に2の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に2の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に2の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に2の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に2の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に20九 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に20九 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に20九 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に20九 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に2000年	第十四条の十一
銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項第一の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に回り入の1000000000000000000000000000000000000	第十四条の十一
銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項にの二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の九の五 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項の九の五 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第三の九 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第三の九 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第三の九 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の三十二項を対象の三十三条の四第六項に銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の二十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の九の三十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の12年により表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	
銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の二の三の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の五銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二の九の五銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の元の三の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の元の五銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の九の五銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項の九十三年法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二の九の元 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二の九の元 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二の九の元 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二十四九 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二十三年法第二十四元の 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項を かんり は まま は は は は は は は は は は は は は は は は は	第十四条の十一
銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の五 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一級が表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	十匹条の
の三の二 銀行法第十三条の四第二項において準用する場合を含む。)に規定するの三の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の工 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の五 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の五 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の五 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の円 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の円 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の円 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の円 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の円 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の円 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の円 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の円 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一条の正式 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の二 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の三の三 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の五 銀行法第十三条の三第三号に規定する主務省令で定める取引又は行為一の三の三 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置 一の四 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為一の三の三 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置 一の四 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の五 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の人 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の人 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の人 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の人 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一の人 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第二十四条の一の人 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の一級では、100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円	
□の七 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第の三の三 銀行法第十三条の三の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する主務省令で定める下海 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める下海 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める業務 回の三の三 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二の五 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二の五 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二の	第十四条の十一
□の五 銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第一の三 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める下送 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める下送 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める下送 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 の三の三 顧客の利益が不当に書されることのないよう必要な措置 顧客の保護に欠けるおそれがないもの の三の三 顧客の利益が不当に書されることのないよう必要な措置 顧客の 保護に欠けるおそれがないもの の三の三 副を行法第十三条の二ただし書の規定による承認の申請等	四条の
一の四 銀行法第十三条の四に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為の三の三 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める策務 一の三の三 銀行法第十三条の三第三号に規定する主務省令で定める行為 銀行法第十三条の三第三号に規定する主務省令で定める取引又は行為 本行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める申請等	第十四条の十一
一の三の三 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置 のの三の二 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する主務省令で定める業務 一の三の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する主務省令で定める行為 銀行法第十三条の三第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 の三の二 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 の三の二 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為	第十四条の十一
一の三の二 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する主務省令で定める業務 一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する主務省令で定める行為 一の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する直務省令で定める取引又は行為 会の三の二 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 日の三の二 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 日の三の二 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 日の三の二 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 日の三の二 銀行法第十三条の二第一号に規定する主務省令で定める取引又は行為	十四条の
一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する主務省令で定める行為 の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものと 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為 銀行法第十三条の二第一号に規定する主務省令で定める取引 銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認の申請等	第十四条の十一
一の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものと、銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為銀行法第十三条の二第一号に規定する主務省令で定める取引銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認の申請等	
一 銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行銀行法第十三条の二第一号に規定する主務省令で定める取引銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認の申請等	第十四条の十一
銀行法第十三条の二第一号に規定する主務省令で定める取銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認の申請等	第十四条の十一
銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認の申請	
	第十四条の九
第一項(第二号を除く。) 銀行法第十三条の二ただし書に規定する主務省令で定めるやむを得ない	八丨
第二項 銀行法施行令第四条の二第三項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるも	十四条の七
第一項及び第五項 銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの	十四条の七
の二 銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う特定承継会社又は	十四条の六
/第二項 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認の申請	第十四条の六第

第十四条の十一の二十一第二項	限分表値分分第四条の五第二項第二号に見合ける機林水産省令・内閣守令で占める事項 銀行法施行令第四条の五第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定める方法
十一の二十二	第二項に規定
+	面の記載方法
+	兀
+	四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項た
+	四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第
+	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する主務省令で定める事項
+ - の二 +	成立したときに作成する銀行法第十三条の四において準用す
十一の二十	融商品取引
十一の三十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省
第十四条の十一の三十の二	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する主務省令で定める行為
条の十一の三十	四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規
+	二第二号に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社
第十五条	の申請等
第十六条(第五項を除く。)	
第十七条第一項	銀行法第十六条第一項の規定による臨時休業の届出等
	一項に規定する主務省令で定める
第十七条第三項	-
	六条第二
第十七条第五項	銀行法第十六条第三項に規定する主務省令で定める場合
	銀行法第十六条の二第一項第二号の二に規定する主務省令で定める業務
第十七条の二第二項	六条の二第一
第十七条の二第三項	$\overline{}$
第十七条の二第四項第一号	
第十七条の二第五項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第六項	二第一
第十七条の二第七項	_
第十七条の二第八項	-
第十七条の二第九項	銀行法施行規則第十七条の二第五項の規定を準用する場合
七条のこ	銀行法施行規則第十七条の二第六項の規定を準用する場合
第十七条の二第十一項	銀行法施行規則第十七条の二第八項の規定を準用する場合
第十七条の二第十二項	銀行法施行規則第十七条の二第五項、第六項及び第八項から第十一項までの規定を準用する場合
七条の二第十三	行規則第十七条の二第六項及び第十項の規定を準用する場合
第十七条の二第十四項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の二第十五項	銀行法第十六条の二第一項第十六号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の二第十六項	銀行法施行規則第十七条の二第六項第九号、第七項、第九項から第十三項まで及び第十五項第二号ロの規定を準用する場合
く。) 第十七条の三第一項(第二十三号を除	
。) 第二十四号から第三十三号までを除く第十七条の三第二項(第一号の三及び	ら第三十三号までを除く 第二項(第一号の三及び銀行法第十六条の二第二項第二号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の三第三項	銀行法第十六条の二第二項第三号に規定する主務省令で定めるもの

三第五項 「第一項第一項 「第一項第一項 「第一項	合信のは角帯の記すの目	<u> </u>
	限庁去第三十七条第一頁の現主こよる限庁業の落上、合併又は解散の忍可の申青金行治が名する。「美久」著作者は、別様の政治を一下間所名。気を考える。	第二十五条
条の三第二項 銀行法第十六条の一第二項法 銀行法第十六条の一第二項法 銀行法第十六条の一第二項法 銀行法第十六条の一第二項法 銀行法第十六条の一第二項法 銀行法第十六条の一第二項法 大の四の三第五項 銀行法第十六条の一第二項法 東の田第二項 銀行法第十六条の一第二項法 大の四の三第五項 銀行法第十六条の一第二項法 大の四の三第五項 銀行法第十六条の一第二項法 大の四の三第五項 銀行法第十六条の一第二項法 大の四の三第五項 銀行法第十六条の一第二項法 大の四の三第五項 銀行法第十六条の一第二項法 大の四の三第五項 銀行法第十六条の一第二項法 大の四の三第五項 銀行法第十六条の一第二項法 大会の一第二項法 銀行法第十六条の一第二項法 大会の一第二項法 銀行法第十六条の一第二項法 大会の一第二項法 大会の一第二項法 銀行法第十六条の一第二項に規定する主務省令で定めるもの 大会の一第二項 銀行法第十六条の一第三項法規定する主務省令で定める場合 大会の一第二項法 銀行法第十六条の一第三項法規定する主務省令で定めるもの 大会の一第二項が 一項(第一号を除く。) 銀行法第二十一条第一項の規定による貸借対服表等の配当後のその配当後のその他資本 銀行法第二十一条第一項の規定による貸借対服表等の配当後のその他資本 銀行法第二十一条第一項の規定による貸借対服表等の配当後の子と総合 全の一第一項第八号及び第二十一条第一項の規定による貸借が服表等の配当後の日本 銀行法第二十一条第一項の規定による貸借が服表等の配当後の日本 銀行法第二十一条第一項の規定による貸借が服表等の配当後の日本 銀行法第二十一条第一項の規定による貸借が服表等の配当後の日本 銀行法第二十一条第一項の規定による貸借が服表等の配当後の日本 銀行法第二十一条第一項の規定による貸借が服表等の配配当後の日本 の間令で定めるもの 第一項第八号及び第二十一条第一項の規定による資務有令で定めるもの 大会に表する主務省令で定めるもの 第一項第八号及び第二十一条第一項の規定による資務の配当後の日本 銀行法第二十一条第一項の規定による資務百令で定めるもの 大会に表する主務省令で定める会社 条の二の一項第八号及び第二十一条第一項の規定による資務の令で定めるとの の間を企業を 一項第八号及び第二十一条第一項の規定による の間を の間を の間を の間を の間を の間を の間を の間を	展示は直示を第二十多数三年の実施に要称くを含み、可見研究できるのである。	等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(第一項第一項を除く。) 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第六項に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由条の一第五項(第一等)、第二項本院の記当をする場合における制余金の配当をのを設立を 条の七の三第一項、第一号を除く。) 銀行法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定める事由 第一項第一号を除く。) 銀行法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定める場合条の七の二第一項(第一号を、第一項が法第二十一条第一項の関に規定する主務省令で定める場合条の七の二第一項(第一号を、第一項が法第二十一条第一項の規定による接着令で定めるものとなる。 銀行法第二十一条第一項の規定に規定する主務省令で定めるとに、によりを除く。) 銀行法第二十一条第一項の規定に基ををの配当後の利益率値倫企の額を、の規定を連用する場合条のに当をの配当後の音楽所の関係のある会社条の四、第一項第八号を除く。) 銀行法第二十一条第一項の規定に基ををの配当後の配当後の者を準備金の額を、の規定を連用する。 銀行法第二十一条第一項の規定に基を書で定めるとので定めるとのと、第一項第八号を除く。) 銀行法第二十一条第一項の規定による手務省令で定めるとの配当後ののの申請をを除く。) 銀行法第二十一条第一項の規定による事業報告令で定めるもののをを除く。) 銀行法第二十一条第一項の規定による事業報告令で定めるもののをが持定承継会社及びそ条の工、第一項前段に規定する主務省令で定めるとの額及びそ条の工、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	つ図可り	第二十三条(第一頁第1号の二と余)十一号の二を除く。)
「東京 東京 東	規定こよる公土分割の忍可の申	第一
条の三第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定めるもの 条の四の三二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 条の四の三二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 条の四の三二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 条の四の三二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 条の四の三二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 条の四の三二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 条の田の三二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 条の七の三第一項を除ぐ、)銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十十条第一項可規定に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十十条第一項対定に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十十条第一項対定に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十十条第一項文は第二項の規定による第省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項文は第二項の規定を準用する場合 銀行法第二十一条第一項文は第二項がら常立。 銀行法第二十一条第一項又は第二日の規定を準用する場合 銀行法第二十一条第一項又は第二日の規定を準用する 銀行法第二十一条第一項又は第二日の規定を準用する 銀行法第二十一条第一項又は第二日の規定を準用する 銀行法第二十一条第一項又は第二日の規定を準用する 銀行法第二十一条第一項又は第二日の規定を準用する 銀行法第二十一条第一項又は第二日の規定を準用する 銀行法第二十一条第一項又は第二日の規定を準用する 銀行法第二十一条第一項又は第二日の規定を準用する 銀行法第二十一条第一項又は第二日の規定を準用する 銀行法第二日の規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二日の規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項の規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二日の規定を準用する主務省令で定めるもの 銀行法第二日の規定を準用する 銀行法第二日の規定を準用する 銀行法第二日の規定を準用する 第一日のは第一日のは第一日のは第一日のは第一日のは第一日のは第一日の 銀行法第二日のは第一日のは第一日のは第一日のは第一日のは第一日のは第一日のは第一日のは第一	一銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可の申請	
条の三第五項 銀行法第十六条の二第三項を持合で定める事由 条の四第三項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 条の五(第一項第二号へ及び二子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等の出の三第五項 銀行法第十六条の二第三項上環を含って定める事由 条の七の三第二項 銀行法第十六条の二第三項上現をする主務省令で定める事由 条の七の三第二項 銀行法第十六条の二第三項上現をする主務省令で定める事由 条の七の三第二項 銀行法第十六条の二第三項上規定する主務省令で定める事由 条の七の三第二項 銀行法第十六条の二第二項上現上でも主務省令で定める事由 条の七の三第二項 銀行法第十六条の二第二項上規定する主務省令で定める事由 条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 条の七の三第二項の上接に対る剰余金の配当後のでの他資本準備金の額 銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定を準用する場合 条の三第二項をいる言義者令で定める場合 第一項をいる言義者令で定める場合 第一項をのと言語を言令で定める場合 第一項をのと言語を言令で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言令で定める場合 第一項をのと言語を言令で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言で定める場合 第一項をのと言語を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言		第二十一条
七条の三第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定めるもの地定を増用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第三項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 第一号 、第五銀行法第二十一条第一項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第二項 銀行法第二十一条第一項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の四第一項 (第一号チ、第五銀行法第二十一条第一項的酸に規定する主務省令で定める会社 七条の七の四第一項 (第一号チ、第五銀行法第二十一条第一項的酸に規定する主務省令で定める会社 七条の二、第一項 (第一号チ、第四銀行法第二十一条第一項前酸に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項前酸に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項前酸に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項前酸に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項以は第二項 成定による 銀行法第二十一条第一項以は第二項 成定による 銀行法第二十一条第一項以は第二項 の規定による 銀行法第二十一条第一項以は第二日 へ第一項又は第二項 規定による 銀行法第二十一条第一項以は第二日 へ第一項又は第二日 の規定を増用する 銀行法第二十一条第一項的股に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項以は第二日 へ第一項以定を増用する 銀行法第二十一条第一項以第二十一条第一項以第二十一条第一項以上第二日 へ第一項 別定を 銀行法第二十一条第一項的股に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項以は第二日 へ第一項 以定を 銀行法第二十一条第一項 以上第二日 へ第一項 別定を 銀行法第二十一条第一項 的股に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項 の規定による主務省令で定める会社	記載	第二十条
銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 第一項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十十条第一項又は第二項の規定による資格で定めるもの 別分で定該に第一号を除く。) 銀行法第二十一条第一項取は第二項の規定による資格で定めるもの 銀行法第二十条第一項取は第二項の規定による資格で定めるもの 銀行法第二十条第一項取は第二項の規定による主務省令で定めるもの 銀行法第二十条第一項取は第二項の規定によびに表示する主務省令で定めるもの 銀行法第二十条第一項取は第二項の規定によびに第二項の規定によびに第二項を除く。) 銀行法第二十条第一項取は第二項の規定によびに第二項の規定によびに第二項に関立を推出する主務省令で定めるもの 銀行法第二十条第一項取は第二項の規定によびに第二項の規定によびに第二項取りに表示する主務省令で定めるもの 銀行法第二十条第一項取りに規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十条第一項取りに規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十条第一項取りに規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項取りに規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項取りに規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第二項可段に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項取りに規定する主務省令で定める書由	の開示の開示	
銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十十条の規定による貸借対照表金の配当後の利益準備金の額 七条の七の三第一項 銀行法第十十条第一項前段に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十十条第一項前段に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十十条第一項前段に規定する主務省令で定める会社 七条の七の三第一項 銀行法第十十条第一項前段に規定する主務省令で定める会社 七条の七の三第一項 銀行法第十十条第一項前段に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 を関連 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	〒1355-11-1-1955 11頁 11月21-11-19頁 25-11-19回 115-11-19日 11-19-19-19-19-19-19-19-19-19-19-19-19-1	第十九条の四
最行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項未交に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第三項大変に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第三項大変に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第三項大変に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第元号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第元号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第元号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第元号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第元号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第元号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第元号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第元号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 一条の一項 現定は第二項の規定はよる養務省令で定める場合 銀行法第十八条第一項前段に規定する主務省令で定める管案所 九条の二第五項 銀行法第十六条の四第八項前段に規定する主務省令で定める管案所 人をの三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の四第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の五 第二項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の五 類に規定する主務省令で定める場合 日本の七の二第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 日本の七の二第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 の額の項 は対定する主務省令で定める場合 の額の項 は対定する主務省令で定める場合 の額の項 は対定する主務省令で定める管理用する場合 日本の七の二第二項 は対定する主務省令で定める管理用する場合 日本の七の二第二項 は対定する主務省令で定める場合 の額の表面の配当後ののの組定を対る場合の配当後ので定める場合 の額の表面の記当をする場合における別余金の配当後ので定める場合 の額の表面の表面の表面の表面を定めるとはのるの配当後のでとのるとの表面を定めるとのるの 日本の本面の表面の表面を定めるとの表面を定めるとの表面を定めるもの のるの表面の表面の表面の表面を定めると		びに第六号を除く。)
銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定めるもの 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項を下定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項を下定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項を下定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項を下定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項を下定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項を下に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 第一項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の規定を連用することについての承認の申請等 1条の七の三第一項 銀行法第十六条の担第に対定する主務省令で定めるもの 1条の七の三第一項 銀行法第十六条の担第に対定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 りよの第二項 銀行法第十一条第一項前段に規定する主務省令で定めるもの 1条の七の三第一項 第一項 1をする 1を	銀行法第二十一条第二項前段に規定する主務省令で定めるもの	九条の三(第三号ニ及びト、
銀行法第十六条の二第三項を除る。 銀行法第十六条の二第三項を除る。 銀行法第十六条の二第三項を除る。 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二項とだし書に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に対し書に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項を除っ 銀行法第十九条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社 七条の七の三第一項 銀行法第十九条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社 七条の七の三第一項を除っ 銀行法第十九条の一項前段に規定する主務省令で定める特殊の間 銀行法第十九条の一項前段に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社 七条の七の三第一項を除るの配当後のぞの他資本剰余金の額及び 九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定めるもの 1、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2	一条第一項前段に規定する主務省令で定める営業	第十九条の二第五項第一号
銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 を関係とのの記述を保有することについての承認の申請 を関係とのののののののののののののののののののののののののののののののののののの		$\overline{}$
は行法第十六条の二第二項を関うで定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の中の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第 項 の記当後の利益準備金の額 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第 項 の記書を 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第 項 の記書を 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第 項 の記書を 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の五	銀行法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定めるもの行法第二十二条ですがしている人が表現では、	の二第一項(第一号チ、
世条の三第五項 銀行法第十六条の三第五号に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の三第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の三第十二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める会社 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 日本の七の三第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 日本の七の三第一項 銀行法第十六条の一第一項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二	銀行法第二十条の規定こよる資普対照表等の公告等	九条
田大条の三第五項 銀行法第十六条の二第二項を対して定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項から第三項主銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の三第二項を記述する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項を記述する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第二項を記述する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第二項 日表語		八条(第一項及び第三項を除
世条の三第五項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定めるもの 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定めるもの 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第四項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める会社 七条の七の三第四項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第四項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第四項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める場合 日本の七の二第二項 銀行法第十六条の四第二項 は規定する主務省令で定める会社	剰余金の額及び	の 五
銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第四項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 七条の七の三第1項から第回項までの規定を準用する場合 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社 七条の七の三第1項から第四項までの規定を準用する場合 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社 七条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 セ条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社 七条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合 銀行法第十六条の四第二項第二十五号及び第三十六号の規定を準用する場合 銀行法第十六条の四第二項第二十五号及び第三十六号の規定を準用する場合 銀行法第十六条の一第二項を表記を表記を表記を準用する主務 銀行法第十六条の一第二項を表記を表記を表記を準用する主務 日本の七の三第二項がら第二項がら第四項までの規定を準用する場合 銀行法第十六条の一第二項を表記を準用する主務省令で定める事由	配当をする場合における剰余金の配当後の利益準備金の	の四第1
銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由七条の四第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由七条の四の三 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第二項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める場合七条の七の三第五項 銀行法第十六条の三第五項 銀行法第十六条の三第五項 は対する主務省令で定める事由	余金の配当をする場合における剰余金の配当後の資本準備金の	七の四第一
世条の三第五項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の口の二 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める事由	行法施行規則第十七条の	七の三第五
銀行法第十六条の四第一項 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号へ及び二、子会社対象銀行等を子会社とする主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号へ及び二、子会社対象銀行等を子会社とする主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第二号へ及び二、子会社対象銀行等を子会社とする主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の四第四項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 日本条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 日本条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 日本条の七の二第一項から第三項ま銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 日本条の七の二第一項から第三項ま銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 日本条の七の二第一項から第三項ま銀行法第十六条の四第四項第二号に規定する主務省令で定める場合 日本条の七の二第一項がより表記を 日本条の七の二第一項がより表記を 日本条の七の二第一項がより、日本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の	四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係	七の三第四
世条の四第二項 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第二項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の二第三項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める場合 七条の七の二第三項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める場合		十七条の七の三第一項か
七条の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由	銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する主務省令で定める場合	
七条の三第二項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の五(第一項第二号八及び二、子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等 項から第八項まで並びに第十項を 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する主務省令で定める事由 七条の七の二第一項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由	銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する主務省令で定める場合	十七条の七の二第二
七条の三第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第一項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第一項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第一項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の五(第一項第二号ハ及びニ、子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等 項から第八項まで並びに第十項を 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の六 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の六 銀行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるもの 日条の六 銀行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるもの 日条の六 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 日条の六 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 日条の六 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 日条の六 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 日条の六 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 日条の六 銀行法第十六条の二第二項第三項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 日条の六 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 日条の六 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 日条の六 銀行法第十六条の二第二項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項第三項	四第四項第一号に規定する主務省令で定める	七の二第一
七条の三第二項 銀行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由	準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の	第十七条の七
よの四第二項 銀行法第十六条の二第二項を正し書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項をだし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項をだし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項をだし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項をだし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項をとし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項をとし書に規定する主務省令で定める事由 日本の四の三 銀行法第十六条の二第二項をとし書に規定する主務省令で定める事由 日本の四の三 銀行法第十六条の二第二項をとし書に規定する主務省令で定める事由 日本の四の三 銀行法第十六条の二第二項をとし書に規定する主務省令で定める事由 日本の四の三 銀行法第十六条の二第二項をとし書に規定する主務省令で定める事由 日本の四の三 銀行法第十六条の二第二項をとし書に規定する主務省令で定めるもの 日本の四の三 銀行法第十六条の二第二項をとし書に規定する主務省令で定めるもの 日本の四の三 銀行法第十六条の二第二項をとし書に規定する主務省令で定めるもの 日本の四の三 銀行法第十六条の三第二項をとし書に規定する主務省令で定めるもの 日本の四の三 銀行法第十六条の三第二項をとし書に規定する主務省令で定めるもの 日本の四の三 銀行法第十六条の三第二項をとし書に規定する主務省令で定めるもの 日本の四の三 銀行法第十六条の三第二項をとし書に規定する主務省令で定める事由	行法第十六条の四第二項に規定する主務省令で定める事	条の
世条の三第六項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第一項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第一項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第一項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第一項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第一項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の五(第一項第二号ハ及び二、子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等 は行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す との四の三 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の五(第一項第二号ハ及び二、子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等 はたいに対している。 は行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す と条の五(第一項第二号ハ及び二、子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等 はたいに対している。 は行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す と条の五(第一項第二号ハ及び二、子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等 はたいに対している。 は行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す と条の五(第一項第二号ハ及び二、子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等 はたいに対している。 はた		
世条の三第五項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四の二 銀行法第十六条の二第一項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四の二 銀行法第十六条の二第一項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の二 銀行法第十六条の二第二項を対し書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項を対し書に規定する主務省令で定める事由 七条の四の三 銀行法第十六条の二第二項を対し書に規定する主務省令で定める事由	「芸術文多銀行祭を刊芸術とできことについ	第四頃から第八項まで並びこ第十項が
は条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第十二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項第二十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項第三項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第二項第三項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第十二項を定した。 日本の四第二項 銀行法第十六条の二第二項を定しまでは、 日本の四第二項 銀行法第十六条の二第二項を定し書に規定する主務省令で定めるもの	4年、土村泉根庁等と4年、十分によてのい銀行法第十六条の二第四項に規定する主教省	一二条の豆
世条の四第五項 銀行法第十六条の二第十二項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第一項 銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第一項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第一項 銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第一項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第五項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の三第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の三第五項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す	東京 159 月 15月 1月 1月 1月 1日	三十八条の日日
は条り国第五頁 根行法第十六条の二第十二頁とごし書と見定する主務省令で定める事由 七条の四第四項 銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の三第五項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の三第五項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の三第五項 銀行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるもの	えると	四月から
七条の四第四項 銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第三項 銀行法第十六条の二第五項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第一項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の四第一項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の三第六項 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す 七条の三第五項 銀行法第十六条の二第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す		第 : 丘
七条の四第三項 銀行法第十六条の二第五項に規定する主務省令で定める事由 七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由 七条の四第一項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由 七条の三第六項 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す七条の三第五項 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す	行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事	七条の四第四
七条の四第二項 銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由七条の四第一項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由七条の三第六項 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す七条の三第五項 銀行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるもの	行法第十六条の二第五項に規定する主務省令で定める事由	七条の四第三
七条の四第一項 銀行法第十六条の二第三項本文に規定する主務省令で定める事由 は条の三第六項 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す七条の三第五項 銀行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるもの	る事	第十七条の四第二項
七条の三第六項 七条の三第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す七条の三第五項 銀行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるもの	由	七条の四第一
銀行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるも	行法施行規則第十七条の三第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用す	七条の三第六
	行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるも	第十七条の三第五項

四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する主務省令で定める事項 	-四条の五十三の十二 銀行法第五十二条の-匹条の五十三の十一 銀行法第五十二条の	第三十十
四十五の二におい	四条の五十三の十 銀行法第五十	第三二
四十五の二におい	四条の五十三のナ 銀行に第12回条の五十三のナ 銀行に第12回条の五十三のナ	第三十
上丘り二この、に進用ける食油気品文目長寛三上 [言重ラ光]	回来の丘上三の1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 	第三二
记載	四条の丘十三の八	第三二
四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する主務省令で定める事項	四条の五十三の七	第三十
銀行法施行令第十六条の六の二第二項第二号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める事項	四条の五十三の六第二項	第三十
銀行法施行令第十六条の六の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定める方法	第三十四条の五十三の六第一項 銀行法施行令第十:	第三十
六条の六の二第一項第三号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める事項 <u></u>		第三十
銀行法施行令第十六条の六の二第一項第一号に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの	第三十四条の五十三の四 銀行法施行令第十:	第三十
1+	第三十四条の五十三の三 銀行法第五十二条の	第三十
四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する主務省令で定める行為	-四条の五十三の二 銀行法第五十二条の	第三十
四十五第五号に規定する主務省令で定める行為	第三十四条の五十三 銀行法第五十二条	第三十
銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定めるもの	第三十四条の五十二 銀行法第五十二条	第三十
銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるもの	第三十四条の五十一 銀行法第五十二条	第三十
者と	五十	第三十
銀行法の規定による銀行代理業に係る社内規則等	第三十四条の四十九 銀行法の規定によ	第三十
行法の規定による銀行代理業者の顧客情報の使用に係る書面による同意等	四条の四十八銀	第三十
銀行法の規定による銀行代理業者の個人顧客情報の取扱い	第三十四条の四十七 銀行法の規定によ	第三十
銀行法施行規則第三十四条の四十三第一項第三号の規定を準用する場合における情報の提供	第三十四条の四十六 銀行法施行規則第1	第三十
銀行法の規定により銀行代理業者が金融商品の販売又はその代理若しくは媒介を行う場合	五.	第三山
る預金者等に対する情	四十四	第三山
四十四第一項第三号に規定する主務省令で定める事項	第三十四条の四十三 銀行法第五十二条の	第三十
四十三の	第三十四条の四十二 銀行法第五十二条の	第三十
銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認の申請等	第三十四条の四十一 銀行法第五十二条	第三十
四十第一項に規定する主務省令で定める様式	四条の四十	第三十
三十九第一項及び第二項の規定による	第三十四条の三十九 銀行法第五十二条	第三十
三十九第一項に規定する主務省令で定める場合	第三十四条の三十八の二 銀行法第五十二条の三十九第	第三十
三十六第一項に規定する許可に係る予備審査	第三十四条の三十八 銀行法第五十二条の三十六第	第三十
十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があった場合における審査	第三十四条の三十七 銀行法第五十二条	第三十
三十八第一項第一号に規定する主務省令で定める基準	第三十四条の三十六 銀行法第五十二条の三十八	第三十
		三十五
銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する主務省令で定める書類	及び第三十四条の	第三上
七第二項第二号に規定する主務省令で定めるもの		第三上
一十四条の三十二第一項第一号ロ(1)の規定を準用する場合	四条の三十二第三項	第三十
三十七第一項第六号に規定する主務省令で定める事項	第三十四条の三十二第一項及び第二項 銀行法第五十二条の三十	第三十
	四条の二の四(第二項を除く。)	十四久
		< °, `,
	項(第三号を除	六号を
項の規定による認可の申請等	二第一項(第四号及び第	第三上
一号に規定する主	銀行法第四十	第二十
条第四号の規定による承認の申請	銀	第二十七条
名名第三十月多の共気による全方で非元	4	をターー アクラ

2	5																																			
第三十四条の七十五第一項	七十四第三項	七十四第二項		第三十四条の七十三	第三十四条の七十二			六十九	第三項			第三十四条の六十七	第三十四条の六十六	六十五の二	第三十四条の六十五	第三十四条の六十三の二第三項第一号に	二項第二十四条の六十三の二第一項及び第銀	六十三		四条の六十一	第三十四条の六十第五項	で 第三十四条の六十第一項から第四項ま銀	第三十四条の五十九	第三十四条の五十八	第三十四条の五十七	項	第三十四条の五十六第二項	第一項	の 二		第三十四条の五十三の十七の二	第三十四条の五十三の十七	第三十四条の五十三の十六	十五	第三十四条の五十三の十四	第三十四条の五十三の十三
きの顧客説明	行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する主務省令で定める者	銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する主務省令で定める者	銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者と利害関係を有する者	銀行法第五十二条の七十一の規定による苦情処理手続に関する記録の記載事項等	務省令で定める者 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして主	業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとそ注質コーニョのデーも質し可覚ニテに表気でで対策系言角診核長の材立の	頁第三号こ見官する旨官分争解央幾週り朱弌り所旨、項第十一号に規定する主發省令で定める事項	十二条の六十七第一	銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類	銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する主務省令で定めるもの	する主務省令で定めるも		銀行法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者による特定承継会社に対する意見聴取等	銀行法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定	銀行法第五十二条の六十二第一項第四号イに規定する主務省令で定める者	銀行法第五十二条の六十第一項に規定する主務省令で定める営業所	銀行法第五十二条の六十第一項の原籍	銀行法における所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置	銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認の申請等	銀行法第五十二条の五十二の規定による届出	銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する主務省令で定める措置	銀行法における銀行代理業者による所属銀行の説明書類等の縦覧	銀行法第五十二条の五十第一項の規定による報告書	銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類	銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示	る場	四十七第一	銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による届出	銀行代理業者の休日の承認の申請等	銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する主務省令で定める預金	銀行法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する主務省令で定める行為	銀行法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する主務省令で定める事項	いて準用する金	成立したときに作成する銀行法第五十二条の四十五の二にお	令第十六条の六の三において準用する同令第四条の三第一項の規定	五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定めるもの 銀行法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項(銀行法第五十二条の四十

第三十四条の七十五第二項	銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する主務省令で定める事
	表行は第二十二人の こうに はいかい 見がい しゅう こうない にない 指定紛争解決機関に係る手続実施記録の保存及び作成
	銀行法第五十二条の七十九の規定による届出銀行法第三十二条の七十九の規定による届出
二項及び第三項	銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する主務省令で定めるとき
	銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成す
《九号、第十三号、(第五号、第五号、第五号の	に基づく届出 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定
をび第三十二寺、-一号から第二十四	
二項、第三項、第五項、第六項、第七	
一号、第四号及び第五号、第	
第四号及び第五号並びに第九項第四号	
条	銀行法第五十五条第一項ただし書の規定による承認の申請
の二	主
第一項	銀行法第六十三条第一号の二に規定する主務省令で定める措置
項	銀行法第六十三条第一号の三に規定する主務省令で定める措置
ら第五項まで及	**行法の規定による申請書、業務報告書その他の書面の提出に係る経由
び第八項から第十項までを除く。)	
第三十九条	ロクノロ
二号の二、第三号	\$行法、銀行法施行令又はこの条において準用する銀行法施行規則の規定による許可、
及び第六号を除く。)	
- 頁及が第二頁、第十1条の五、第三十2 - 前項の場合において、銀行法施行担	頁をが育二頁、幕上したり丘、第三十四をり丘十三り十二第二頁第二号をがこ第三十二条第一頁をが育っ頁を余く。前項の場合において、銀行法施行規則の規定(第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条
か、次の表の上欄に掲げる同令の規定	中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。「『『『『『『『『『『『『『『』』』』。『『『『『』』』』。『『『『』』』。『『『』』』。『『『』』』。『『『』』』。『『『』』』。『『『』』』。『『』』』。『『』』』。『『』』』。『『』』』。『『』』』。『『』』』。『『』』』。『『』』』。『『』』』。『『』』』。『『』』』。『』』』。『』』』。『』』』。『』』』。『』』』。『』』』。『』』』。『』』』。『』』』。『』』』。『』』』。『』』』』。『』』』』』』
の規定 の規定 一説み替える銀行法施行規則読み替えられる字句	
第一条の三第一項第五号 金融庁長官	
項第一条の三第三項及び第四金融庁長官	
第五条 金融庁長官	財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)
条の三第一項第三号	十三条
第十三条の五第二項第二号 第五十三条	
一号第一項第期末(中間第十三条の六の三第一項第期末(中間	(中間期末を含む。以下この項において同じ。)
号	現金自動預入払出兼用
14/c	払機又は現金自動預入払出兼用機
第四号	

28	_										
	七条の二第十四	第十七条の二第十二項	第十七条の二第六項第九号	二十八第三号三号及び第十四条の十一の第十四条の十一の二十七第				第十四条の三第二項第一号	第十四条の二第一項第四号	おおり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、	及び第三号ロ第十三条の八第三項第二号掲げる指定
及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。 とび見込まれる株式会社に係る では顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる では顧客の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係る ではでいる。 ではいるとが見込まれる株式会社に係る ではでいる。	4 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次	百分の五を	事業者等	預金保険法第五十三条	二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等	十九条第二項	一項若しくは第百二十六条の三十	預金保険法第六十一条第一項若しくは第百二十六条の二十九第一項	当該保険金相当額に限る。)当該保険金相当額に限る。)当該保険金相当額に限る。)当該保証に保険の付されているものの額のうち四一前条第四項第八号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(株	庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額本、信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公	
等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派高度の専門的な能力を有する人材その他の当該特定承継会社の利用者であいる。 等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下この雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下この雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下この雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下この雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下この雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下この雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下この雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下この雇用の提進法」という。)第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは耐容の政策に係る子会社、関係会社者しくは関係子会社(それぞれ障害方者の政策の支持を活用した当該特定承継会社の関連であるものを除く。)とする。 本社文は関係子会社をいう。)とする。 本社文は関係子会社で、対策を専ら営む会社とする。 本語の政策を専ら営む会社とする。 本語の政策を関連がより、対策を関連がより、対策を関連が表別である法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する業務に関連次条第二項第十二号に掲げる業務に関連次条第二項第十二号に掲げる業務に関連次条第二項第十二号に掲げる業務に関連がより、対策を対して、対策を対して、対策を関連を表別で、対策を対して、対策を対して、対策を表別で、対策を表別を表別で、対策を表別では対策を表別で、対策を表別で、対策を表別では対策を表別で、対策を表別では、対策を表別では、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別では、対策を表別では、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別では、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別で、対策を表別では、対策を表別では、対策を表別では、対策を表別では、対象の、対策を表別では、対策を表別では、対策を表別では、対策を表別では、対するのでは、対するのでは、対象	第十六条	百分の十を	う場合における個人に限る。)をいう。以下同じ。)事業者等(法人その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行	貯金保険法第五十五条	業再建措置又は貯係る合併等、貯金	金保険法第六十一条第一	法第六十四条第一	貯金保険法第六十三条第一項	四の三 農林中央金庫法第六十五条に規定する募集農林債の額四の二 前条第四項第一号に掲げるもののうち農林中央金庫への預け金の額限る。)本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に四 前条第四項第八号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(株式会社日	保険又は再保証の付されているものの額証をした貸出金であつて、債務の保証にれた資金を基金の全部又は一部として債	掲げる指定又は銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

, る会社をいう	
第 2 2	「第一号 第十八号の五まで 第一号 第十八号の五まで
に関し必要となる事務を行う業務 に関し必要となる事務を行う業務 全部若しくは一部を承継する農業協同組合の事業の遂行又は合併若しくは事業譲渡に資す 業協同組合をいう。以下この号において同じ。)又は経営困難農業協同組合の権利義務の 業協同組合(貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する農 三十四の二 貯金保険法第六十二条第二項第一号に規定する子会社であつて、経営困難農相談に応ずる業務	関
又は保険三十四 保	七条の三第二項第三十三十四
は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託他の事業者等の経営に関する非談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又	号
業務又は	二十七条の三第二項第二元
金の貸付貸付け	十七条の三第一項第十一貸付け(住宅の十七条の三第一項第十一貸付け(住宅の
	期 社 用 保 報
一 信託兼営銀行を子会社とする持株会社	十七条の二第十五項第一
業(他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者 (同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する美 を含む。) を行う業務(第一号に掲げる業務に関連して行うムのを除く。) (可を受していいて同じ。) の事務の支援その他成年後見制度の利用の促進に関する 主同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに限る。) となるものに限る。) が常時雇用される労働者でないものに限る。) となるものに限る。) が常時雇用される労働者でないものに限る。) とはプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となるものに限る。) とはプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる的属機器の販売を含む。) 若しくは保守(当該特定承継会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。) を行う業務(第一号に掲げる業務に関するものを除く。) 在 他の事業者等の異発に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務 に限る。) を行う業務(第一号に掲げる業務に関連したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。) を含む。) を行う業務(第一号に掲げる業務に関連するものを除く。) 本他の事業者等の異常に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務 に限る。) を行う業務 に限る。) を行う業務 に限る。) を行う業務 に限る。) が常むことができるもの の本であり、が営むことができるもの の本であり、が営むことができるもの の本であり、当該やであつて、子会社対象会社(銀行法第十六 を社を除く。) が営むことができるもの の本であり、対策を行う業務 に関連する事業者等の業務に関連する事業者 本の上の手を行う業務 に関するものに係るものに係るもの に限る。) が常ないものに限る。) 本の本でが見知であるのと除るのと除るのであり、関連する事業の要素の要素の要素を はの事業者等の実務に関連する事業者 を含む。) が言いないに関連する事務の受託	

についての認可を除った。 「田協同組合若しくは 一項前段に規定する説 一項前段に規定する説 一項前段に規定する説 一項前段に規定する説 を諸表の作成に係る体制 を諸表の作成に係る体制 を諸表の作成に係る体制 を諸表の作成に係る体制 を諸表の作成に係る体制 を諸表の作成に係る体制 を記述する説 を記述する説	30 第二十二条第一項第十一号 ハハ、銀庁業高度匕等会生(第十	第十九条の五 む。)の開示に努めなければならない。参考となるべき事項のうち特に重要なもその他の顧客が当該銀行及びその子会社第十九条の五 銀行は、四半期ごとに、	第十九条の三第三号イ 算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は		第十九条の三第二号ロ(3)親会社株主に帰属する中間純利益	じ。) 又は直近の第十九条の三第二号ロ じ。) 及び二連結会計年度(連第十九条の三第二号ロ 直近の三中間連結会計年度(中間	第十九条の三第二号イ 直近の中間事業年度又は	第十九条の二第一項第七号 末日(中間説明書類にあつては、	イ	ハ及び第五号第十九条の二第一項第三号直近の二中間事業年度又は	間純利益若し	中	イ	要な影響を与えない子会社等を除く。)	び第四項第十七条の七の三第三項及百分の五	一号 の法人をもつて組織する連合会を含む。 第十七条の七の二第三項第若しくは長期信用銀行又は信用金庫、1	二項第十七条の七第一項及び第金融庁長官	その基準議決権数を超えて保有することについ一項において「他業銀行業高度化等会社」とい規定する会社及び外国の会社を除く。第九項、
((デロ)	に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。	き事項(金融庁長官が別に定める事項を含なるべの(金融庁長官が別に定める事項を含なるべむ)の(金融庁長官が別に定める事項を含なるべい)の	(は 中間連結損益計算書又は連結損益計連結貸	直近の	・益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又親会社	う。以下同いう。以下直近	近	中間事業年度の末日)	、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主貸借対	直近の			直近	の経営管理に係る体制を含む。) (一項前段に規定する説明書類の内容に重 株会社の子会社でない場合にあつては、組	の	信用協同組合若しくは労働金庫(これら	農林水産大臣及び金融庁長官等	ての認可を除く。)の議決権についう。)の議決権についる会社(第十七条

								31
 チ第 三 十	ト 第 。 三		ニ 第 三 十	二第二	第三十	第二	第二十十	第二
二 十 四	ト (11)	二 第 (三 1 十 1 匹 条 の 三 十		十四四	十 - 四 -	一十七条第二	第二十七条第二第二十七条第一	第二十三条第六号
- 条 の) [条 の) 条 の	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- 条 の	四条の二の四第三項	条算	七条第	条 第
= +	= +	= +	= =	三十	二 の 引	項	1 一 項	六号
七第	七	t	七	七第	四第.	項第三号	一頁 項 第一	
四条の三十七第四号	三十七第四号	第 匹 号	四号	四号			寻	
る法律(昭和二十九年法律第百九十五号農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入協同組合による金融事業に関する法律、チー法、長期信用銀行法、信用金庫法、チー法、長期信用銀行法、信用金庫法、			法	ニニー 条の三十七第四号その法人第三十四条の三十七第四号	法第五十二条	免許	法第四条第	よ六る。
律中組法(中)	(、会計参与、監査役、会計監査人又は、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、	1) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、協同組合による金融事業に関する法律、	四条	 	五十	[2]	四条第二	届 私 出 的
昭金に長和庫より	会計をを表しています。 会計を を と と と と と と と と と と と と と と と と と と	、と同り法中組法の方で、と同じ、と同じ、と同じ、と同じ、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	· —			-	- -	を独し
一法の信力	与、監査役、4 に相当する外 に相当する外 を立め、4 長期信用銀行	法: 長期信用銀行 は 長期信用銀行 (10) までに担 法律に相当する外中央金庫法、貸金を と同種類の免許、と同種類の免許、と同種類の免許、 と に 担 までに 担 ま で に 担 が に 知 が に 担 が に 担 が に 担 が に 担 が に 知 が	項の免		のニの	6	頂の内閣	9 の る 地
年金事行	監査 (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で)	の登録を	許		十 に	1	午閣総	合ない
は未には、	外金業に会会という。	可若しくは登録の明若しくは登録の明若しくは登録に類点を離ま、貸金業はに相当する外国のに相当する外国のに相当する外国のに相当する外国のに相当する外国のに相当する外国のに相当する外国のに相当する外国のに相当する外国のにおいた。			おい		総理大	は、定
百出音の金	計の法と関信	録許可、短業業に関業を表している。			て準		臣	当取
百九十五号)若出資の受入れ、農業用金庫法、労働	後、会計監査人又はこ 資金業法又は金融サー る外国の法令の規定に の計監査人又はこ	計可、認可若しくは登録の更新を拒己。と同種類の免許、許可、認可若しくは登録に類するその他から(10)までに規定する免許、がら(10)までに規定する免許、がら(10)までに規定する免許、がら(10)までに規定する免許、がら(10)までに規定する免許、がら(10)までに規定する外国の法令の規機林中央金庫法、貸金業法又は金融協同組合による金融事業に関する法、長期信用銀行法、信用金庫			用す		免許	届の出確
// /\	人の規定にの規定による。金庫法、	拒若他が規融法庫			る法第		を受い	を 保しに
) お 農 労働金	会計監査人又はこれらに準ずる者実法又は金融サービスの提供及び業法又は金融サービスの提供及び業に関する法律、農業協同組合法	記可若しくは登録の更新を拒否された場合と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を 者しくは登録に類するその他の行政処分を 者しくは登録に類するその他の行政処分を でに規定する免許、許可、認可 はに相当する外国の法令の規定により当該 のを許、許可、認可 はにより当該 と同種類の免許、許可、認可 は、貸金業法又は金融サービスの提 と同種類の免許、許可、認可 は、受験を は、労働金庫			五.		免許を受けた者	た関こす
くりは金ん	光側金庫法、中央光側金庫法、中央光明に準ずる者に準ずる者	登録がある。	-		十二条		19	るとを許
金及合、 融び法、中 サ金、小	一	合を含むない。			水の四			明年
1 利水企	者ぜび払い	用金庫法、労働金庫法、中小企業年金庫法、労働金庫法、大変の他の行政処分を含む。以下23免許、許可、認可若しくは登録令の規定により当該外国において3免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、対策を拒否された場合			十五			る書書を
ビ等の 東 業 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	おりのでは、中小企業等が働金庫法、中小企業等との提供及び利用環境とのでは、水産業には、中小企業等のであれた取りがある。	され、 登録 れて 環 産業						面第
提締同同供り組組	行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役法、機林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同	マラック マス ラック ス ラック ス ラ ま は め 協 協 協						項の
ビスの提供及び利律第百九等の取締りに関す法、貸金産業協同組合法、同組合に業等協同組合法、チー法、	` 備 組 組	の五十六(11) 法 長期信用銀行法 信用金庫法 労働金庫法 中小企業等協同組合合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合合による金融事業に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている令の規定に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている令の規定に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている令の規定に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている令の規定に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている令の規定に関する法律に相当する外国の法令の規定に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合合による法、機械中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等貸金業法法、機同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合合による						和的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定に六 る届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面
相まって	執等資金業法 は同法を は同法を はいる もい。 はいる もいも も も も も も も も も も 	<u> </u>		十そ	法言	認可	手 再	す編六第律ハ損ロ書い一イ定六
律法、貸品 第百九 法、貸金	は ぜ に に に に に に に に に に に に に	の五第第二年 の五第二年 の五十二年 の五十二年 の元十二年 の元十二年 の元十二年 の元十二年 の元十二年 の元十二年 の元十二年 の元十二年 の元十二年 の元十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	再編強化	十六条第	法第十三	FJ 市 引 1	再編強化	す編六第律ハ損ロ書が一イ定六 る強の二流を 再化二項行機計談び 再化二項令林 編法 のの2 を を を を を を を を を を を を を を を を を を
十業よ銀	五 取 銀 ず に 又 金 法	第のだ、銀当下若に又金法		第一項 農	一条の三	1 2 8	去付け	強附当規(中書特にを可特用特化則該定平央並定役営を定事定
十五号)若しくは金融サ業法、出資の受入れ、預よる金融事業に関する法銀行法、長期信用銀行法	五十二条の五十六第二五十二条の五十六第二十七条若しな融事業に関する法律である。 銀行法第二十七条若しまり解任を命ぜられまりが、執行役、会計がる者	第一項の規定により司法第五十二条の三十第一項の規定により司法第五十二条の記言を記言を表示、司法第五十二条の十五第一項の規定により当該外国において同じ。)と同種類の免許、計可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録の更新下この号において同じ。)と同種類の免許不しの場において同じ。)と同種類の免許不しの場所を設定によいて同じ。)と同種類の免許不しの場所を設定とは登録(当該免許、許可、認可若しによりでは登録(当該免許、許可、認可若しによりでは、許可、認可若しによりでは、計算の表表には、対し、対し、には、対し、対し、には、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	則第	一項の認可を受け、(農林中央金庫	Ξ	ΙĘ	則則	法 第 特 に 成 金 び 承 員 む 受 承 業 承
カ)若しくはない。 長期信用など、長期信用など、	二条の五十六第二項では、一条の五十六第二項では、執行役、会計参とが、執行役、会計をといる法律、大力をといる法律、大力をといる。	項の規定により 重の認可を取り当該外国にお 大第二十二条の 大第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		一中を金		-	第二十六条第	会社が特定農業協同いう。)の全部又は一いう。)の全部又は一い方。)の全部又は一点、その氏名及び特定承継会社の事業譲渡の認識、その氏名及び特定農水産業務の継続の割まる業務の継続の割まる業務の継続の割り、 の全部又は一十一条第二項の規定を業別の割り、 の全部又は一十十条第二項の規定を表別が特定農業協同の規定を表別が表別が、 の全部又は一十十条第二項の規定を表別が、 の全部又は一次では、 できるという。
く受に信 は入関用	十役七 命ビす銀し六、条 ぜスる行	定により司法 に用銀行法 現ずる法律、 再銀行法 の司を取り消さ 十二条の十五 十二条の十五 において同じ。) 録(当該免許で、認可若しくは第(当該免許で、認可若しくは第)で、 は に に に に に に に に に に に に に に に に に に	六条	可を取り消された場合にあ央金庫が法第二十七条又は		7	大条条	十九条第二項の 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を
金融サースな法律	第会若 らの法法 によれる	により司法 若しくは第二 で表表しくは第二 で表表しくは第二 で表表しくは第二 で表表しくないで で表表しくないで であり消さな であり消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取り消さな を取りがれる。	第一	消法第二		-	- -	第三項の規定 第三項の規定 第三項の規定 第三項の規定 第三項の規定 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2
サりは、	項の規定に、農業協工の規定に、農業協工の規定に、農業協工の規定に、農業協工の規定に、農業協工の規定に、農業協工の規定に、農業協工の規定に、農業協工の規定に、農業協工の規定に、、農業協工の規定に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	法第三法 法第三五第一者 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	切	れた世		10	質の忍可	のの農産業の関連を表別である。 一般の関連を表別である。 一般ののである。 一般のである。 一般
サービスの提供及び利用預り金及び金利等の取締法律、農業協同組合法、法、信用金庫法、労働金	項の規定により解任を命ぜ、農業協同組合法、労働金庫法、労働金庫法、労働金庫法、労働金庫法、労働金庫法、労働金庫法、労働金庫法、農業協同組合法、水産業に、農業協同組合法、水産業に、農業協同組合法、水産業に、農業協同組合法、水産業に、農業協同組合法、水産業に、農業協同組合法、労働金庫法、労働金庫法、労働金庫法、労働金庫法、労働金庫法、労働金庫法、労働金庫法、対している。	が、 の提供及び利用環 では第三項ただし では第三項をが、 では第三項をが、 では第二十八 では第二十八 では第二十八 では第二十八 では第二十八 では第二十八 では第二十八 では第二十八 では第二十八 では第二十八 では第二十八 では第二十八 では登録	: 可	場合にあつては、その七条又は第二十八条の		Ī	主務大	第三項の規定による信託業務を終了 第三項の規定により適用する再編強 特定農業協同組合等から信用事業(を号に掲げる行為のいずれかを営む を号に掲げる行為のいずれかを営む を別に銀行る行為のいずれかを営む を別に銀行る行為のいずれかを営む を別に銀行法第二条 を別に銀行法第二条 を別に銀行法第二条 を別に銀行法第二条 を別による信用事 に終了す を開入を第二項において が上表 の継続の期限を記載した書面 を農水産業協同組合等による信用事 に終了す を関いる場合により の継続の期でにより の部である に終了す を関いる に終了す を関いる に終了す に終了す に終了す において にはいて において にはい にはい にはい にはい にはい にはい にはい にはい
スの提供用金庫法	は役五 執環点の	二条の規一を 一条の 一条の 一条の 一条の 一条の 一条の 一条の 一条の		へは第			一色の	組合等から信用事業 一部を譲り受ける場合 のために銀行法第二 のために銀行法第二 のために銀行法第二 可申請の直前に終了 可申請の直前に終了 可申請の直前に終了 により適用する農林中 により適用する農林中
及び利用組合法、労働金	より解任、労働金、労働金、労働金、労働金、労働金、労働金、労働金、労働金、労働金、労働金	条の三十六条の東京の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の	J	つては、第二十八			認可	電に 電に 電に 電に では の では の では の では の では の では の で で に ま の で に ま の で に ま の で に ま の で に ま の で に ま の で に ま の で に の に に の に の に の に 。 に に に に に に に に に に に に に
び 取 雨 治 働 金	を監の 会備水産活	十六部で、大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一		、そのの			に係	業する書項よ 前にた事所の所名 一部では、 一述は、 一述は 一述は 一述は
環境に関する	本産業協 ・水産業協 ・水産業協 ・水産業協 ・大田第一 ・大田 ・大田第一 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田 ・大田	一取三法よ否可登(に業) 項り十第りさ、録1関協中		のの規			る特	終編中 い用 了面営二在答業 了強央 て事 す む条地に
環境の整備等に関する法律がりに関する法律(昭和二十水産業協同組合法、農林中産法、中小企業等協同組合	十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規より解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、より解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、より解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、より解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に入り解任を命ぜられた役員の表別に対している。	の三十六第一項の許可を下り、 大瀬金庫法 中小企業等に合法、水産業協同組合法でにより同法第五十二条の免許、許可、認可若しくは登録に類する法律でにより同法第五十二条の免許、許可、認可若しの免許、許可、認可若しの見がでした。 大田	\	の取消しに係り規定により			に係る特定承継会社	第三項の規定による信託業務を終了したことを証する書面を農業協同組合等から信用事業(再編強化法第二条第二項の規定により適用する再編強化法第二十二条の三条共産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関系大産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関系大産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関系大産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関係との、表表の記載した書面の継続の期限を記載した書面の継続の期限を記載した書面の継続の期限を記載した書面の継続の期限を記載した書面の継続の期限を記載した書面の継続の期限を記載した書面の継続の期限を記載した書面の継続の期限を記載した書面のと言うといると言うと言うと言うと言うと言うと言うと言うと言うと言うと言うと言うと言うと言うと
整備等に関すおる法律(昭は日本の法律(昭中小企業等協	・企業等協会を発展している法律に、企業等協会を発展していません。 こうくは日本	許可を取り 大二条の九 大二条の九 大二条の九 大二条の九 大二条の九 大二条の九 大二条の九 大二条の九 大二条の九 大二条の九 大二条の九		しに係る特定承継により再編強化法			継会	には、次に掲げる書所及び法第五十二条の及び法第五十二条の及び法第五十二条の貨業所又は事務所を 業の再編及び強化法 業の再編及び強化法 業の再編及び強化法 を庫に譲り渡す場合
に保分業とは、	本規 に、協具に、協具に対し、協具に対して、協力に対しています。	取 又 の の 余 く そ に に へ 勝りは 規 九 第 は の 規 相 農 原		る特定			社	日本 世及 度 は各土は法第二年 世後 事を は 事を
の印度の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	におけるの におけるの におけるの におけるの におけるの におけるの におけるの におけるの におけるの におけるの	消された では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		定承继				では、 はするとは、 はするとは、 はするとは、 はするとは、 はするとは、 はずるとはなとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなる
律十中合	五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員の監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法定より解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はことが解析を命じられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はことを融事業に関する法律、農業協同組合法、対策の基準に関する。		1	継会社)				一大九条第三項の規定による信託業務を終了したことを証する書面いう。)の全部又は一部を譲り受ける場合には、次に掲げる書面いう。)の全部又は一部を譲り受ける場合には、次に掲げる書面に当該特定承継会社のために銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを営む営業所又は事務所を記載した書成、その氏名及び略歴を記載した書面を農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法最近の日計表 最近の日計表 を改令第八号)附則第九条第二項において準用する再編強化法第十九条 最近の日計表 とで特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法 を改令第八号)附則第九条第二項において準用する再編強化法第一条第一項に規 を業務の継続の期限を記載した書面 本継会社が特定農業協同組合等から信用事業(再編強化法第二条第三項に規 本継会社が特定農業協同組合等から信用事業(再編強化法第二条第三項に規 を、、次に掲げる書面
関する法律又はこ に(昭和二十九年法 法、農林中央金庫	大田 大田 大田 田田 大田 田田 大田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田	場合 条第は取 さを許にといる かんき は ない さん きゅう は ない さん きゅう は と は と は と は と と と と と と と と と と と と		第二				記する書面 一二条の三十六第 一二条の三十六第 が貸借対照表及び が貸借対照表及び が登化に関する法 では、再 では、第十九条 では、第十九条

	あつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業に人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の指標の項 一中小企業等(資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百別表第一貸出金等に関する有価証券
公告	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
決算公告等	第三十六条の二第二項中間決算公告等
む。以下この号において同じ。)を情及び農林中央金庫法第九十五条の八第二項に規定する農林中央金庫業務関連苦情を含銀行業務等関連苦情(農業協同組合法第九十二条の八第二項に規定する信用事業等関連苦	第三号 第三十四条の七十四第三項銀行業務等関連苦情を
農林水産省及び金融庁(第三十四条の五十九第五項 金融庁(
貯金保険法第五十五条	十三の十五第三号
する所属銀行、長期信用銀行法銀行代理業者である場合にあつては同条第十六項に規定	第三十四条の四十三第二項 長期信用銀行法
リまで	
しない特定承組会社であった者	
(ネン 序では Mi sterf で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	イー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(12) まで	第三十四条の三十七第五号(11) まで
過のど	田環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定 田環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定

組、信用農業協同組合連合会又は特定承継会社	合車合会 又は信用農業協同
令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。) 第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行	五十七条の十三第二項 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第第四十二条第三項
から五年を経過しない特定承継会社であった者) 二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、その取消しの日経過しない者(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第	五十七条の七第五号イー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第二	五十七条の七第四号二(2)
央金庫が再編強化法	
条の規定により再編強化法附則の注入の対策を	十七条の七第四号ニー・オーディア・イン・イン・ロップ・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・
その法人(農林中央金車が再編強と法付則第三十三条第一項の規定こより適用する银行法第二十七条又は第二十	農業劦司組合及び農業劦司組合車合会の言用事業こ関する命令第その去人
次に掲げる業務及び特定承継会社の業務	三十五条第二項第一号の二 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第次に掲げる業務
	三十四条第六項第八号
1、令第四十五条各号に掲げる者又は特定承継会社	協同組合連合会の信用事業に関する命令第
及び特定承継会社に対して	に対して
次に掲げる者及び特定承継会社 (再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。)	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第次に掲げる者
組、株式会社商工組合中央金庫又は特定承継会社	商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条又は株式会社商工
及び特定承継会社をいう	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条をいう
V = 7.00 4 5 5	一号
こ掲げる者及び特定承継会社(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十五条に掲げる者(
以外の者及び特定承継会社	一項
次に掲げる者及び特定承継会社	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第次に掲げる者
八号)	年大蔵省令第十四号)第二条
金融機関及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五金融機関
令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。) 第四十二第第三項(農本中央金属及で特別農力産業骸同総合等による信用事業の単線及で売れば関する治律が行	四項の信言義系の来省等は見ずる沒有旅行共具第二十二名實質セ十二名第三項の通常はあります。
ローニグラニ気(髪木コモタ重女が芋三髪く直丝筋引且分字ニニの言目事些)手扁女が	つ言もを好ります
**)	二条の二十の三第二項 四第一項各号に掲げ
の第二十二条の十八の四第一項各号に掲げるもの及び特定承継会社	則第二十二条の二十の二第二項及び第二十第二十二条の十八
	げるもの
項各号に掲前条第一項各号に掲げるもの及び特定承継会社	十九第一項 前条第一
次に掲げるもの及び特定承継会社	租税特別措置法施行規則第二十二条の十八の四第一項 次に掲げるもの
成八年法律第百十八	
次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に	租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第四次に掲げるもの
読み替える字句	令の規定
	規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

号の二 一巻の二 一巻の二 一巻の二 一巻の二 一巻の二 一巻の二 一巻の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第一次に掲げる業務	。)の業務「の業務及び特定承継会社(再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ次に掲げる業務及び特定承継会社(再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ
号の二 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第四項第一次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定承継会社の業務
八号	の、令第二十四条の二各号に掲げる者又は特定承継会社
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の七第四号三をの法人	定承継会社) 「八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、その取消しに係る特人条の規定により再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十
(2) 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の七第四号ニ 場合	り由
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の七第五号イ経過しない者	から五年を経過しない特定承継会社であった者) 二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、当該取消しの日経過しない者(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の十三第二項第四十二条第三項	令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。) 第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行
*/・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,再編強化法第二条第一項第
組合連合会定する信用農業協会第一項第二号に	
生労働省令第六号)第四条第三号	った者で、その処分の日から五年を経過しないものを含む。) 「された場合において、その処分の日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の役員であ消された場合において、その処分の日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の役員であ定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取りする法律(平成八年法律第百十八号。以下この号において「再編強化法」という。)附則第三十三条第一項の規経過しないもの(農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関経過しないもの(農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関
第四十二条第一項第一号 農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)銀行	
 業協同組合法施行規則第六十一条第四項第一号の二 次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定承継会社の業務
項第九号	、令第四十五条各号に掲げる
第三号)第百二十六条の十七商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令次に掲げるもの商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令次に掲げるもの	関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。)次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に
二号)第一条第四項第十号 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十をいう	において同じ。) 八号)附則第二 (農林中央金庫
	二十五号において同じ。) 「二十五号において同じ。)附則第十七条において準用する場合を含む。第二百七十五条第一項第二十四号及び第第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行
号ロ ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	次に掲げる金融機関及び特定承継会社
	とする
金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八十一条第十号 第四十二条第三項	令附則第十七条において準用する場合を含む。) 第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行

											 							35	
定則施保育組業 たいの がっぱん は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	険法施行規則(昭和四十八年大蔵省・農林省令第一号)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三十七条 法附則第三十三条第二項の規定により農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三基(信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則の適用関係	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第百十八条第八号	二号ハー・「一つのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第四項	∧	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第三項	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第四十六条第十六号	五号)第四十六条第一号	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第五	資金移動業者に関する内閣府令第十五条第五項	第十五条第一項第二号	はまちに見ずる内閣府令(平成二十二年内閣府令第四号)		前払式支払手段に関する内閣府令第三十一条第五項		J.	B 存令(平戊二十二丰为曷存令第三章)	要な事項を対象で省合(平成二十年展務省・農林才産省・経済産	(立 文二二三才客館:髪木く至倉: 至午后公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必
	の規定中同表の中欄に掲げる字句は、業協同組合貯金保険法(昭和四十八年のの農水産業協同組合貯金保険法施行	信託会社	協同組織金融機関を	銀行代理業者	合連合会信用農水産業協同組条第二項に規定する	十二条第三項	第四十二条第三項	に掲げる者	及び第二十九条各号	分等を定める命令第二項に規定する区第二項に規定する区の銀行法第二十六条	国内基準に係る単体なり銀行	海外営業拠点を有し	分等を定める命令第二項に規定する区	、銀行法第二十六条	口張に公認 国内基準に係る単体	ない銀行	毎外営業処点を有し	(農林水産大豆	ただし、
読み替える字句	掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。(昭和四十八年法律第五十三号)の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる農水産業協同組合貯金保完金保険法施行規則の適用関係)	信託会社、特定承継会社	協同組織金融機関及び特定承継会社を	銀行代理業者及び農業協同組合	する特定承継会社、再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会又は再編強化法附則第二十六条第一項に規定	準用する場合を含む。) 中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する	令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。) 第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行	第百十八条第八号において同じ。) 八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいて、「ジューン」。	び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の	農林水産省令第三号)において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成二十八年内閣府・財務省・、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項	体単体自己資本比率 年法律第百十八号) 附則第二十六条第一項に規定する幣定承総会社をいう)	** ははいて、ようけいできない。 「見い」の手になどによっている。 特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八	第三号)において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成二十八年内閣府・財務)	三十三条第一	単体自己資本比率	八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。)	全車及び寺定農	(ハずれも農林水産大五(ハずれも農林水産大五)(ハずれも農林水産大五)(ハずれも農林水産大五)(カイカリカラ)の関係に対して、「カイカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカ	44151

	36			
	一三第号条三	条 第	四 条	第一十の第二十の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
の規定	第 十 及 び	世でに最近の日計表 十(管理人の職務を行うべき者 第三十条 法第八十三条第 おいて、管理人の職務を行うべき者 おいて、管理人に選任され うち管理人の職務を行うべきる ときは、農林水産大臣及 るときは、農林水産大臣及 るときは、農林水産大臣及 るときは、農林水産大臣及 るときは、農林水産大臣及	不金の処分の方法を記載した書面又は損失の処理の方法を記載した書面並びに最近の担対が表別によりようとするとされて関連するとは、というとはで、以下同じ。)及び内閣総理大臣の監督に係るものであるときで、以下同じ。)及び内閣総理大臣の監督に係るものであるときで、以下同じ。)及び内閣総理大臣の監督に係るものであるときで、以下同じ。)及び内閣総理大臣の監督に係るものであるときが、大二条第一項に規定する認定を支配を含む。以下にも、以下にの、以下に、以下に、以下に、以下に、以下に、以下に、以下に、以下に、以下に、以下に	二十(適格性の認定の申請)「高校性の認定の申請」「第九十五号」第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他これらの定に二第第九十五号」第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他これらの定に二第第九十五号」第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他これらの定に二第第九十五号」第二章を表示。
及び会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第六条第二項第一号の規定	水産業協同組合法施行規則	(管理人の職務を行うべき者の指名等) (管理人の職務を行うべき者の指名等) (管理人の職務を行うべき者の指名等) (管理人の職務を行うべき者の指名等) (管理人の職務を行うべき者の指名等)	一項の規定により法第六第二十四条 農水産業協同組合は、法第六十三条第一項の規定により法第六十一条第二項に規定する合併等の認二項の規定により法第六第二十四条 農水産業協同組合は、法第六十三条第一項の規定により法第六十三条第二項に規定するときは、農林水産大臣及び金融庁長官)に提出しなければならない。 「規益計算書(関三 その他法第六十三条第一項の規定により法第二人は一部を譲り受ける農水産業協同組合「法第二条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合「法第二条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合「法第二条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合「法第二条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合「法第二条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合「法第二条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合「表別、大二、当該経営困難農水産業協同組合「法第二条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合「大吉の支とき」、表別では、法第六十三条第一項の規定により法第六十二条第一項に規定する相事業再連措置の認定を受ける農水産業協同組合「法第二条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合で表別、大三、当該経営困難農水産業協同組合「法第二条第二項に規定する経営困難農水産業協同組合で表別、大三、当該経営困難農水産業協同組合に係るものであるときは、農林水産大臣及び金融庁長官」に第二十四条の二 法第六十三条第二項の規定により法第六十二条第一項に規定する経営困難農水産業協同組合を持ちるときに、関連する注記を含む。以下同じ。)及び農水産業協同組合に係るものであるとき、、農水産業協同組合連合会等をいう。)は、三 当該経営困難農水産業協同組合に係る最高を対した書面立びに最近の日計表で規定する経営国難農水産業協同組合連合会等をいう。)は、三 当該経営困難農水産業協同組合での表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	性の認定の申請)の更生手続の特例等に関す百十八号。第四十二条におす一八号。第四十二条におの一一農林中央金庫及び特の二一農林中央金庫及び特別でによる貯金者表の提出その他よる貯金者表の提出その他よる財金者表の

																												37	
府 民 、 間 対 公	1	農業協			農業協	農業協		農業協	農業協			農業協		きまた。	第三十八条	(信田									二第条匹	3		三号条	
府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号)第五条第七項府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号)第五条第七項民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の			農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の	信用事業に関する命令第五十七条の三十一		農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の			農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の	詩み替える命令の規定		を)『闖二場げかご Jは、これごれ引をひて、法附則第三十三条第二項の規定により令附	142	て必要があると認めるときにする命令を受けた農林中央金庫中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつ三 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第八十五条第二項の農林	必要があると認めるときにする命令を受けた組合	二第三項の組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて	二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百二十三条のまると言いるともにてを命名を受けた終る	あることからことによる命令を受けて且合って必要があることがあることである。これを持ちの子会社等の自己資本の充実の状況によって必要が	「現り日く」では10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~1	のとする。	めつて、同条の指導及び助言を行う必要があると機構が認	第四十二条 法第百十八条の五に規定する主務省令で定めるものは、次に掲十(経営の傾全性の確保に支障が生じている農水産業協同組合)	- (名) () 性 () () () () () () () ()	の貸借対照表	第	- 又は水産業協同組合法施行規則
(平成二十九年内閣経営医難農	Ž	の三十七			の二十第二項第二	の二十第二項		十九	の十八各号			十八ただし			る法令の規	床険法施行!						する特定承	資本の充実	より適用する銀行法	次に掲第四十二条 (経営の健全	第十号)第	大蔵省・農林水又は農林中央金		、水産業協
年 内 <u>上</u>	3 時	腔	昨	等に	景	믉	腔	腔	腔	腔	臣	書	句読	4	然定を適用	規則以外						小継会社で	への状況に	る銀行法	へ 法第五全性の確	11日の産	林水産省		同組合法
み水		貯金者	貯金者等に	規定する貯金	(/)	貯金者	貯金の	貯金者		貯金者に	を	貯金者(法	み替えられ	* - D		の命令の適用関係						法	业 要	(昭和五十	法第百十八条の五に規性の確保に支障が生じて	第十号)第十八条第二項に規定する	大蔵省・農林水産省令第一号)附則又は農林中央金庫及び特定農水産業		水産業協同組合法施行規則
及び再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下この項において同じ。)十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下この項において同じ。規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八産業経営困難農水産業協同組合とみなされるもの並びに農林中央金庫及び特定産業経営困難農水産業協同組合とみなされるもの並びに農林中央金庫及び特定	受いていた。	預金者	預金者等に	有	二号の二第二項第二号に規定する預金者等の五再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法第九十二条の五の五再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法第九十二条の五	預金者	預金の	預金者	預金者	預金者に	預金者を	預金者(再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法	る。宇語の想える宇宙		おける次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の							一十八条の五の指導及び助言を行う必要があると機構が認めるものとする。	ると認めるときにする命令を受けた再編強化法附則第二十六条第一項に規定	六年法律第五十九号)第二十六条第二項の銀行又は銀行及びその子会社等の自己	第四十二条 法第百十八条の五に規定する主務省令で定めるものは、再編強化法附則第三十三条第一項の規定に(経営の傾全性の確保に支障が生じている特定承継会社)	別紙様式第三号若しくは第三号の二の貸借対照表	附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年		

難農水産業協同組合とみなされるものに該当する特定承継会社組合貯金保険法第八十三条第三項又は第百四条第二項の規定により経営困

(業務代理の認可の申請等)

中欄こ掲げる字句は、それぞれ司表の下欄こ掲げる字句こ読み替えるものとする。 **第三十九条** 令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の規定による認可の申請については、第十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の

字句は、	字句に読み替えるものとする。	を A E C
高子一条第一頁 一条第一頁	京月長と笹巻の引且で車ATAIC である。 「おみをえられる守石	おご X X X X Y 上お ス を え る 字 右
条第一	称	名称又は商号
一条第二項第十	所	事務所又は営業所
第十一条第三項第二号	る命令(平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十三号)条第一項の規定によりる命令(平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十三号)条第一項の規定により農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定め農林中央金庫及び特定信用農水産業協同組合連合会 特定承継会社	
	五十八条の二第二項 五十八条の二第二項 「規定する区分等を定める命令(平成十二年総等を定める命令(平成・大蔵省・農林水産省令第十五号)第三条第一項 理府・大蔵省・農林水産省令第十五号)第三条第一項 「いう。)第一条第一項第 理府・大蔵省・農林水産省令第十五号)第三条第一項 「いう。)第一条第一項第 「中成・大蔵省・農林水産省令第十五号)第三条第一項	第二号法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十四条の二いう。)第一条第一項第一号いう。)第一条第一項第一号を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号。以下この号において「準用区分命令」と年内閣府・財務省・農林水産省令第三号)において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分年内閣府・財務省・農林水産省令第三号)において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分
	の表の非対象区分又は水産業協同組合法第十四条の二第三項に規定する区分等を定め	準用区分命令第一条第二項第一号
	二項「二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第一百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第	
第十一条第三項第五号	中央金庫等	農林中央金庫等又は信用農業協同組合連合会
第十一条第三項第六号	業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約、水産農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水産・	
第十一条第三項第十三号イ	利用者	利用者又は顧客
第十一条第三項第十四号イ(3)	法人	定承継会社) 条の規定により法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、その取消しに係る特法人(農林中央金庫が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八
第十一条第三項第十四号イ(3	(3) 第四十二条第五項	じ。) 第四十二条第五項(令附則第十七条において準用する場合を含む。(4)及び(7)(i)において同
	第四十二条第三項銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)	第四十二条第三項(令附則第十七条において準用する場合を含む。(4)において同じ。)
第十一条第三項第十四号イ(3)	場合)第二十七条若しくは第二十八条の規定に上法附則第三十三条第一項の規定により適用す
		の許可を取り消されり消された場合又は
第十一条第三項第十四号イ(4)	農林中央金庫等	農林中央金庫等又は信用農水産業協同組合連合会
第十一条第三項第十四号イ(5)	場合において	た場合を含む。)においている。第五十二条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消され場合(法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法(以下この(5)において「銀行法」と
(ii) 第十一条第三項第十四号イ	(7)第二十七条	第二十七条(法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)
38	第五十二条の五十六第二項	第五十二条の五十六第二項(法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)

 第	5 第	第二第二	規読定み		第四		る場合] ₊ 3	第四	2 お	第十		第十	第十	第十	第 十	第十		第十一	第十	第十	第十	第十	第十	5	39	第十
第十二条第匹項第匹号			替える金融庁組織規則	(平成十年総理府令第八十一号)の適用については、	第四十条 今附則第十八条の担	配庁組織	場合────成九年政令第八号して委託すとして委託する場	9る銀行法施行規則第十三条令附則第十七条において準	四十二条第三項第四十二条第三項	いては、同条中次の表令附則第十七条におい	一条第七項第二号		——条第三項第三十九号	一条第三項第三十	〒一条第三項第三十八号へ	- 一条第三項第三十七号イ	- 一条第三項第三十七号		下一条第三項第三十六号	- 一条第三項第三十四号ニ	十一条第三項第三十四号ハ	一 一条第三項第三十三号	-	一条第三項第十六号イ	1 多質三耳管 1 五字之		第十一条第三項第十四号口
第四十二条第三項(第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同権手方並ひに 拝手方、	中央金庫		み替えられる字句読み替える字句	#3. /			成九年政令第八号)附則第十七条において準用する再編強化法第四十二条第三項のとして委託する場合又は再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組&	する銀行法施行規則第十三条の六の四の規定を適用する場合においては、同条各号列記以外の部分中次の表の上令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項前段の認可を受けて農業協同組合に業務の代理をさせる	7.三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業	同条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。十七条において準用する法第四十二条第三項前段の認可を受けて農業協同組合に業	農業協同組合連合会	事務所を	事務所(無人の事務所	農業協同組合連合会	名称	十七条の七第一項 十七条の七第一項 水産業協同組合法第法附則第三十三条	法第五十八条の三第一項及び第二項組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項、水産業協同		用農業協同組合連合会をいう。) 信用農業協同組合連合会 (法第二条第一項第二号に規定する信	一条の十五ただし書との九ただし書、水産業協同組合法第十一条の九ただし書、水産業協同組合法第十	条の十第三号との四第三号、水産業協同組合法第十一条の四第三号、水産業協同組合法第十一条の四第三号、水産業協同組合法第十一	条の十三第一項	名称	利用者	事務所	1	者
水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第		「「「「「「」」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」 「」」 「」」 「「」」 「」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」 「」」 「」」 「」」 「」		に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(平成十年		る場合 成九年政令第八号)附則第十七条において準用する再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理(媒介を含む。)に係る業務として委託する場合 として委託すとして委託する場合又は再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合に農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平	3/44+	《の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含	の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 で準用する法第四十二条第三項前段の認可を受けて農業協同組合に業務の代理をさせる農林中央金庫について農林中央金庫法施行規則第六十六条の規定を適用する場合に	農業協同組合連合会若しくは他の特定承継会社	事務所若しくは営業所を	事務所又は営業所(無人の事務所若しくは営業所	農業協同組合連合会若しくは他の特定承継会社	名称又は商号	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十条第三項		本店	.特定承継会社	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の二ただし書	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の二	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十二条の三第一項	名称又は商号	利用者又は顧客	事務所又は営業所		者(農林中央金庫が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条

水産加工業協同組合水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀 行法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれ かを行う営業を行う者

特定承継会社を銀行とみなして、

第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、

特定承継会社を信用農業協

第四十一条

令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、

(他の命令の適用)

```
40
                                                                                                                                          三十六
                                                                                                                                                                  三十五
                                                                                                                                                                                       三十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       十
五
                                                                                             三十八
                                                                   三十九 国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年内閣府令第二十号)
                                                                                                                     三十七
                                                                                                                                                                                                                 三十三
                                                                                                                                                                                                                                         三十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       二
十
二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               二
十
一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        二十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                二十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       二十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  十七
                                                                                                                                                                                                                                                               第一項を除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               組合連合会とみなして、第四十号から第五十九号までに掲げる命令の規定を適用する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)(第百条第四項、第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三を除く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)(第二十五条の二の十七第二項第一号を除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          労働基準法施行規則 (昭和二十二年厚生省令第二十三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年運輸省令第二十六号)(第二条第一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      沖縄振興開発金融公庫法施行規則(昭和四十七年総理府・大蔵省令第一号)(第一条の四を除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             清酒製造業等の安定に関する特別措置法施行規則(昭和四十五年大蔵省令第四十三号)農林漁業団体職員共済組合の財務及び会計に関する省令(昭和三十三年農林省令第四十一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省、法務庁、
                                           医療法施行規則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                         独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令(平成十九年財務省・国土交通省令第一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号)(第八十三条第三項、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   政府資金調達事務取扱規則(平成十一年大蔵省令第六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                不動產特定共同事業法施行規則(平成七年大蔵省·建設省令第二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     商品投資顧問業者の業務に関する省令(平成四年通商産業省令第二十二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令(平成三年厚生省令第九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       消
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)
                                                                                                                                                                                                                                    株式会社日本政策金融公庫法施行規則(平成二十年財務省、厚生労働省、
                                                                                                                                                                                                                                                                                    経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)(第八十九条の四第二項、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       商品先物取引法施行規則(第四十三条第二項第一号、第七十四条第二項第一号、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                森林組合法施行規則(平成十八年農林水産省令第四十六号)
国民年金法施行規則
                                                                                                                  認可特定保険業者等に関する命令(平成二十三年内閣府、
                                                                                                                                                                                  PTA・青少年教育団体共済法施行規則(平成二十二年文部科学省令第二十四号)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成二十一年経済産業省令第二十二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令(平成十九年内閣府・経済産業省令第一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          個人向け国債の発行等に関する省令 (平成十四年財務省令第六十八号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)
                    放送法施行規則(昭和二十五年電波管理委員会規則第十号)療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)
                                                                                           株式会社国際協力銀行法施行規則(平成二十四年財務省令第十四号)
                                                                                                                                        東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第六十九号
                                                                                                                                                                総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             地域再生法施行規則(平成十七年内閣府令第五十三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百五十二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          投資信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第百三十三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)
 (昭和三十五年厚生省令第十二号)
                                                                                                                  総務省、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     厚生省、
                                                                                                                   法務省、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     農林省令第一号)
                                                                                                                                                                                                                                      農林水産省、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (第十五条第一項第一号を除く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                (第百十条の十七第二項、
                                                                                                                   文部科学省、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       第百二十六条の十七第二号及び第百三十七条第二項第一号を除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    第百五十二条の二第二項及び第百五十二条の二の三を除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (第二百
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (平成十九年総務省令第九十八号)
                                                                                                                                                                                                                                      経済産業省令第四号)(第二十条を除く。)
                                                                                                                   厚生労働省、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (第五条第二号を除く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     一条第一項第九号を除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                第百十条の十九及び第百十一条第四項を除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 項第二号を除く。)
                                                                                                                   農林水産省、
                                                                                                                   経済産業省、
                                                                                                                   国土交通省、
                                                                                                                   環境省令第
                                                                                                                                                                                                                                                                                    第八十九条の六及び第八十九条の十
                                                                                                                     号)
```

```
第四号ニ信用金庫法施行規則第百四十三条その法人
|長期信用銀行法施行規則第二十五|その法人
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  読み替える命令の規定
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               長期信用銀行法施行規則第二十五第四十二条第三項
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  条の十六第五号イ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |長期信用銀行法施行規則第二十五||経過しない者
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  条の十六第四号ニ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                     条の二十二第二項
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       条の十六第四号ニ(2)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   長期信用銀行法施行規則第二十五場合
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    五十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             五十四四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                五十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              五十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         四十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     四十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        四四十十六五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   五十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 五.十五.
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                五十七の二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          五十一の二 農林中央金庫法施行規則(第百四十七条の十六の十八第二項、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             五十一 沖縄総合事務局組織規則(平成十三年内閣府令第四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         四十四の四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         四十四の三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       四十四の二 労働金庫法施行規則(第八十三条第三項、第百五十二条の二第二項及び第百五十二条の二の三に限る。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      四十三の二 信用金庫法施行規則(第百条第四項、第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(第六条に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(第二十四条、第二十九条第九号及び第四十一条第一号に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成二十年総務省令第八十七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            農水産業協同組合の優先出資に関する命令(平成六年大蔵省・農林水産省令第一号)(第五条第一号に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               金融商品取引業等に関する内閣府令(第二十六条に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              地方独立行政法人法施行規則(平成十六年総務省令第五十一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              信託業法施行規則 (平成十六年内閣府令第百七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令(平成六年大蔵省・労働省令第一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第十六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第十五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               公認会計士法施行規則 (平成十九年内閣府令第八十一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成十九年法務省令第二十八号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       協同組合による金融事業に関する法律施行規則(第百十条の十七第二項、第百十条の十九及び第百十一条第四項に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(第八十九条の四第二項、第八十九条の六及び第八十九条の十第一項に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(第五十条の三十一の二十七第二項、第五十条の三十一の二十九及び第五十条の三十一の四十七第一項に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  読み替えられる字句
                                                                                                                                                                                                  農業協同組合連合会
                                                                                                                                                                                                                                  第二号に規定する信用
                                                                                                                                                                                                                                                                又は同法第二条第一項
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  読み替える字句
  第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。
                                  |場合(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |場合(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則
                                                                                              定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社(同項に規定する特定承継以下このニ及び第五号イにおいて「再編強化法」という。)附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社(同項に規定する特定承継以下このニ及び第五号イにおいて「再編強化法」という。)附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規
                                                                会社をいう。第五号イ及び第百四十九条第二項において同じ。))
                                                                                                                                                               その法人(農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                   則第十七条において準用する場合を含む。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であつた者)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              経過しない者(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     会社をいう。第五号イ及び第二十五条の二十二第二項において同じ。))
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  その法人(農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号。
                                                                                                                                                                                                                                                                同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              第百四十七条の十六の二十及び第百四十七条の十六の三十八第一項に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (平成九年政令第八号)
```

附

(農林中央金庫が再編強化法附則第三十一条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第一十一条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第一十一条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第一十一条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第一十一条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第一十一条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第一十一条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第一十一条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第一十一条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第一十一条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第十三条第一項の認可を取り消合による金融事業に関する場合と含むによる金融事業に関するを含むによる金融事業に関するを含むによる金融事業に関するを設定する信用第二十六条第一項の認可を取り消合による金融事業に関するを含む。 「規則第八十三条第四号三校には、一項の記可を取り消された集合による金融事業に関するを含む。」文は同法第二条第一項、同法第二条第一項の認可を取り消合による金融事業に関するを含量の表別第四十二条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された集合による金融事業に関する場合と含む。第四十二条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された集份による金融事業に関する場合と会記で、第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定)が行う特定等の手で、農林中央金庫及び特定)が行う特定等の手で、農林中央金庫及び特定が、「中央金庫及び特定)が行う特定を含金。と、「中央金庫及び特定)が行う特定を含金。「中国、日に、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	指定又は銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定	八第二指定	頭第四号 銀行法施行規則第十三条の
原注題行規則第百回十二条経過しない者 極端しない者 (農林中央金庫及び特定農木麻薬協同組合等による信用事業の利润及び強化に関する法律施行金 (中成人年政分部) 存出 (中の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により薄別等の (中の規定により連別等の (中の規定により連別する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により連別する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により連別等の (中の規定により連別等の (中の規定により連別する銀行法第二十七条又は第二十七条以第三十 (中の規定により連別する銀行法第二十七条以第三十 (中に現合で規則第百三十五条経過しない者 (中に現合で規則第百二十五条経過しない者) (中に現金の手機) (中に現金の手機) (中に現金の手機) (中に現金の手機) (中に現金の手機) (中に現金の手機) (中に現金の手機) (中に現金の手機) (中による金庫主義を) (中による金庫主義とは) (中による金庫主義と) (中による金庫主義を) (中による金庫主義と) (中による金庫主義と) (中による金庫主義金庫) (中による金庫主義金庫) (中による金庫主義金庫) (中による金庫主義金庫) (中による金庫主義金庫) (中による金庫主義金庫) (中による金庫主義金庫) (中に表面主主義金庫) (中に表面主主主義金庫) (中に表面主主主義金庫) (中に表面主主主義金庫) (中に表面主主主義金庫) (中に表面主主主義金庫) (中による金庫主主主を表面) (中に表面主主主義金庫) (中に表面主主主義金庫) (中に表面主主主義金庫) (中に表面主主主、金庫) (中に表面主主主、金庫) (中による金庫主による日本主義金庫) (中に表面主主主、金庫) (中による金庫) (中に表面主主、金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中による金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中による金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中に表面主主、金庫) (中に現る金庫) (中に表面主主、金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中に表面主主、金庫) (中に現る金庫) (中に表面主主、金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中に現る金庫) (中に表面主主、金庫) (中に発生・金庫) (中に表面主主、金庫) (中に表面主主、金	一項の規定により適用する銀行法(以下	八 第 一	行規則第十三条の
本に施行規則第百四十二条第三項 第四十二条第二項の設可を取り消された場合にあって 「大学第四十二条第四十二条第二項 第四十二条第二項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合連合会 を一定とか行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の設可を取り消された場合にあって を一定とか行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十二条第一項の設可を取り消された場合にあって を一定とか行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十二条第一項の設可を取り消された場合にあって を一定とから、第五号イ及び第五号イにおいて「再編強化法所則第二十六条第一項の認可を取り消された場合による金融事業に関するをの法人 関第十七条において郷川方の場合を含む。) 東京一十二条第四号 第二十二条第一項の認可を取り消された場合にあって を一定による金融事業に関する。 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。) 東京一十二条第三項 (農林中央金庫が再編強化法附則第二十二条第一項の認可を取り消された場合にあって を一定という。第五号イ及び第五号イにおいて「再編強化法所則第三十三条第一項の認可を取り消された場合による金融事業に関するを過しない者 (農林中央金庫が再編強化法所則第三十三条第一項の規定する信用 農業協同組合連合会 第二十六条第二項の記可を取り消された場合にあって を一定という。第五号イとが下、一項の認可を取り消された場合にあって を一定という。第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合連合会 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二十六条第一項の記可を取り消された場合にあって 会社をいう。解析中央金庫及び特定農水産業協同組合連合会 第二十六条第二項に対で、一項の記可を取り消された場合にあって 会社をいう。解析中央金庫及び特定農水産業協同組合連合会 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二号に規定する信用農業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機業協同組合連合会 第二号に規定する信用機等に関する場とは所則第三十三条第一項の認可を取り消された場合にあって を書と表示するに対して、表示では、表示では、表示では、表示では、表示では、表示では、表示では、表示では	務に係る事業を除く。) じ。)が行う特定業務(再編強化法附則第二十七条第二号に規定する特定業務をいう。第十七条の三第二項第一号の二において同じ。)び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。、農林中央金庫の業務(信託業務に係る事業を除く。)又は特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の、		行法施
(農林中央金庫が再編強化法附則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の認可を取り消された場合にあって	則第十七条において準用する場合を含む。)		十一号ハ財務省組織規則第百九十六
(出族) 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1		農業協同組合連合会第二号に規定する信田又は同法第二条第一佰	
イイ (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の認可を取り消された場合を含む。) によ施行規則第百四十二条第四十二条第三項 第四十二条第一項の認可を取り消された場合を含む。) によ施行規則第百二十五条をの法人 (農林中央金庫が再編強化法附別第三十三条第一項において同じ。) によ施行規則第百二十五条をの法人 (農林中央金庫が再編強化法附別第三十三条第一項の認可を取り消された場合を含む。) によ施行規則第百二十五条をの法人 (農林中央金庫が再編強化法附別第三十三条第一項の認可を取り消された場合を含む。) により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。) により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。) により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。) により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。) により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。) により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。) により再編強化法附則第二十二条第二項において同じ。) は	則第十七条において準用する場合を含む。) 第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等		施 組
イイ (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定する信用 無法施行規則第百四十九条第四十二条第三項 第四十二条第三項 第四十二条第一項の認可を取り消された場合にあつて 本法施行規則第百二十五条場合 本法施行規則第百二十五条場合 本法施行規則第百二十五条場合 本法施行規則第百二十五条場合 本法施行規則第百二十五条場合 本法施行規則第百二十五条場合 本法施行規則第百二十五条場合 本法施行規則第百二十五条場合 本記表第一項 本記表第一項 本記表第一項 本記表第一項 本記表表第一項 本記表表第一項 本記表表第一項 本記表表第一項 一項 の認可を取り消された場合を含む。) 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表第一項 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表達 本記表表表 本記表表表 本記表表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表表 本記表表 本記表表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表 本記表表表 本記表表表表表 本記表表表 本記表表表表 本記表表表 本記表表表表 本記表表表表 本記表表表 本記表表表 本記表表表表表表表表 本記表表表表表表表表 本記表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあってしない者(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一	経過しない	施行規則第八十組合による金融
イ イ	一項の語言を耳り消された場合を含む。	天 二	1
「大学の法人 一項の認可を取り消された場合にあつて 一次第二項において同じ。) 上条第四号 一次第四十二条第一項の認可を取り消された場合にあつて 一次第四十二条第一項、同法第二条第一項、同法第二号に規定する信用 第四十二条第一項、同法第二号に規定する信用 第四十二条第一項、同法第二号に規定する信用 第二十二条第一項、同法第二号に規定する信用 第二十二条第一項、同法第二号に規定する信用 第二十二条第一項、配函可を取り消された場合を含む。) 上 (2) 第四十二条第三項 第四十二条第一項、同法第二号に規定する信用 第二十二条第一項の認可を取り消された場合を含む。) 第二十二条第一項の認可を取り消された場合を含む。) 東法施行規則第百二十五条経過しない者 経過しない者 (農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合連合会 一次下この二及び第五号イにおいて「再編強化法附則第三十三条第一項の認可を取り消された場合を含む。) 東法施行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合連合会 上 (2) 第四十二条第二項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等 第四十二条第一項の認可を取り消された場合を含む。) 東法施行規則第百二十二条第一項の認可を取り消された場合を含む。) 東法施行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等 東法施行規則第百二十五条第一項の認可を取り消された場合にあつて 東法施行規則第三十三条第一項の規定する信用 東法施行規則第三十三条第一項の規定する信用 東法施行規則第三十三条第一項の規定 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	「 ドペメデー 頁) 忍丁 ジスス) 肖 ジル 、 ト゚ダダ ス デッジ (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定	関する場合	可見川芎 \ 合による金
不	う。第五号イ及び第八十九条第二項において同じ。))再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消され		
本に上海では、大学の法人という。第四十二条第三項、同法第二条第一項の認可を取り消された場合にあつて本法施行規則第百四十九条第四十二条第三項、同法第二条第一項、同法第二号に規定する信用と表統行規則第百二十五条をの法人という。第四十二条第三項、同法第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつて本法施行規則第百二十五条を過しない者という。第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつて本法施行規則第百二十五条を過しない者という。第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつて本法施行規則第百二十五条を過しない者という。第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつて本法施行規則第百二十五条を過しない者を第二項において同じ。)を社をいう。第五号イ及び第五号イにおいて「再編強化法附則第三十三条第一項、同法第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつて本法施行規則第百二十一条第四十二条第三項という。第五号イ及び第五号イにおいて「再編強化法附則第三十三条第一項の認可を取り消された場合にあつて本法施行規則第百二十一条第四十二条第三項とはない者(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定によいて準用する場合を含む。)では、対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対	下この二及び第五号イにおいて「再編強化法」という。) 附則の法人(農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同8	そ の 法	法律施行規則第八十三条第一協同組合による金融事業に
本法施行規則第百四十三条経過しない者 経過しない者 経過しない者 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合連合会庫法施行規則第百二十五条をの法人 という。) 東法施行規則第百二十五条をの法人 という。第五十二条第一項の認可を取り消された場合にあつて 「一年法施行規則第百二十五条をの法人 という。第二十二条第一項の認可を取り消された場合にあつて 「本法施行規則第百二十五条をの法人 という。第二十二条第一項の認可を取り消された場合を含む。) 第二十五条経過しない者 との法人 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定 「再編強化法附則第三十一条第四十二条第一項の認可を取り消された場合を含む。) 第二十五条経過しない者 という。第五号イ及び第五号イにおいて「再編強化法附則第三十三条第一項の規定 「一年法施行規則第百三十一条第四十二条第三項(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定 「本法施行規則第百三十一条第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等 「本法施行規則第百三十一条第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等 「大法施行規則第百三十一条第四十二条第一項の認可を取り消された場合を含む。」 「大法施行規則第百三十一条第一項の認可を取り消された場合を含む。」 「大法施行規則第百三十一条第四十二条第一項の認可を取り消された場合を含む。」 「大法施行規則第百二十五条経過しない者」という。) 「本法施行規則第百二十五条経過しない者」という。) 「本法施行規則第百二十五条経過しない者」という。」 「本法権」という。」 「本法権」という。 「本法権」という。」 「本法権」という。 「本法権」という、本法権」という。 「本法権」という。 「本法権」という。 「本法権」という、本法権権」という。 「本法権」という。 「本法権」という。 「本法権」という、本法権」という。 「本法権」という。 「本法権」という、本法権権」という、本法権権」という。 「本法権」という。 「本法		農業協同組合連合会	
本法施行規則第百四十三条経過しない者 「大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大		第二号に規定する信用 又は同法第二条第一項	
本法施行規則第百四十三条経過しない者 経過しない者 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等庫法施行規則第百四十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定庫法施行規則第百二十五条をの法人 との法人 という。第五号イにおいて「再編強化法」という。)附則庫法施行規則第百二十五条をの法人 との法人 との法人 という。第五号イにおいて「再編強化法」という。)附則庫法施行規則第百二十五条との法人 との法人 との法人 という。第五号イにおいて「再編強化法」という。)附則庫法施行規則第百二十五条との法人 という。第五号イにおいて「再編強化法」という。)附則庫法施行規則第百二十五条経過しない者 経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定を表施行規則第百二十五条経過しない者 という。)所則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつて本法施行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定を表述で見到第百三十一条第二項において同じ。) は法施行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定を表述を表述を表述という。) は法施行規則第百四十三条第一項の認可を取り消された場合にあつて本法施行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定を表述を表述を表述という。) は法施行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定を表述を表述と表述を表述と表述と表述を表述と表述と表述を表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述を表述と表述と表述と表述を表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表述と表	第十七条において準用する場合を含む。)		第二項
庫法施行規則第百四十三条経過しない者 経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定 ま施行規則第百二十五条場合 第二号に規定する信用 第四十二条第一項、同法第二条第一項の認可を取り消された場合にあつて 大き施行規則第百二十五条場合 第二号に規定する信用 第四十二条第一項の認可を取り消された場合にあつて 大き施行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定 また施行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定 また施行規則第百二十五条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定 またを表に表において準用する場合を含む。) はまたと書に規定する信用 以下この二及び第五号イ及び第百三十一条第二項において同じ。) はまたと書に規定する信用 という。 第五号イ及び第百三十一条第二項において同じ。) はまたと書に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表	四十二条第三頁(農林中央金庫及び時を農水産業為司租合等こよる言用事業の再編及び強化こ関する去聿施庁合(平戊九丰玫合第八号)浸除則第二十六条第一項の認可を耶り消された場合にあっては「その耶消しの日から王年を絕過しない特定承継会社であった者」	十一条第四十二条第三頁	労動金車去施庁規則第三三
本法施行規則第百四十三条 経過しない者 経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定庫法施行規則第百四十五条場合 場合(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定する信用 東法施行規則第百四十五条表の法人 以下この二及び第五号イ及び第百三十一条第二項において同じ。) 大口におり 東法施行規則第百四十五条表の法人 以下この二及び第五号イにおいて 東本産業協同組合連合会 東法施行規則第百二十五条表の法人 以下この二及び第五号イにおいて 東本産業協同組合連合会 大口により 東本産業協同組合等を含む。) 以下この二及び第五号イにおいて 東本産業協同組合連合会 東本権で規則第百二十五条場合 大名第一項の認可を取り消された場合を含む。) 大名第一項の認可を取り消された場合を含む。) 本語、一項の認可を取り消された場合を含む。) 本語、一項の認可を取り消されて同じ。) 本語、一項の認可を取り消された場合を表している。 本語、一項の認可を取り消された場合を表している。 本語、一項の認可を取り消された場合を表している。 本語、一項の認可を取り消された場合を表している。 本語、一項の認可を取り消された場合を表している。 本語、一項の認可を取り消された場合を表している。 本語、一項の認可を取り消された場合を表している。 本語、一項の認可を取り消されている。 本語、一項の認可を取り消された場合を表している。 本語、一項の認可を取り消されている。 本語、一項の認可を取り消されている。 本語、一項の認可を取り消されている。 本語、一項の認可を取り消されている。 本語、一項の認可を取り消された場合を表している。 本語、一項の認可を取り消されている。 本語、一項の認可を取り消された場合を表している。 本語、一項の認可を取り消された場合と、 本語、一項の認可を取り消された場合と、 本語、一項の認可を取り消されては、 本語、一述を表している。 本語、一述を表し、表している。 本	- で、そろ・頁)以丁・マ・肖・ル・湯・ニッツ・(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一	しない	
■ 大施行規則第百四十三条経過しない者 経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定を決定した。) ■ 大施行規則第百四十九条第四十二条第三項 第四十二条第一項の認可を取り消された場合にあつて	十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。)	1	 号 st 二 f
庫法施行規則第百四十三条経過しない者 経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項により再編強化法附則第三十一条第二項で取り消された場合にあつて 関第十七条において準用する場合を含む。) 関第十七条において準用する場合を含む。) 関第十七条において準用する場合を含む。) 関第十七条において準用する場合を含む。) という。) が即庫法施行規則第百四十三条経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法別則第三十三条第一項を正法を下する信用 農業協同組合連合会	(農林中央金車が再扁魚と去付則第三十三条第一頁の規定をいう。第四号/万で第三三一/第三十三条第一頁の見し	十五条易令	全 丰
二 は	う。第五号イタが再百三十一条第二頁とおって司ごご再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消され		
■法施行規則第百二十五条その法人 その法人(農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合連合会	下この二及び第五号イにおいて「再編強化法」という。)附則	-	号:
農業協同組合連合会 「大学学院の関係を表現しない者」という。 「大学院の関係を表現しない者」というでは、「大学学のでは、「大学学のでは、「大学学院のでは、「大学学院、「大学学、「大学学	その法人(農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律		金庫
マは同法第二条第一項、同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会庫法施行規則第百四十九条第四十二条第三項 第四十二条第三項 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等庫法施行規則第百四十三条 経過しない者 経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の認可を取り消された場合にあつて	用	農業協同組合連合会開ニー	
東法施行規則第百四十九条第四十二条第三項 第四十二条第三項 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等イ 化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつて庫法施行規則第百四十三条 経過しない者 経過しない者 (農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一	、同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会	又は同法第二条第一項	
等三負	て準用する場合を含む。)	十九多第四十二多第三項	第二項信用金属沒施行規具第音型
	112等三頁(長木コモを宣えが守三とく医総の引用介育附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあって、		第五号イニー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー
	しない者(農林中央金庫が再編強化法別則第三十三条第一	十三条経過しない者	信用金庫法施行規則第百四:

																	43	
\$	 保険業法値〒見川第二 写三十四巻司 第二項第三十四号の二	条の二		三第二項銀行法施行規則第三十四条の四十二	七第五号イ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		七第四号チ の提供及銀行法施行規則第三十四条の三十若しくは		七第四号ト(1)	起门等 ::一口::)		七第四号ホ銀行法施行規則第三十四条の三十	七第四号ニ(1) 銀行法施行規則第三十四条の三十場	七第四号ニ 銀行法施行規則第三十四条の三十その法人	項第一号の二・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		銀行法施行規則第十四条の十一の項第二号及び第三号ロ第二号の外第三号ロ第二号のの第二号のの第二号のの第二号のの第二号のの第二号のの第二号の第二号の第二	
会が産業協同組合連二項に規定する信用は再編強化法第二条	頁り (同号に該当するも) (同号に該当するも		農業協同組合連合会第二号に規定する信用又は同法第二条第一項	一 第四十二条第三項	ない者	関する法律	の提供及び利用環境の若しくは金融サービス	条 の 五	十 七 余		5		合		く。)に該当するものを除務(同号に掲げる業務又は農林中央金庫の業	定預金等 二十九条に規定する特年法律第七十四号)第中央金庫法(平成十九	台	
、再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組おいて準用する場合を含む。)の	万扁魚と去ち四十 法律附則第二十六 法律附則第二十六	則第十七条において準用する場合を含む。) 第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協	つては当該特定承継会社のために法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者をいう。)である場合にあの主務大臣の許可を受けて特定承継会社のために法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者をいう。)である場合にあ、同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社、特定承継会社代理業者(銀行法第五十二条の三十六第一項	則第十七条において準用する場合を含む。) 第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附	あつては、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であつた者)というのでは、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であつた者というのでは、その取消しの日から五年を経過しない特定不能会に		、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律若しくは銀行法又はこれら	第五十二条の五十六第二項(再編強化	· 再編號化沒阶貝第三十三条第	(注篇) (注注) 川野に ここの 見つ 見っここで 行法第五十二条の五十六第一項の規定により銀行		、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	第五十二条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合を含む。)場合(農林中央金庫が銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合又は銀行法	ては、その取消しに係る特定承継会社(同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第三十四条の四十三第二項において同じ。))その法人(農林中央金庫が銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつ	、農林中央金庫		、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等及び銀行法第十三条の四に規定する特定預金等構ける指定者しくに銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定	一頁つ見言

関第十七条において準用する場合を含む。)	保険業法施行規則第二百三十四条銀行代理業者を	銀行代理業者及び農業協同組合を
関第十七条において準用する場合を含む。)	Ξ	
関第十七条において準用する場合を含む。)	縄総合事務局組織規則第二十三第四十二条第三	四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)
関第十七条において準用する場合を含む。)	第三号	(第十七条において準用する場合を含
(第十七条において準用する場合を含	託業法施行規則第四十条第四項第四十二条第三	四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号):
		(第十七条において準用する場合を含

第四十二条 KD上欄こ掲げる見言中司長の中欄こ掲げる字句は、それぞれ司長の下闌こ掲げる字句に下る。 特定承継会社が法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会に対する第十一条第三項第十四号の規定の適用について

(経由官庁)

第四十三条 特定承継会社は、法(法附則第三十三条の規定により特定承継会社に適用される法令を除く。以下この項において同じ。)、令(令附則第二十四条の規定により特定承継会社に適用され 由して提出しなければならない。 樽出張所若しくは北見出張所(次項において「財務事務所等」という。)の管轄区域内にある場合にあっては財務事務所長又は出張所長(次項において「財務事務所長等」という。)とする。)を経継会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。)内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小 る命令を除く。)又はこの命令の規定による認可又は承認に関する申請書その他法又はこの命令に規定する書面(次項において「申請書等」という。)を金融庁長官に提出するときは、当該特定承

なければならない。 特定承継会社は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該特定承継会社の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、 当該財務事務所長等を経由して提出し

(特定承継会社に係る財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用関係)

司表の中欄こ掲げる字句は、それぞれ司表の下欄こ掲げる字句とする。 第四十四条 特定承継会社について財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中

	同妻の中権は排ける写名は、それぞれ同妻の事権は排ける写名とする	
	読み替える財務諸表等の用語、様式及び作成 読み替えられる字句	読み替える字句
	方法に関する規則の規定	
1		

						45
附 則 (平成二八年四月二八日内閣府・農林水産省令第九号) 第一条 この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。 第一条 この命令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。 第一条 この命令は、平成二十七年五月一日から施行する。 が 則 (平成二十八年三月三十一日から施行する。 の命令は、平成二十七年五月一日から施行する。 第一条 この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。	(施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (本成二三年九月二八日内閣府・農林水産省令第四号) (本成二三年九月二二日内閣府・農林水産省令第六号) (本成二三年九月二二日内閣府・農林水産省令第六号) (本成二三年九月二二日内閣府・農林水産省令第三号) (本成二三年九月二一日から施行する。	付 則 (平式一八年四月二八日内閣府・農林水産省令第九号) この命令は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則 (平成一八年三月三一日内閣府・農林水産省令第五号) この命令は、平成十七年四月一日から施行する。 第一条 この命令は、平成十五年一月一日から施行する。 (施行期日)	附 則 (平成一四年一二月二七日内閣府・農林水産省令第一三号) での命令は、公布の日から施行する。 での命令は、平成一四年三月二九日内閣府・農林水産省令第二号) が 則 (平成一四年三月二日内閣府・農林水産省令第一七号) が 則 (平成一三年九月一三日内閣府・農林水産省令第一七号) での命令は、平成十三年四月一日から施行する。	第十九条第三項 銀行代理業者を 第十九条第二項 取付代理業者を 銀行代理業者を 取付代理業者を	第十八号の規定	令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第四十五条 農業協同組合が令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の認可に係る特定承継会(農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用) (農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用) 含む。) 「対強化に関する法律施行規則の準用) 「対強化に関する法律施行規則の準用)
\$九号) \$八号) \$八号) 抄	常四号) 抄 よる信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十九号)の施行の日(平成二十三年九月二十 米六号)	和九号) 郑五号)	P第一三号) 抄	銀行代理業者及び農業協同組合を 「共和国の関係を関係して、再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会又は再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の、のでは、対して、関係の対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令	- 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 - 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号)第十九条第一項第十八号、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同農業協同組合が令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の認可に係る特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用) - 含む。) - 含む。) - 含む。) - 含む。) - 含む。) - 含む。) - 含む。) - 2、以強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省・農林水産省令第一号)附則第三十五条第一項において準用する場合を - 一類の中間に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

この命令は、公布の日から施行する。

```
2
                                                                                                                                                                                                       第
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   第
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    第
                                                                                                    (この命令の失効)
                                                                                                                          この命令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                          附 則 (令和二年五月二二日内閣府・農林水産省令第八号)
一条 この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。
                                                                                                                                                     (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 一条 この命令は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 条 この命令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日
                                                                         この命令は、令和二年九月三十日限り、その効力を失う。
                       この命令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                              この命令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          この命令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              この命令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十月二十二日)から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               この命令は、平成三十年七月十七日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           この命令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令等の一部を改正する省令の施行の日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              この命令は、平成三十年八月十六日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             この命令は、農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第三十五号)の施行の日(平成二十九年八月一日)から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              この命令は、平成三十年一月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    附
則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                    附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    附 則 (平成三一年三月一五日内閣府·農林水産省令第二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       附 則 (平成二九年三月三日内閣府・農林水産省令第一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  則
                                                 則 (令和二年九月三〇日内閣府・農林水産省令第一四号)
                                                                                                                                                                                                                                                      則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    則 (平成二九年七月三一日内閣府・農林水産省令第六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       則 (令和元年一二月一一日内閣府・農林水産省令第八号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        則 (平成三〇年七月一三日内閣府・農林水産省令第四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (平成三一年三月二八日内閣府・農林水産省令第五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (平成二八年七月二九日内閣府・農林水産省令第一一号)
(令和二年一〇月七日内閣府・農林水産省令第一五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (令和元年一一月二一日内閣府・農林水産省令第七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (令和元年六月二一日内閣府・農林水産省令第二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (平成三〇年一〇月一七日内閣府・農林水産省令第七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (平成三〇年八月一五日内閣府・農林水産省令第五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (平成三〇年五月三〇日内閣府・農林水産省令第二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (平成二九年一二月二七日内閣府・農林水産省令第八号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (平成二九年三月二四日内閣府・農林水産省令第二号)
                                                                                                                                                                                                                                                   (令和二年四月三日内閣府・農林水産省令第七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (令和元年一二月一二日内閣府・農林水産省令第九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (令和元年七月一日内閣府・農林水産省令第四号)
                                                                                                                                                                                                                                                      抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (令和二年四月一日) から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                (平成三十年六月一日) から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (平成三十一年四月一日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             から施行する。
```

この命令は、平成二十八年四月二十九日から施行する。

(令和二年一二月一日内閣府・農林水産省令第一六号)

この命令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。 (令和二年一二月二三日内閣府・農林水産省令第一七号)

この命令は、公布の日から施行する。

(令和三年二月一五日内閣府・農林水産省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「会社法整備法」という。)の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。 附 則 (令和三年六月二日内閣府・農林水産省令第四号) (令和三年二月二六日内閣府・農林水産省令第二号) 抄

この命令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

この命令は、令和三年九月一日から施行する。 (令和三年八月二七日内閣府・農林水産省令第八号)

附 則 (令和三年八月三一日内閣府・農林水産省令第九号)

この命令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年一一月一〇日内閣府・農林水産省令第一〇号)

月二十二日)から施行する。 この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一

附 則 (令和四年一月三一日内閣府・農林水産省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

則 (令和四年三月二四日内閣府・農林水産省令第四号)

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二八日内閣府・農林水産省令第五号)

この命令は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律 (令和三年法律第五十五号)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

この命令は、令和四年六月二十二日から施行する。 則 (令和四年四月二二日内閣府・農林水産省令第八号)

則 (令和四年六月一〇日内閣府・農林水産省令第九号)

(令和四年七月一日内閣府・農林水産省令第一〇号)

この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、令和四年七月七日から施行する。

附 則 (令和四年七月一五日内閣府・農林水産省令第一一号)

この命令は、令和四年七月十六日から施行する。

(令和四年九月二六日内閣府・農林水産省令第一四号

この命令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十九号)の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

則 (令和五年一月二七日内閣府・農林水産省令第一号)

この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。

(令和五年五月二六日内閣府・農林水産省令第三号)

)の命令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (令和五年六月一日) から施行する。

則 (令和六年一月三一日内閣府・農林水産省令第一号)

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。

別表(第十一条第八項関係)

業務			業務化	届出東
代理組合の役員の変更			代理組合の名称の変更	事項
二 就任又は退任年月日 変更があった役員の氏名又は名称及び役職名	三 変更年月日	一 旧名称	一 新名称	記載事項
二 業務代理組合の登記事項証明書一 理由書		二 変更後の定款及び総会の議事録	一 理由書	添付書類

4	8							
	変更 変更 以下同じ。)の三 四条第一項第七号に規定する子二 一条第一項第七号に規定する子二 当務代理組合の子法人等(第十一	事する他の法人の変更インの変更インスを表別である。	組合業務の種類の変更	務所の廃止	事務所の名称の変更ニュー	事務所の所在地の変更ニニ	を行う事務所の設置 二 業務代理組合における代理事業一 二	
	変更年月日当該子法人等の業務の内容当該子法人等の業務の内容当該子法人等の代表者の氏名又は名称当該子法人等の主たる営業所等の所在地当該子法人等の高号又は名称	変更年月日 変更年月日	一 開始又は廃止年月日 開始又は廃止した業務の種類	廃止年月日廃止した事務所の名称及び所在地	変更年の変更前の	変更年月日変更後の所在地変更後の所在地	事業開始年月日 設置した事務所で行う代理事業の内容 設置した事務所の名称	
	理由書	理由書	二 業務を開始する場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面一 理由書	三 廃止後の措置を記載した書面(利用者情報管理の取扱い等を含む。)二 廃止までの日程を記載した書面(利用者情報管理の取扱い等を含む。) 理由書	理由書	理由書	を記載した書面 現間と、事務所の組織及び人員配置を記載した書面 理由書 理由書	あることを誓約する書面 第十一条第三項第十四号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者で 二 第十一条第三項第十四号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者で 氏名を証する書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の 氏名を証する書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の 住民票の抄本又はこれに代わる書面 住民票の抄本又はこれに代わる書面 健歴書 に記載した場合において 健歴書

	49
代理事業の内容及び方法の変更一	の変更の変更三二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
変更年月日変更の内容	で 要更年月日 一事業の種類を変更した場合には、当該変更の内容 一事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類 一事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類
三	I #

別紙様式第1 (附則第3条関係) (平23内府農水令6・追加、平27内府農水令4・令元内府農水令2・令2内府農水令17・一部改正)

(日本産業規格A4)

信用事業強化計画

年 月 日提出

氏名

(提出者) 所在地

震災特例組合等名

代表理事

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第4条第1項の規定に基づき、信用事業強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第1 信用事業強化計画の実施期間
- 第2 信用事業指導契約の内容
- 第3 損害担保契約(法附則第3条第1項第3号に規定する損害担保契約をいう。 以下同じ。)の内容
- 第4 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等 が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策
- 第5 剰余金の処分の方針
- 第6 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策 (記載上の注意)
 - 1. 一般的事項
 - (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
 - (2) 信用事業強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、信用事業強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど、可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。
 - 2. 提出者

提出者の欄においては、信用事業強化計画を提出する震災特例組合等の代表理事の氏名を記載すること。

- 3. 信用事業強化計画の実施期間
 - (1) 信用事業強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
 - (2) 信用事業強化計画の始期は信用事業強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、信用事業強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
 - (3) 信用事業強化計画の終期となる月については、信用事業強化計画の始期

から5年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

4. 損害担保契約の内容

被災債権(法附則第3条第1項第3号に規定する被災債権をいう。)の譲渡その他の処分について損害担保契約を行う場合にあっては、その旨及びその内容を記載すること。

- 5. 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合 等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策
 - (1) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例 組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資するた めの方針」については、農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化そ の他の当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済 の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。
 - (2) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者又は水産業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
 - (3) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、農業者又は水産業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。
 - (4) 「東日本大震災の被災者への信用供与の状況及び東日本大震災の被災者 への支援をはじめとする東日本大震災の被災地域における復興に資する方 策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災 者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、 東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的 に記載すること。
 - (5) 「その他当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における 経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対す る支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の利用 者に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資す る方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」 をそれぞれ具体的に記載すること。

6. 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針を(別表)により記載すること。ただし、信用事業強 化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することがで きる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。

- (2) (別表)の作成に当たり参照した経営に関連する各種指標における、実績見込み又は信用事業強化計画の実施期間中の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。
- 7. 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策 経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リ スクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む 各種のリスクの管理状況並びにこれらに対する今後の方針をそれぞれ具体的 に記載すること。

(別表) (配当に関する事項)

	年 月 未	年月末	年 月末 実績/実 讃見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月 月 道 し
配当可能利益								
配当金総額								
普通出資配当金				1	-	I	Ι	1
優先出資配当金 (貯金保険機構分)								
優先出資配当金 (会員外調達分)				-				
1口当たり配当金(普通出資)				1	1	1	-	1
1口当たり配当金(優先出資)				1				
配当率(普通出資)								
配当率(優先出資、貯金保険機構分)							1	
配当率(優先出資、会員外調達分)								
配当性向				1	I	1		I

(記載上の注意)

- ち優先出資に係るものをいう。 「貯金保険機構分」とは、法附則第5条第1項の決定を受けて農水産業協同組合貯金保険機構が取得した特定優先出資等のう
- ことは、差し支えない。 信用事業強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載する
- 適宜必要な修正を行うことは、差し支えない。

ယ

(参考) (単体)

				(I)	末残	猫账	质(本動	· 資	負債	産・	Пį́			
うち信用事業収益	益別總議事	うち自己優先出資、処分未済持 分	うちその他有価証券評価差額金	うち土地再評価差額金	うち利益準備金	うち利益剰余金	うち資本準備金	うち回転出資金	うち出資金	純資産の部合計	うち貯金・譲渡性貯金	負債の部合計	うち貸出金	資産の部合計	
															年 月末
															年 月末 実績
															年 月末 実績/実 績見込み
															年 月末 見通し
															年 月末 見通し
															年 月末 見通し
															年 月末 見通し
															年 月末 見通し

		棋	猫											
								الان ا						
うち不良債権処理損失額	うち―般貸倒引当金繰入額	その他経常費用	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損 +国債等債券償還損 +国債等債券償却)	その他事業直接費用	役務取引等費用	うち貯金・譲渡性貯金利息	資金調達費用	うち信用事業費用	その危難能収描	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益 +国債等債券償還益)	その他事業直接収益	役務取引等収益	うち貸出金利息	資金運用収益
			I							I				
			l											1
			I							l				
										l				
									1	l				I

	資金調	倉田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	資金運	当期剰余金	法人税	法人税	税引前	特別損益	経常利益	事業外損益	\Jr 174	774 174	事業管理費			
貯金等利回 (= (貯金利息+譲渡性貯金利	資金調達原価率	貸出金利回	資金運用利回	[余金	法人税等調整額	法人税、住民税及び事業税	税引前当期利益	[益	益	- 描述	ち物件費	ち入件費	/理費	うちその街の処理質	うち貸出金償却	うち個別貸倒引当金繰入 額
																I
							_									-
																I
																I
														I		I

関連指	倉権	不良							(%	蘇()	然 抱着	
総与信 (=金融再生法開示債権残高+正	正常債権額	要管理債権額	危険債権額	破産更生等債権額	金融再生法開示債権残高	当期剰余金ROA (=当期剰余金/総資産)	当期剰余金R O E (=当期剰余金/純資産)	貯貸金利鞘 (=貸出金利回-貯金等利回-資 金調達経費率)	総資金利鞘 (=資金運用利回-資金調達原価 率)	貯貸率	資金調達経費率 (=事業管理費/貯金・譲渡性 貯金平均残高合計)	息)/貯金・譲渡性貯金平均 残高合計)
				1		l	I	I			I	1
						I		I			I	1
						l		I			I	1
								I			I	1
				1		I	I	I	I		I	l

更近	u K⊬₹	· 河	• 全	冥痛	ř			(連結)								蘇
うち回転出資金	うち出資金	純資産の部合計	うち貯金積金・譲渡性貯金	負債の部合計	うち貸出金	資産の部合計		i)	貸出条件緩和債権額	3ヵ月以上延滞債権額	延滞債権額	(部分直接償却)	破綻先債権額	リスク管理債権残高	不良債権比率 (= 金融再生法開示債権残高/総 与信)	常債権額)
							年 実績 末									
							年月末									
							年 月末 実績/実 讃見込み									
							年 月末 見通し							_		
							年 月末 見通し		1		1		1	_		
							年 月末 見通し									
							年 月末 見通し							_		
							年 月末 見通し									

														(加)	松木	生(川井
その他経常費用	その他事業直接費用	役務取引等費用	資金調達費用	うち信用事業費用	その他経常収益	その他事業直接収益	役務取引等収益	資金運用収益	うち信用事業収益	事業総利益	うち自己優先出資、処分未済持 分	うちその他有価証券評価差額金	うち土地再評価差額金	うち利益準備金	うち利益剰余金	うち資本準備金
						1										

藤(名)	経営指												旋棋	
(=) (=)	当期乗	当期剰余金	非大西	法人和	法人税,	特別損失	特別利益	経常利益	事業ク	事業領				
当期剰余金R O A (=当期剰余金/総資産)	当期剰余金R O E (=当期剰余金/純資産)	明余金	非支配株主に帰属する当期利益	法人税等調整額	党、住民税及び事業税	員 失	()	(事業外損益	事業管理費	うち個別貸倒引当金繰入 額	うち一般貸倒引当金繰入 額	うち貸倒引当金繰入額	うち貸出金償却
				I	-									
				I										
				I	1									
	l		I	I	I									

(記載上の注意)

- 参考として各種の指標(関連する指標等を含む。)を記載することができる。
- 化計画の実施期間が3年を超える場合には、3年とする。 過去の実績及び実績見込みについては、信用事業強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、信用事業強
- 範囲で記載することは、差し支えない。 実績見込み又は信用事業強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な
- 事業年度末の計数を記載すること。
- 信用事業以外の事業等適宜必要な修正を行うことは、差し支えない。

連結決算未実施の場合は、単体のみ作成することは、差し支えない。

別紙様式第2 (附則第20条関係) (平23内府農水令6・追加、平27内府農水令4・令元内府農水令2・令2内府農水令17・一部改正)

(日本産業規格A4)

特別信用事業強化計画

年 月 日提出

(提出者) 所在地

特別対象組合等名

代表理事 氏名

所在地

農林中央金庫

代表理事理事長 氏名

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第16条第1項の規定に基づき、特別信用事業強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第1 特別信用事業強化計画の実施期間
- 第2 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特別対象組合等 が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策
- 第3 収益の見通し
- 第4 剰余金の処分の方針
- 第5 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策 (記載上の注意)
 - 1. 一般的事項
 - (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
 - (2) 特別信用事業強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、特別信用事業強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど、可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。
 - 2. 提出者

提出者の欄においては、特別信用事業強化計画を提出する特別対象組合等 及び農林中央金庫の代表者の氏名を記載すること。

- 3. 特別信用事業強化計画の実施期間
 - (1) 特別信用事業強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
 - (2) 特別信用事業強化計画の始期は特別信用事業強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、特別信用事業強化計画の始期となる月につい

ては当該日が属する月を記載すること。

- (3) 特別信用事業強化計画の終期となる月については、特別信用事業強化計画の始期から5年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。
- 4. 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特別対象組合 等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策
 - (1) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特別対象 組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資するた めの方針」については、農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化そ の他の当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における経済 の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、 地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。
 - (2) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者又は水産業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
 - (3) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、農業者又は水産業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。
 - (4) 「東日本大震災の被災者への信用供与の状況及び東日本大震災の被災者 への支援をはじめとする東日本大震災の被災地域における復興に資する方 策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災 者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、 東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的 に記載すること。
 - (5) 「その他当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における 経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対す る支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の利用 者に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資す る方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」 をそれぞれ具体的に記載すること。
- 5. 収益の見通し
 - (1) 特別信用事業強化計画の実施期間中における収益の見通しの概要について、(別表1) に掲げられた計数を用いるなど具体的な記載に努めること。
- (2) 経営に関連する各種指標については、(別表1)により過去の実績又は

実績見込み及び特別信用事業強化計画の実施期間中における見通しを記載すること。ただし、特別信用事業強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。

6. 剰余金の処分の方針

配当に対する方針を(別表 2)により記載すること。ただし、特別信用事業強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。

7. 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策 経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リ スクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む 各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具 体的に記載すること。

(別表1)(単体)

					怒(။)	十档	lý (l	極	· @c	負債	産・1	ÄLL.			
うち信用事業収益	茶店湯業事	うち自己優先出資、処分未済持 分	うちその他有価証券評価差額金	うち土地再評価差額金	うち利益準備金	うち利益剰余金	うち資本準備金	うち回転出資金	うち出資金	純資産の部合計	うち貯金積金・譲渡性貯金	負債の部合計	うち貸出金	資産の部合計	
															年 月 未
															年 実績 末
															年 月末 実績/実 績見込み
															年 月末 見通し
															年 月末 見通し
															年 月末 見通し
															年 月末 見通し
															年 月末 見通し

		旋绡												
								. 6						
うち不良債権処理損失額	うち一般貸倒引当金繰入額	その他経常費用	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損+国 債等債券償還損+国債等 債券償却)	その他事業直接費用	役務取引等費用	うち貯金・譲渡性貯金利息	資金調達費用	うち信用事業費用	その他経常収益	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益+国 債等債券償還益)	その他事業直接収益	役務取引等収益	うち貸出金利息	資金運用収益
													-	
			I		1		1							
			I										-	
							-		1					

貯金等利厄 (= (貯金	資金調達原価率	貸出金利回	資金運用利回	当期(半期)	法人税等調整額	法人税、住国	税引前当期	特別損益	経常利益	事業外損益	うち物件費	うち人件費	事業管理費	7,	\mathcal{V}^*	がな
貯金等利回 (=(貯金利息+譲渡性貯金利			<u> </u>	剰余金	参 額	住民税及び事業税	(半期) 利益				<u>Д</u> #	<u>Д</u>		ちその他の処理額	5貸出金償却	うち個別貸倒引当金繰入 額
						-					1				1	I
						-					1	1		1	1	I
						_									ı	I
		1				_					1	1		1	ı	I
						-									l	I

不良債									(%	蘇(<u>森</u> 和岩	
総与信 (=金融再生法開示債権残高+正 常債権額)	正常債権額	要管理債権額	危險債権額	破産更生等債権額	金融再生法開示債権残高	当期剰余金R O A (=当期(半期)剰余金/総資産)	当期剰余金R O E (=当期(半期)剰余金/純資産)	貯貸金利鞘 (=貸出金利回-貯金等利回-資 金調達経費率)	総資金利鞘 (=資金運用利回-資金調達原価 率)	貯貸率	資金調達経費率 (=事業管理費/貯金・譲渡性 貯金平均残高合計)	息)/貯金・譲渡性貯金平均残高合計)
												1
						I		_				-
								ı				
		I	I	I		I		I	I		l	I

\			Service of the servic					<u></u>							, CLL VI / TIM - SLL
資本	· 油床	_	(東大州 		ı			(連結)						半	権関連指定
うち回転出資金	うち出資金	純資産の部合計	うち貯金・譲渡性貯金	負債の部合計	うち貸出金	資産の部合計			貸出条件緩和債権額	3 ヵ月以上延滞債権額	延滞債権額	(部分直接償却)	破綻先債権額	リスク管理債権残高	不良債権比率 (= 金融再生法開示債権残高/総 与信)
							年 月末 実績								
							年 月末 実績								
							年 月末 実績/実 績見込み								
							年 月末 見通し								
							年 月末 見通し								
							年 月末 見通し								
							年 月末 見通し								
							年 月末 見通し								

													(I)	均蔑	∄)	製活
				اس ا						業	心体	Ú,	ران الا		ر ال	Jv.
その他経常費用	その他事業直接費用	役務取引等費用	資金調達費用	うち信用事業費用	その他経常収益	その他事業直接収益	役務取引等収益	資金運用収益	うち信用事業収益	事業総利益) ち自己優先出資、処分未済持)	うちその他有価証券評価差額金	うち土地再評価差額金	うち利益準備金	うち利益剰余金	うち資本準備金
								1								
	I				I	I		I								

(%)	経営指												旋棋	
当期剰余金R O &	当期剰余金R O E (=当期剰余金/	当期剰余金	非支配株主にり	法人税等調整額	法人税、住民税及び事業税	特別損失	特別利益	経常利益	事業外損益	事業管理費	強めた	心盤 で で	うち食	うち貸
0 A 金/総資産)	0 E 金/純資産)		非支配株主に帰属する当期利益	質	免及び事業税						個別貸倒引当金繰入	一般貸倒引当金繰入	貸倒引当金繰入額	ち貸出金償却
	l				ı									
I	l													
I				ı										

(記載上の注意)

- 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
- 用事業強化計画の実施期間が3年を超える場合には、3年とする。 過去の実績及び実績見込みについては、特別信用事業強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、特別信
- 事業年度末の計数を記載すること。
- 信用事業以外の事業等適宜必要な修正を行うことは、差し支えない。

連結決算未実施の場合は、単体のみ作成することは、差し支えない。

(別表 2)

	1	1	1					已当性向	鬥
	1		I					配当率(優先出資、会員外調達分)	鬥
	ı	I	I					[当率(優先出資、貯金保険機構分)	鬥
	1		I						鬥
	1		ı					口当たり配当金(優先出資)	ш
								. 口当たり配当金(普通出資)	н-
	1		I					優先出資配当金 (会員外調達分)	
								優先出資配当金(貯金保険機構分)	
	1	1	I					普通出資配当金	
								配当金総額	鬥
								1.当可能利益	鬥
年 月末 月 川 川 川	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 実績/実 績見込み	年 月末 実績	年 実績 末		

(記載上の注意)

- ち優先出資に係るものをいう。 「貯金保険機構分」とは、法附則第5条第1項の決定を受けて農水産業協同組合貯金保険機構が取得した特定優先出資等のう
- 適宜必要な修正を行うことは、差し支えない。

別紙様式第3 (附則第25条関係) (平23内府農永令6・追加、平27内府農水令4・令元内府農 永令2・令2内府農水令17・----部改正)

(日本産業規格A4)

資本整理等実施要綱

年 月 日提出

(提出者) 所在地

特別対象組合等名

代表理事

氏名

所在地

農林中央金庫

代表理事理事長

氏名

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第17条第1項の規定に基づき、資本整理等実施要綱を次のとおり提出します。

記

- 第1 信用事業再構築の内容
- 第2 資本整理の内容
- 第3 資本整理を行うために農水産業協同組合貯金保険機構からの金銭の贈与又は 損失の補塡の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容
- 第4 信用事業再構築後の経営体制の整備に関する事項(当該信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡(以下「合併等」という。)でない場合に限る。)
- 第5 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項(合併等でない場合に限 る。)

(記載上の注意)

1. 一般的事項

以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

2. 提出者

提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象組合等及 び農林中央金庫の代表者の氏名を記載すること。

3. 信用事業再構築の内容

信用事業再構築(資本整理を含む。)の内容及び実施時期並びにその実現までの計画について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

- (1) 信用事業再構築の内容が合併等である場合には、合併等に関する契約の内容など、その実現性の確保に関する事項
- (2) 信用事業再構築の内容が合併等でない場合には、会員又は組合員からの

出資その他の指定支援法人以外の者からの支援の受入れの内容及びその実 施時期など、その実現性の確保に関する事項

- (3) 信用事業再構築後の当該特別対象組合等又は特別対象組合等の事業を引き継ぐ相手方組合等における業務の方針(当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における事業の方針を含む。)
- (4) 経営に関連する各種指標については、(別表1)により過去の実績又は 実績見込み及び信用事業再構築後の当該特別対象組合等又は特別対象組合 等の事業を引き継ぐ相手方組合等の3年間における見通し
- (5) 信用事業再構築後における剰余金の処分の方針(配当に関する方針(別表2)を含む。)
- 4. 資本整理の内容

資本整理の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

- (1) 資本整理の措置が、予定している信用事業再構築の内容に照らし必要である理由
- (2) 資本整理を行うに当たり適切に資産査定がなされる体制の整備に関する事項
- 5. 資本整理を行うために農水産業協同組合貯金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補塡の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容 法附則第18条又は第19条の規定に基づく農水産業協同組合貯金保険機構か

らの金銭の贈与又は損失の補塡の措置の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

- (1) 当該措置に必要な額の算出根拠に関する事項
- (2) 当該措置が、予定している信用事業再構築の内容に照らし必要である理由
- 6. 信用事業再構築後の経営体制の整備に関する事項

信用事業再構築が合併等でない場合には、当該信用事業再構築後の特別対象組合等における経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

7. 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項

信用事業再構築が合併等でない場合には、当該信用事業再構築後の特別対象組合等における業務の方針を踏まえ、(別表1) に記載した経営に関連する各種指標を実現するための具体的な方策を記載すること。

(別表1)(単体)

				(残高	半 苞) (本動	· 資	負債	(産・	ný			
うち信用事業収益	事業総利益	うち自己優先出資、処分未済持 分	うちその他有価証券評価差額金	うち土地再評価差額金	うち利益準備金	うち利益剰余金	うち資本準備金	うち回転出資金	- うち出資金	純資産の部合計	うち貯金・譲渡性貯金	負債の部合計	うち貸出金	資産の部合計	
			額金												年 月末 年 月末 実績 実績
															年 月末 実績/実 年 月末 績見込み 見通し
															(年 月末 年 月末 見通し 見通し 見通し

		旋绀												
			I					سی ا						
うち不良債権処理損失額	うち―般貸倒引当金繰入額	その他経常費用	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損+国 債等債券償還損+国債等 債券償却)	その他事業直接費用	役務取引等費用	うち貯金・譲渡性貯金利息	資金調達費用	ち信用事業費用	その 色 確	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益+国 債等債券償還益)	その他事業直接収益	役務取引等収益	うち貸出金利息	資金運用収益
										I				
										I				

—— 会理 金	資金調	第	資金運	当期剰余金	法人税	法人税,	税引前	特別損益	経常利益	事業外損益	\(\frac{1}{2}\)	\r \rac{1}{2}	事業管理費			
貯金等利回 (=(貯金利息+譲渡性貯金利	資金調達原価率	貸出金利回	資金運用利回	余金	法人税等調整額	、住民税及び事業税	税引前当期利益	益	益	損益 ()	うち物件費	うち人件費)理費	うちその他の処理額	うち貸出金償却	うち個別貸倒引当金繰入 額
												-			_	
												1				
												_			_	

不良債権									(%	蘇(経営指	
総与信 (=金融再生法開示債権残高+正 常債権額)	正常債権額	要管理債権額	危険債権額	玻産更生等債権額	金融再生法開示債権残高	当期剰余金R O A (=当期剰余金/総資産)	当期剰余金R O E (=当期剰余金/純資産)	貯貸金利鞘 (=貸出金利回-貯金等利回-資 金調達経費率)	総資金利翰 (=資金運用利回-資金調達原価 率)	野貨率	資金調達経費率 (=事業管理費/貯金·譲渡性 貯金平均残高合計)	息) / 貯金・譲渡性貯金平均 残高合計)
											I	
												l

								\sim				
K K	ı, Υ	・負害	冥產	ŧ				(連結)				
一うち回転出資金	うち出資金	(計画の部合計	うち貯金積金・譲渡性貯金	負債の部合計	うち貸出金	資産の部合計)	貸出条件緩和債権額	3 ヵ月以上延滞債権額	延滞債権額	(部分直接償却)
							年月末					
							年 月末 実績					
							年 月末 実績/実 潰見込み					
							年 月末 見通し					1
							年 月末 見通し				_	_
							年 月末 見通し				-	

関連指標 不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高/総 与信) リスク管理債権残高 破綻先債権額

													(I)	均羨	相) i	製作
その他経常費用	その他事業直接費用	役務取引等費用	資金調達費用	うち信用事業費用	その街路紙収益	その他事業直接収益	役務取引等収益	資金運用収益	うち信用事業収益	事業総利益	うち自己優先出資、処分未済持 分	うちその他有価証券評価差額金	うち土地再評価差額金	うち利益準備金	うち利益剰余金	うち資本準備金
	I					I		I								

藤(%)	経営指											棋	猫	
(=)	馬=) 睡餅馬	当期剰余金	非支配株主に	法人税	法人税,	特別損失	特別利益	経常利益	事業外損益	事業管理費				
当期剰余金R O A (=当期剰余金/総資産)	当期剰余金R O E (=当期剰余金/純資産)	余金	株主に帰属する当期利益	法人税等調整額	、住民税及び事業税	失	*	詳	損益	理費	うち個別貸倒引当金繰入 額	うち一般貸倒引当金繰入 額	うち貸倒引当金繰入額	うち貸出金償却
				1	-									
	l			I										
				I										

(記載上の注意)

- 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
- 信用事業再構築後の内容等により、適宜必要な修正をして記載することは、差し支えない。
- 事業年度末の計数を記載すること。
- 連結決算未実施の場合は、単体のみ作成することは、差し支えない。

(別表2) (配当に関する事項)

			L									
(意 株の) (意 株の) (意 株)	配当性向	配当率(優先出資、会員外調達分)	配当率(優先出資、貯金保險機構分)	配当率(普通出資)	1口当たり配当金(優先出資)	1口当たり配当金(普通出資)	優先出資配当金(会員外調達分)	優先出資配当金(貯金保険機構分)	普通出資配当金	配当金総額	配当可能利益	
												年月末
												年 月末
												年 月末 実績/実 績見込み
	-	_			_	—						年 月末 見通し
			ı						ı			年 月末 見通し
	1											年 月末 見通し

3載上の注意

- ち優先出資に係るものをいう。 「貯金保険機構分」とは、法附則第5条第1項の決定を受けて農水産業協同組合貯金保険機構が取得した特定優先出資等のう
- 適宜必要な修正を行うことは、差し支えない。

別紙様式第四号(第11条第3項第19号関係) (平28内府農永令9・追加、平30内府農永令5・一部改正)

29.7cm以上 業務代理組合認可票

(所属農林中央金庫等の名称)代理事業
(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編)
及び強化に関する法律第42条第3項の認可に係る業務の代理
認可番号金融庁長官()第号

(財務(支)局長)
上
農林水産大臣()第号

(業務代理組合の名称)

(所属農林中央金庫等の名称) 別紙様式第五号(第11条第3項第36号関係)

(日本産業規格A4)

 代理事業に関する報告書

 年 月 日から

 年 月 日まで

年 月 日 主たる事務所の所在地 所属農林中央金庫等の名称 代表者氏名

(記載上の注意)

- ・ 本表は、業務代理組合ごとに作成する。
- ・ 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位 未満は切り捨てること。
- 1 認可年月日及び認可番号
- 2 代理事業の概況

(記載上の注意)

- ・ 直近の事業年度における代理事業の経過及び成果を記載すること。
- 3 業務代理組合

業務	务代理組合名	4年事業の内容
	委託契約年月日	代理事業の内容

(記載上の注意)

- ・ 「業務代理組合名」欄は、当期末現在における業務代理組合の名称を記載すること。
- 4 業務代理組合の役員及び使用人の状況

		役	員	使 用 人	計
			うち非常勤	使 用 八	пI
総	数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における代理事業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
- 5 業務代理組合の事務所の状況

名	称	所 在 地	使用人	代理事業の内容

(記載上の注意)

- ・ 適宜業務代理組合の事務所別に区分して記載すること。
- 6 代理事業の実施状況
 - (1) 貯金(預金を含む。以下同じ。)関係
 - ① 代理

(単位:千円、件)

流動性貯金		定期性貯金		合	計		
	うち当座貯金				(その他を含む。)		
口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高

(記載上の注意)

- ・ 当期末における貯金の口座数及び残高の合計額を記載すること。
 - ② 媒介

(単位:件)

流動性貯金		定期性貯金	合 計	
	うち当座貯金		(その他を含む。)	

(記載上の注意)

- ・ 第11条第2項第3号イ(1)に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期 中に契約の締結に至った件数を記載すること。
 - (2) 貸出金関係
 - ① 代理

(単位:千円、件)

消費者向け貸出金		事業者向	け貸出金	슴 計		
件数	残高	件数	残高	件数	残高	
		()	()			

(記載上の注意)

- 1 当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を記載すること。
- 2 「件数」及び「残高」欄の()には、規格化された貸付商品(第11条第3項第15号イに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び残高を内書すること。
 - ② 媒介

(単位:千円、件)

消費者向け貸出金		事業者向	け貸出金	合 計		
件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額	
		()	()			

(記載上の注意)

- 1 当期末における第11条第2項第3号イ(2)に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
- 3 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(第11条第3項第15号イ に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。
 - (3) 為替取引関係

(単位:件)

// - */-	代	理	媒	介
一 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における第11条第2項第3号イ(3)に規定する契約の締結の代理 行為を行った契約件数を記載すること。
- 2 「媒介」欄は、当期中における第11条第2項第3号イ(3)に規定する契約の締結の媒介 行為を行った契約件数を記載すること。
 - (4) 手数料の状況

(単位:千円)

(1)から(3)までの代理事業に係る手数料	
(1)から(3)までの代理事業以外の代理事業に係る手数料 (代理事業の内容:	

(記載上の注意)

・ 「手数料」欄は、当期中に所属農林中央金庫等から得た代理事業に係る手数料の金額を記載すること。